



共に助け合い安心して暮らせるふるさとに

# 志布志市高齢者保健福祉計画 及び第8期介護保険事業計画

令和3年度 ▶ 令和5年度  
(2021年度) (2023年度)

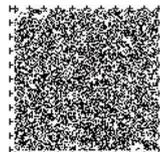


この計画書は、音声コード「Uni-voice」対応です。専用のアプリで読み取ると、記載内容を音声で聞くことができます。



令和3年3月

鹿児島県 志布志市



※白紙ページです

# ごあいさつ

介護が必要な高齢者を社会全体で支える仕組みとして、平成12年（2000年）から運用が開始された介護保険制度は、その創設からおよそ20年が経過し、介護保険サービス提供体制の充実を推進してきました。

地域の社会資源を有効に活用しながら、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を見据え、持続可能な制度となるよう「地域包括ケアシステム」の更なる推進を図りながら、その先のいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据えた取組の推進が必要となってきました。

また、昨今、新型コロナウイルス感染症予防対策の影響により、人々のライフスタイルは大きな変化を見せています。感染拡大予防に伴う外出自粛により、高齢者の地域の集いの場をはじめとする社会参加機会の減少等も危惧されていることなど、平常時とは異なる様々な影響が懸念されており、今後は、よりきめ細かな支援対策が必要となってきます。

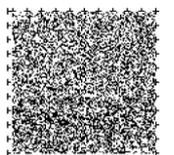
この度、本市においては、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「共に助け合い 安心して暮らせる ふるさとに」を基本理念とし、令和3年度から令和5年度までの3か年の計画として「志布志市高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画」を策定いたしました。

今後、本計画を推進していくにあたっては、市民の皆さまをはじめ、関係者の方や関係団体・機関と連携・協働が不可欠となるため、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました「志布志市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」委員の皆さまをはじめ、アンケート調査等にご協力をいただきました多くの市民の皆さまに厚くお礼申し上げます。

令和3年3月

志布志市長 下 平 晴 行



## 目の不自由なみなさんへ向けた取組

この計画書では、目の不自由なみなさんへ向けた取組として、「音声コード Uni-Voice（ユニボイス）」を用いた音声案内電子サービスを導入しました。スマートフォンやタブレット用のアプリケーションを使用することにより、情報を「テキスト表示」と「音声読み上げ」で提供します。

### 使い方（スマートフォンやタブレット用のアプリケーションが必要です）

スマートフォン等に「Uni-Voice」のアプリケーションをインストールします。

Uni-Voice

 Uni-Voice  
・Android 版  
・iOS 版

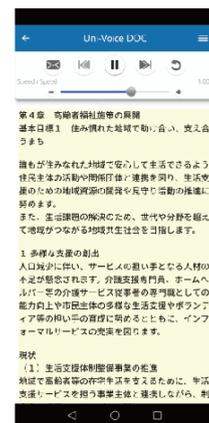
 Uni-Voice Blind  
・iOS 版

Uni-Voice を起動し2次元コードを読み取ります。

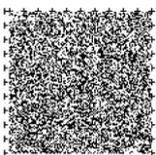


2次元コードの読み取りが完了すると、テキストが表示され、ページの読み込みが完了すると音声の読み上げが開始します。

※ページの文字数によっては時間がかかる場合があります。

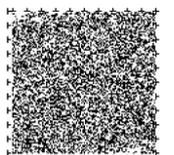


※音声コード Uni-Voice(ユニボイス)は、JAVIS(日本視覚障がい情報普及支援協会)が開発した2次元コードです。



# 目次

第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の性格と法的位置づけ	2
3 計画期間	9
4 計画の策定体制	10
5 日常生活圏域の設定	14
6 適応力の高いサービス提供体制の確立	16
第2章 高齢者を取り巻く現状と将来推計	
1 本市の高齢者の状況	17
2 本市の介護保険の利用状況等	23
3 高齢者アンケート調査結果	27
第3章 基本理念及び基本目標	
1 基本理念と基本目標	35
2 施策の体系	37
第4章 高齢者福祉施策の展開	
基本目標1 住み慣れた地域で助け合い、支え合うまち	38
1 多様な支援の創出	38
2 安全安心・見守り体制の充実	43
3 地域包括ケアシステムの深化に向けた体制の構築	47
基本目標2 生きがいをもって自分らしく生活ができるまち	50
1 社会参加活動への支援	50
2 就労等生きがいある暮らしへの支援	55
基本目標3 健やかな身体づくりを行い、介護予防ができるまち	59
1 年代に応じた健康づくりの推進	59
2 介護予防・日常生活支援総合事業の充実	66
基本目標4 心を寄せあい、最期まで暮らせるまち	72
1 認知症施策の推進	72
2 生活を支える人たちの連携体制の構築	79
3 権利擁護・虐待防止の推進	81
4 在宅家族介護者等への支援	84



## 第5章 介護保険給付等対象サービスの見込み

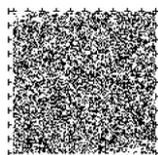
1 居宅サービス.....	86
2 地域密着型サービス.....	93
3 施設サービス.....	96
4 その他.....	97
5 必要利用定員総数.....	98

## 第6章 第1号被保険者の介護保険料の設定

1 給付と負担の関係.....	99
2 志布志市の第7期介護保険の状況.....	100
3 志布志市の第8期介護保険料.....	102
4 介護保険事業の安定的運営に向けて.....	106

## 資料編

志布志市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱.....	108
志布志市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会名簿.....	110
志布志市認知症ケアパス「認知症 得ダネ♪情報」.....	111
用語集.....	113





## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の背景と趣旨

#### (1) 計画策定の背景

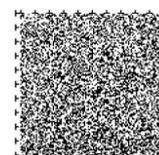
高齢者を社会全体で支える仕組みとして平成12年(2000年)にスタートした介護保険制度は、その創設から20年が経過し、サービス利用者は制度創設時の3倍を超え550万人に達しており、介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着・発展してきています。

平成26年(2014年)には、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律等の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)により、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するための医療制度改革と一体的に、地域包括ケアシステムの構築及び介護保険制度の持続可能性の確保のため、地域支援事業の充実、低所得者の保険料軽減の強化、予防給付のうち訪問介護及び通所介護の地域支援事業への移行、介護老人福祉施設への新規入所者を原則要介護3以上の高齢者に限定すること及び所得・資産のある人の利用者負担の見直し等を一体的に行う介護保険制度の改革が行われました。

また、平成29年(2017年)には、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)により、地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保のため、保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進、現役世代並みの所得のある利用者の負担割合の見直し及び介護納付金における総報酬割の導入等の措置を講ずることなどの介護保険制度の見直しが行われました。

#### (2) 計画策定の趣旨

令和7年(2025年)が近づく中で、更にもその先を展望すると、昭和46年(1971年)から昭和49年(1974年)生まれの、いわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年(2040年)に向け、総人口・現役世代人口が減少する中で、高齢人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれます。一方、ピークを過ぎ減少に転じる保険者もあるため、各地域の状況に応じた介護サービス基盤の整備が重要です。また、世帯主が高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、介護サービス需要が更に増加・多様化することが想定される一方、現役世代の減少が顕著



となり、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が重要です。

こうした状況を踏まえ、令和7年（2025年）及び令和22年（2040年）を見据えながら、高齢者の健康の確保と福祉の増進、地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施を計画的に行うため、志布志市高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画を策定します。

## 2 計画の性格と法的位置づけ

本計画は、高齢者に関する施策を総合的に推進していくために、本市における「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」を、介護保険法第117条第6項の規定により一体のものとして策定するものです。

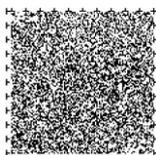
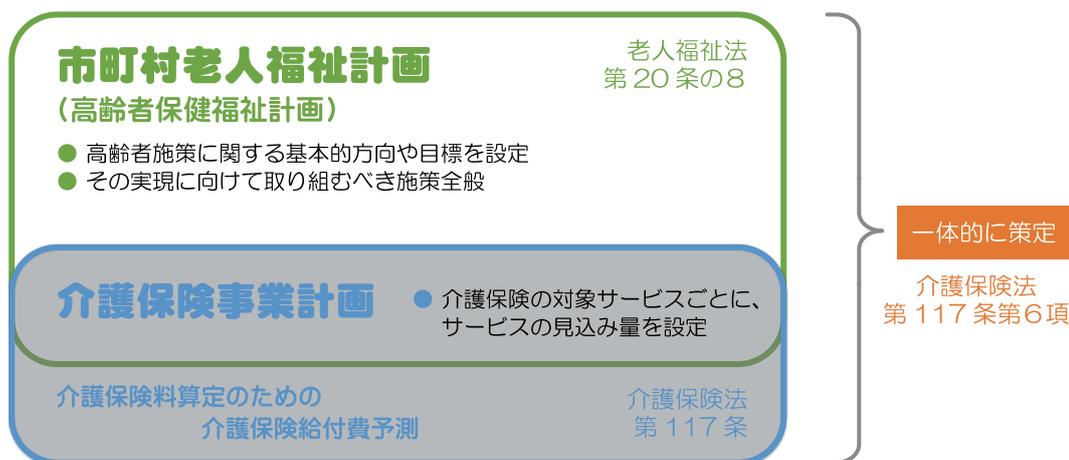
### （1）高齢者保健福祉計画とは

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8に規定された「市町村老人福祉計画」に位置付けられる計画であり、高齢者施策に関する基本的方向や目標を設定し、その実現に向けて取り組むべき施策全般を定めるものです。

### （2）介護保険事業計画とは

介護保険事業計画は、介護保険法第117条に規定され、3年を1期としての策定が義務づけられているものです。介護保険の対象サービスの種類やサービスの見込み量を定め、介護保険事業費の見込み等について明らかにするとともに、保険給付の円滑な実施を確保するために策定します。

図表：高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の一体的策定

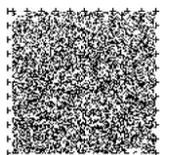
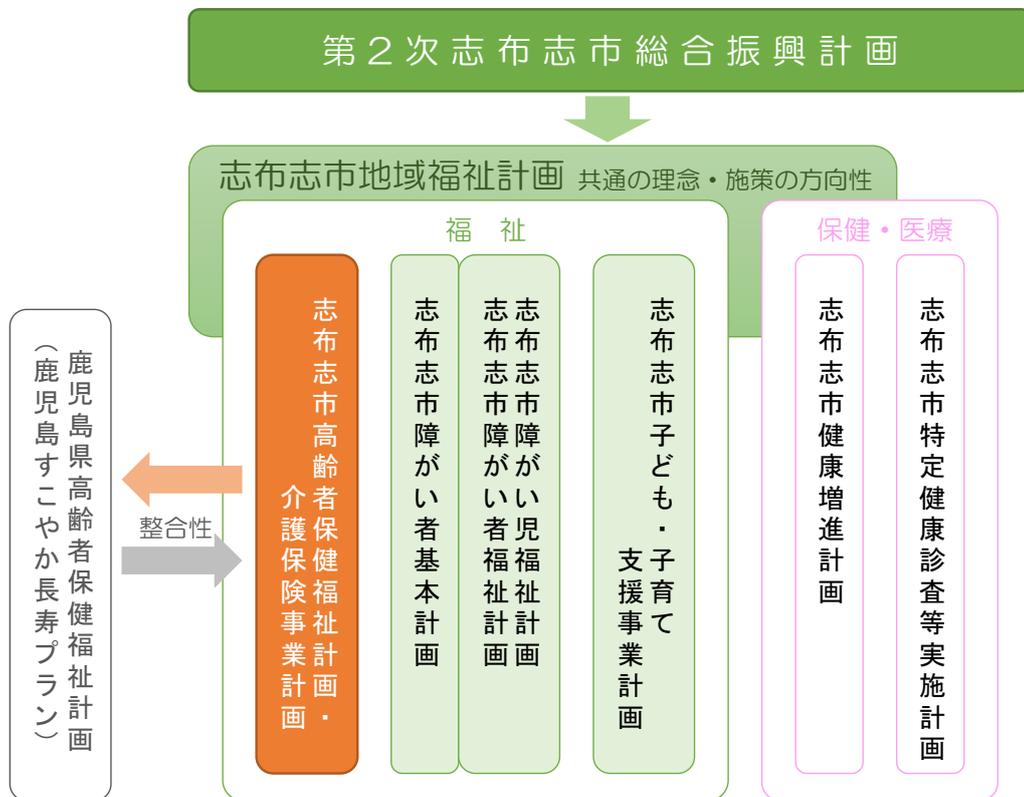


### (3) 他の計画との関係

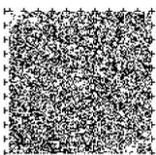
本計画は、本市の最上位計画である「第2次志布志市総合振興計画」で掲げる基本理念や将来像、目標を基本とし、上位計画である「第2期志布志市地域福祉計画」とも理念や方向性について整合を図りつつ、介護保険事業を含む高齢者福祉分野について、より具体的な取組の方向性を定める行政計画です。

計画策定に当たっては、児童・障がい者福祉等の福祉関連計画、医療・保健に関連する計画及び国の策定指針、鹿児島県が進める高齢者保健福祉計画等と整合性を図りながら定めています。

図表：他の計画との関係



## (4) 介護保険制度の改正の経緯



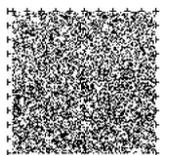
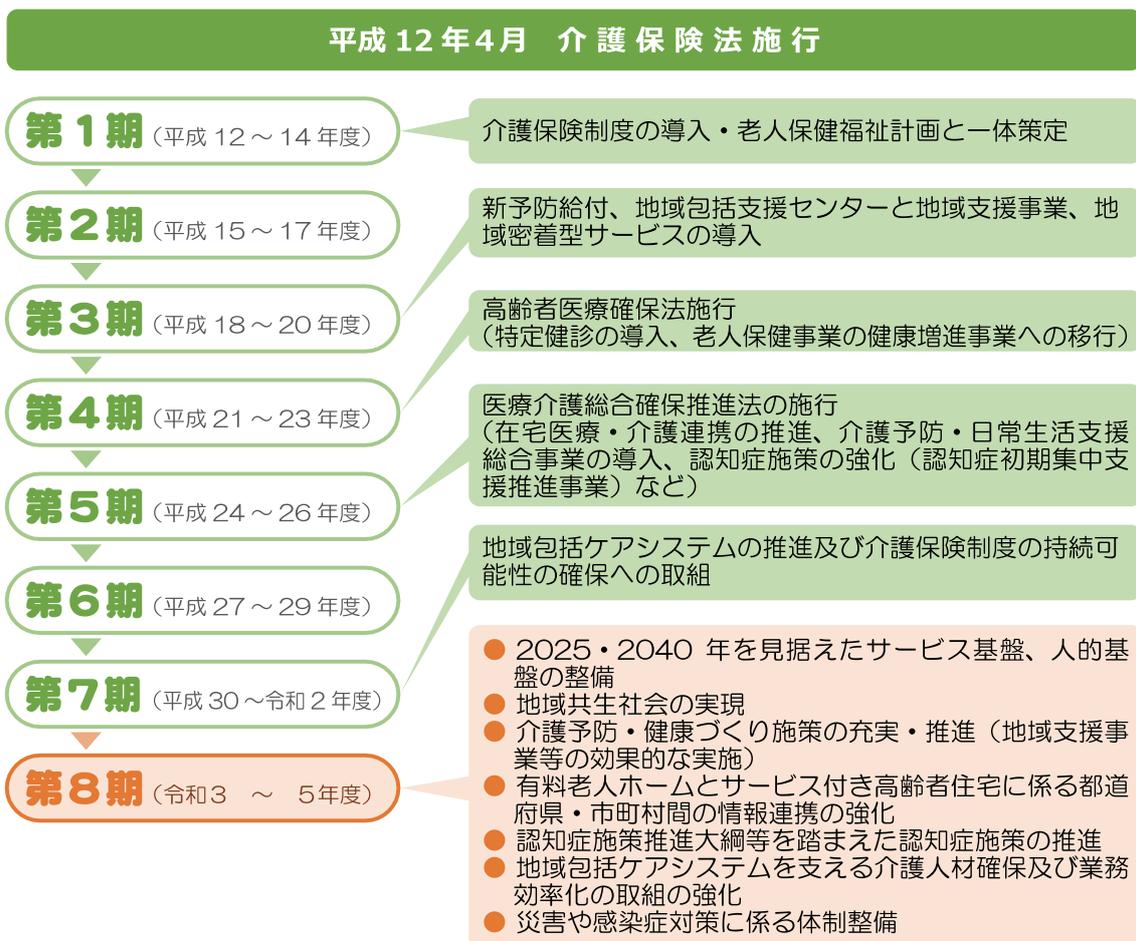
## (5) 国の動向

平成12年度に介護保険制度がスタートしてから、20年が経過しました。その間、高齢者人口や要介護高齢者、介護保険サービスの利用、高齢者の生活等にかかわる各種動向に応じて高齢者福祉施策・介護保険制度は見直しが繰り返されてきました。

平成30年度からスタートした第7期介護保険事業計画は「地域包括ケアの推進」を更に深め「地域共生社会」の実現へ向けた体制整備のための移行期間としており、介護保険制度の持続可能性の確保に向けた取組を進めることとなっていました。

令和3年度からスタートする第8期介護保険事業計画では、以下の7点について取り組むこととされています。

図表：高齢者施策・介護保険事業をめぐる法制度等の変遷



今後は、地域包括ケアシステムの推進、介護保険制度の持続可能性の確保のみならず、介護予防の取組の重要性が高まることが予想され、健康増進施策との連動を更に深めていく必要があります。

また、認知症高齢者は今後も増加すると見込まれており、令和7年（2025年）には全国で730万人、高齢者のうち5人に1人が認知症を発症するという推計もあります。認知症を防ぐ施策に加えて、認知症になっても安心して暮らしていくことのできる地域づくりも合わせて進めていかなくてはなりません。

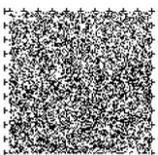
超高齢社会においては、高齢者は福祉やサービスの受け手であると同時に、担い手としての役割も期待されています。高齢者が持つ知識・経験を活かした就労の場、地域貢献の場を提供していかなくてはなりません。就労やボランティアのみならず、スポーツ、文化活動等の高齢者の生きがい創出・社会参加を促進することで、高齢者の孤立を防ぐことにもつながります。

今後も高齢化が進行することが見込まれていることから、高齢者の価値観や考え方、ライフスタイルの多様化等、様々な変化に対応した高齢者施策の構築・提供が必要です。

図表：地域包括ケアシステムの構成要素



[出典]地域包括ケア研究会報告「地域包括ケアシステムと地域マネジメント」(平成28年3月)

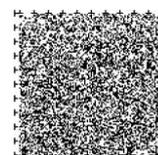
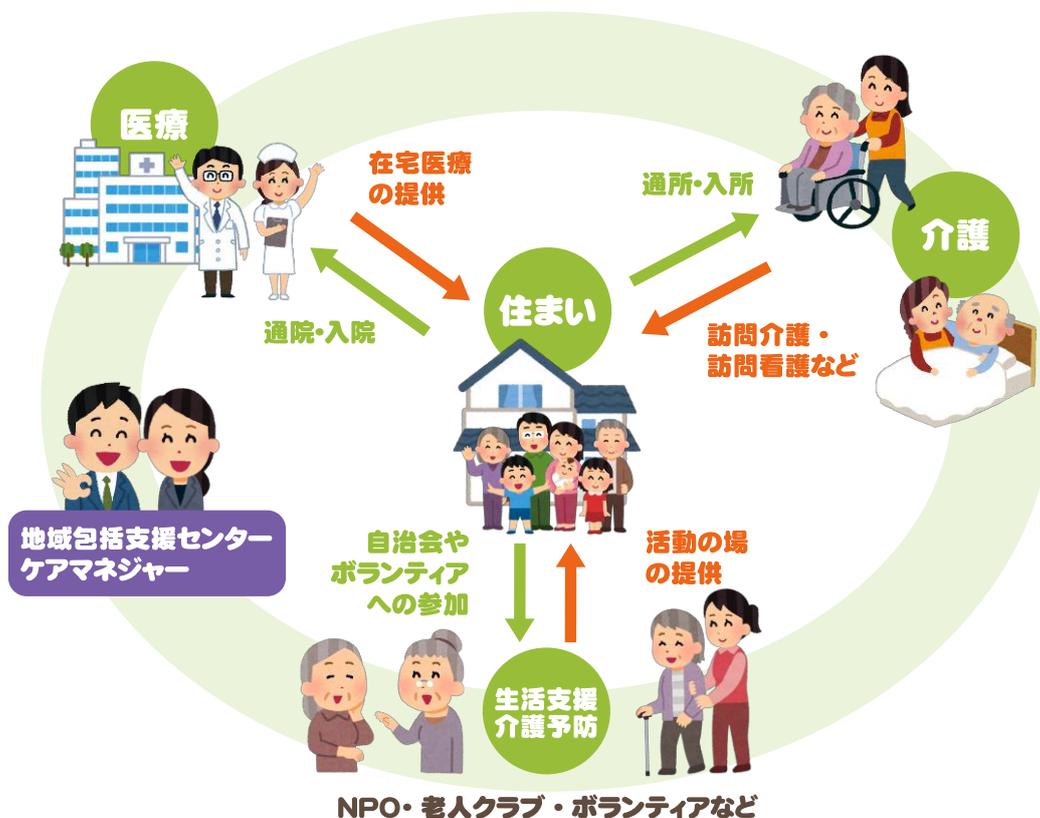


## (6) 第7期計画を踏まえ、第8期計画に向けて

第7期計画では、各地域において前計画を踏まえての『地域包括ケアシステム』の推進と「地域共生社会」の実現に向けた体制整備のための期間とし、それとともに介護保険制度の持続可能性の確保に取り組むものとされました。

『地域包括ケアシステム』は、限りある社会資源を効率的・効果的に活用しながら、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を包括的に確保するもので、国では、令和7年（2025年）までに、各地域の実情に応じてこれを構築するよう自治体等に求めています

図表：地域包括ケアシステムの姿



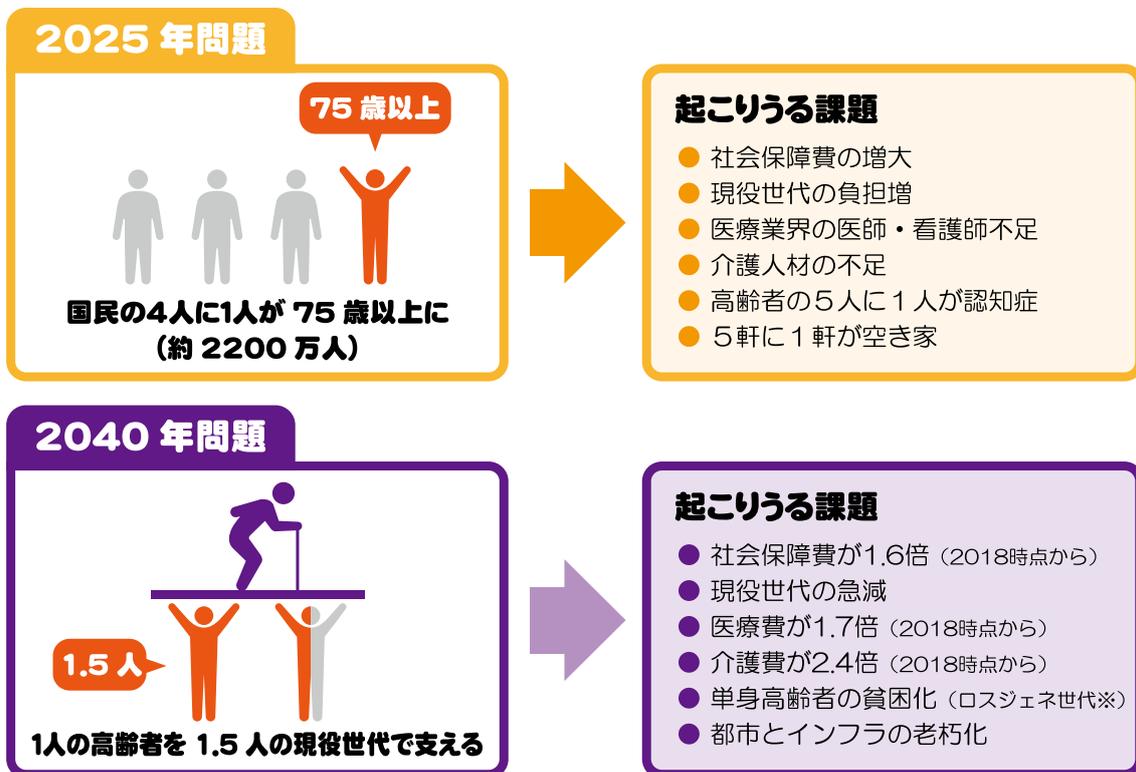
## (7) 2025年問題と2040年問題

令和7年(2025年)は、わが国において、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、4人に1人が75歳以上という超高齢社会が到来するとされている年です。

更に、令和22年(2040年)には、わが国の人口は約1億1000万人になり、1.5人の現役世代(生産年齢人口)が1人の高齢世代を支えるかたちになると予測されています(国立社会保障・人口問題研究所、2017年推計、出生率・死亡率中位仮定)。

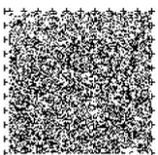
第7期計画までは令和7年(2025年)を見据えての対応が図られてきましたが、第8期計画ではその先、令和22年(2040年)までを見据えた計画の策定が求められることとなります。

図表:2025年問題と2040年問題



※ロス・ジェネレーション世代。日本のバブル経済崩壊後に始まった約10年間の就職難の時代に就職活動をした世代のこと。昭和45年(1970)～昭和57年(1982)頃に生まれた世代が該当し、約2千万人に上る。いわゆる「氷河期世代」。

[出典]内閣府「高齢社会白書」、厚生労働省「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」、(株)野村総合研究所「2018年、2023年、2028年および2033年における日本の総住宅数・空き家数・空き家率(総住宅数に占める空き家の割合)の予測」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」、「内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省「2040年を見据えた社会保障の将来見通し」(平成30年5月21日)、総務省自治行政局「自治体戦略2040構想研究会事務局提出資料<インフラ・公共施設/公共交通>(平成29年12月)」

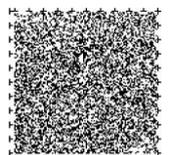
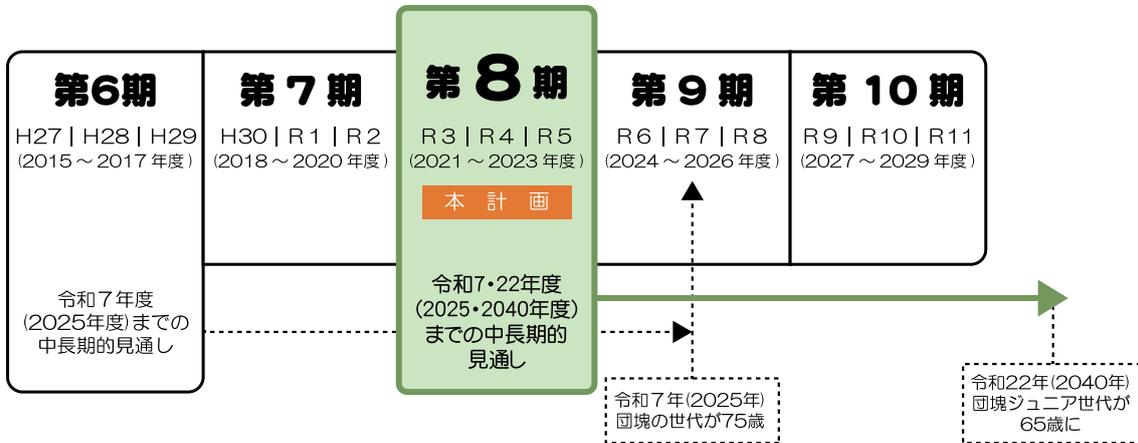


### 3 計画期間

本計画は、令和22年（2040年）までの長期的な動向を踏まえつつ、第6期介護保険事業計画策定時の基本指針に盛り込まれた「地域包括ケアシステム」の目標や具体的な施策を踏まえ、本市における地域包括ケア計画として、令和3年度（2021年）を初年度として令和5年度（2023年）を目標年度とする3か年計画として策定するものです。

毎年度点検・評価を行い、課題の把握や分析、今後の対応の検討等を行うことで、本計画の実施状況の把握と進行管理を実施します。

図表：計画期間

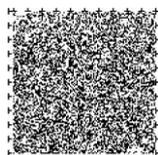
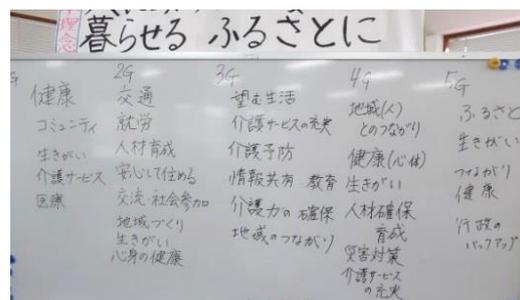


## 4 計画の策定体制

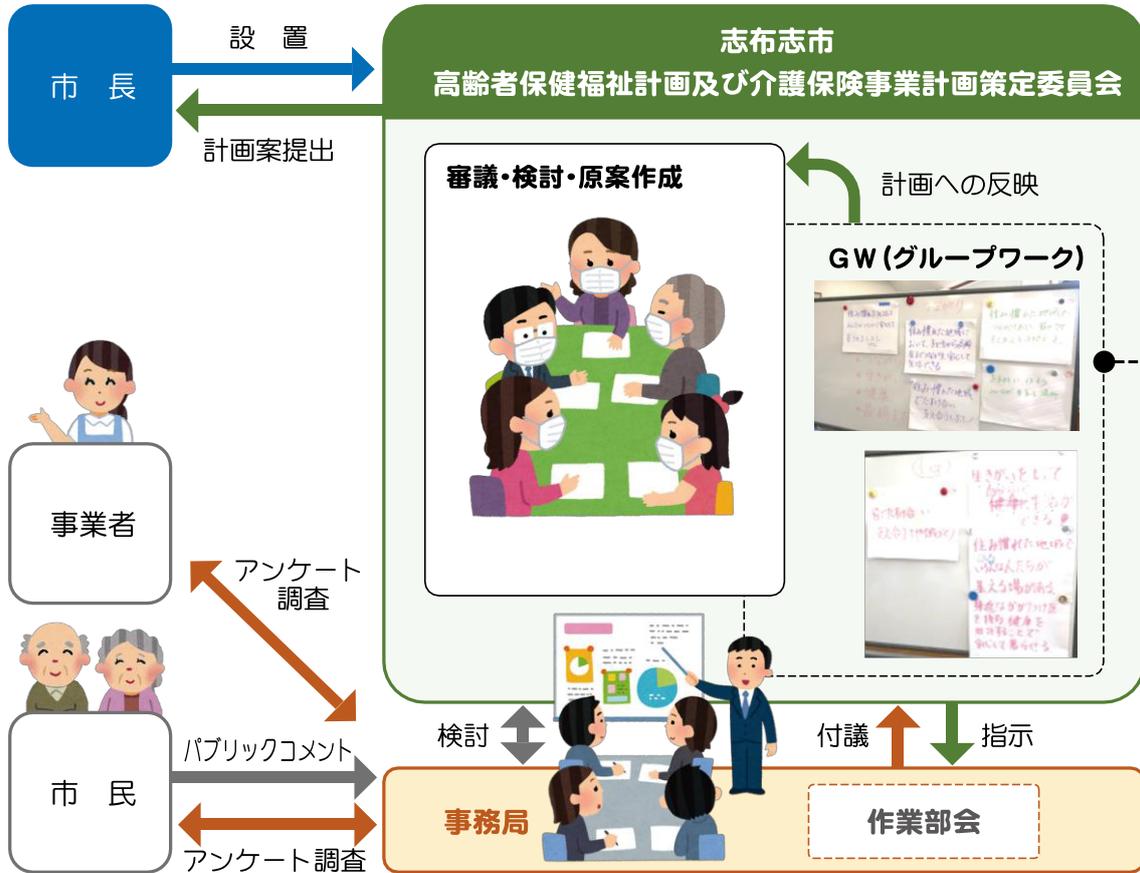
### (1) 計画策定委員会の設置

行政機関内部だけでなく、被保険者（地域住民）代表、本市の高齢者保健福祉分野に関わる団体・事業者等で構成する「志布志市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」を設置し、計画策定委員によるグループワーク等を行い、各地区の実情やそれぞれの立場からの意見を集約し、計画策定委員にて基本理念、基本目標を検討しました。

回数	期 日	議 題
第1回	令和2年 7月1日(水)	①第8期介護保険事業計画の概要について ②志布志市における高齢者の現状について ③介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び高齢者実態調査の結果について ④福祉サービスについて
第2回	令和2年 8月4日(火)	①住宅の確保及び施設入所待機者について ②基本理念について 【グループワーク】基本目標について・住まいをどうするか
第3回	令和2年 9月3日(木)	①第8期計画の基本指針(案)について ②災害に対する備えについて ③交通の確保について ④在宅医療・介護連携について ⑤生活支援サービスについて 【グループワーク】地域で生活するために
第4回	令和2年 10月8日(木)	①介護保険料の収納状況について ②介護(予防)サービス見込量及び介護保険料の推計(1回目)について ③高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について 【グループワーク】地域で生活するために
第5回	令和2年 11月5日(木)	①第8期計画の項目等について ②人材確保等に係るアンケート結果について ③第7期の評価・第8期の目標について ④基本目標について 【グループワーク】基本目標について
第6回	令和2年 11月24日(火)	①基本目標について ②介護サービスの施設整備について ③第8期計画の項目等について 【グループワーク】基本目標について・地域で生活するために(・人材・手当・施設)
第7回	令和2年 12月24日(木)	①第8期計画の素案について 【グループワーク】素案について
第8回	令和3年 2月4日(木)	①第8期計画の素案について ②その他



図表：計画策定の流れ



図表：グループワーク「地域で生活するために」(第6回策定委員会)

**生活**

- 1G: 日常生活に困っている人への支援 (福祉 買い物車) 有償サービスの活用
- 2G: 高齢者の生活支援 (成年後見人 介護に必要となる機能) 交通手段の活用 (タクシー) 福祉用具 (生活支援用具)
- 3G: ゴミ出し 資源ゴミを収集場所へ運ぶ環境担当の相談 チョイス コレクション サービスの活用
- 4G: 買い物 (買い物車) 企業での職 介護施設 (福祉施設) フロアビリー フロア活動 (30分程度) 福祉用具 (福祉用具) 福祉用具 (福祉用具) 福祉用具 (福祉用具)
- 5G: 手当て額増のお願い。 制度の周知を。 手当て額 単純に安い。 用品④を 手当て額に上乗せを。

**見守り**

- 1G: 見守り (福祉 見守り) 見守り (福祉 見守り) 見守り (福祉 見守り)
- 2G: 見守り (福祉 見守り) 見守り (福祉 見守り) 見守り (福祉 見守り)
- 3G: 見守り (福祉 見守り) 見守り (福祉 見守り) 見守り (福祉 見守り)
- 4G: 見守り (福祉 見守り) 見守り (福祉 見守り) 見守り (福祉 見守り)
- 5G: 見守り (福祉 見守り) 見守り (福祉 見守り) 見守り (福祉 見守り)

**介護**

- 1G: 介護 (福祉 介護) 介護 (福祉 介護) 介護 (福祉 介護)
- 2G: 介護 (福祉 介護) 介護 (福祉 介護) 介護 (福祉 介護)
- 3G: 介護 (福祉 介護) 介護 (福祉 介護) 介護 (福祉 介護)
- 4G: 介護 (福祉 介護) 介護 (福祉 介護) 介護 (福祉 介護)
- 5G: 介護 (福祉 介護) 介護 (福祉 介護) 介護 (福祉 介護)

## (2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査・高齢者実態調査の実施

令和元年度に、市内に住所を有する 40 歳以上の無作為に抽出した住民を対象に「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査・高齢者等実態調査」を行いました。

### ① 調査の目的

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直しに当たり、既存データでは把握が困難な高齢者等の実態や意識・意向を確認し、総合的に傾向分析することにより計画策定の基礎資料とするために実施しました。

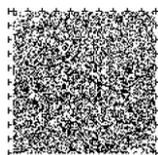
### ② 調査の概要及び回収状況等

調査種別		一般高齢者調査	若年者調査	在宅要介護(要支援)者調査
調査対象者		65 歳以上の高齢者のうち、要介護認定を受けていない者	40 歳以上 65 歳未満の者のうち、要介護認定を受けていない者	40 歳以上の者のうち、要介護認定を受けている者(在宅)
抽出方法		無作為抽出		
調査期間		令和2年2月～3月		
調査方法		民生委員・児童委員による配布及び回収		地域包括支援センター職員及び居宅介護支援事業所職員による聞き取り調査
回収状況	配布数	516 件	516 件	500 件
	回収数	515 件	509 件	415 件
	回収率	99.8%	98.6%	83.0%

## (3) 人材確保等に係るアンケート調査の実施

第 8 期介護保険事業計画の策定に向けての業務や、介護人材確保の検討を行っていくにあたり、市内の介護保険事業所における現状等を把握するために実施しました。

調査対象	調査期間	調査数	回収数	回収率
市内の介護保険事業者	令和2年9月～10月	50 件	30 件	60.0%



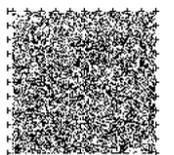
#### **(4) パブリックコメントの実施**

令和3年1月に、計画素案を市のホームページと介護保険担当の窓口で公表し、計画内容全般に関する意見募集を行いました。また、市まちづくり委員会で、計画内容の協議を行いました。

#### **(5) 計画の進行管理及び点検**

本計画を着実に推進していくため、関係各課及び関係機関がそれぞれの担当する施策の進捗状況を把握・点検します。

施策の進捗状況の点検結果等の評価を行うとともに、サービスの必要量や供給量、質等の動向について、現状把握に努めます。



## 5 日常生活圏域の設定

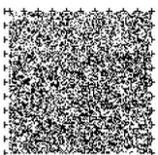
介護が必要になっても住み慣れた地域での生活を継続するためには、福祉施設や医療機関などの施設整備や介護保険サービスを充実させることはもちろん、住みやすい「住まい」や他の公共施設、交通機関、そしてこれらの地域資源をつなぐ人的ネットワークが重要となります。このような地域資源を高齢者の生活する範囲内で有機的に連携させ、地域ケアの充実を図ります。

また、基盤整備においても市全域を単位として、個々の施設を整備する「点の整備」ではなく、身近な生活圏域に様々なサービス拠点が連携する「面の整備」が求められています。本計画においては、なるべく高齢者にとって身近で、そして親しみのある地域であること、また人口規模や交通事情、公的サービス提供基盤、介護保険施設の整備状況等を勘案し、これまで設定してきた4圏域を、第8期計画では旧町単位である3圏域として設定します。

図表：日常生活圏域の状況

日常生活圏域		面積	総人口	高齢者数	高齢化率	要介護(要支援)認定者数
1	松山圏域	49.81 km <sup>2</sup>	3,874 人	1,617 人	41.7%	313 人
2	志布志圏域	142.42 km <sup>2</sup>	16,250 人	5,545 人	34.1%	983 人
3	有明圏域	98.05 km <sup>2</sup>	10,566 人	3,713 人	35.1%	636 人
計		290.28 km <sup>2</sup>	30,690 人	10,875 人	35.4%	1,932 人

[出典]住民基本台帳(令和2年10月1日現在)



■ 地域密着型サービスの整備状況（第7期末時点）

		認知症対応型 共同生活介護		地域密着型特定施設 入居者生活介護		小規模多機能型 居宅介護		地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	
		箇所数	床数	箇所数	床数	箇所数	床数	箇所数	床数
1	松山圏域	1	18	0	0	1	25	0	0
2	志布志圏域	4	72	1	20	1	25	1	14
3	有明圏域	2	27	1	20	0	0	0	0
	計	7	117	2	40	2	50	1	14

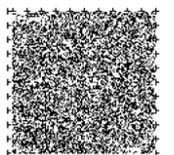
		認知症対応型 通所介護	定期巡回・随時対応 型訪問介護看護	地域密着型 通所介護
		箇所数	箇所数	箇所数
1	松山圏域	0	0	0
2	志布志圏域	1	1	1
3	有明圏域	0	0	3
	計	1	1	4

■ 施設・居住系サービスの整備状況（第7期末時点）

		介護老人福祉施設		介護老人保健施設		介護医療院		特定施設入居者 生活介護	
		箇所数	床数	箇所数	床数	箇所数	床数	箇所数	床数
1	松山圏域	1	65	0	0	0	0	1	50
2	志布志圏域	1	81	1	86	1	29	1	57
3	有明圏域	1	50	1	86	0	0	1	30
	計	3	196	2	172	1	29	3	137

■ 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者住宅の整備状況（第7期末時点）

		住宅型 有料老人ホーム	サービス付き 高齢者住宅
		箇所数	箇所数
1	松山圏域	1	0
2	志布志圏域	2	0
3	有明圏域	3	0
	計	6	0



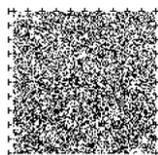
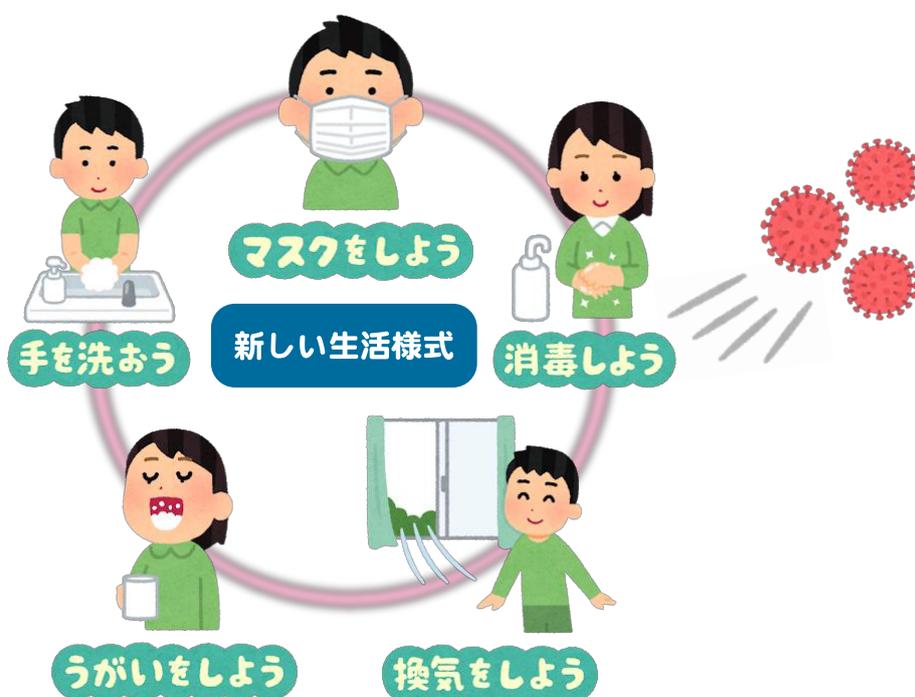
## 6 適応力の高いサービス提供体制の確立

令和2年、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染の拡大により、鹿児島県内や本市においても感染者が発生しました。このことにより、地域の集まりが抑制されたり、高齢者のサービスの利用が控えられたりするなどの影響も出ています。

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を受けるにはまだ時間がかかると想定され、また新たな感染症も発生する可能性に鑑み、ウイルスと共存しつつ社会経済活動を行っていく必要があります。

そのためにも、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を定着させていくことが重要です。安心して「必要な方」が「必要なサービス」を利用できるよう、マスクの着用、手洗い・手指の消毒、「3密（密閉、密集、密接）」の回避などの感染予防対策を徹底したサービス提供を行うため、鹿児島県や関係機関と連携しながら提供体制の確立を進めます。更に継続したサービスの提供のため、介護者の感染や濃厚接触者となった場合の支援体制についても整備を検討し、令和2年1月改定の「志布志市新型コロナウイルス等対策行動計画」とも調和を図ります。

感染予防対策を取り入れた日常生活において、高齢者の外出控えや見守りや安否確認体制の強化などの新たなニーズが発生する可能性もあります。これらの新たなニーズに対応していくために、必要とされる支援を検討していきます。このように、感染症や災害などの困難な状況に対しても、柔軟に適応するサービス提供体制の確立を目指します。





## 第2章 高齢者を取り巻く現状と将来推計

### 1 本市の高齢者の状況

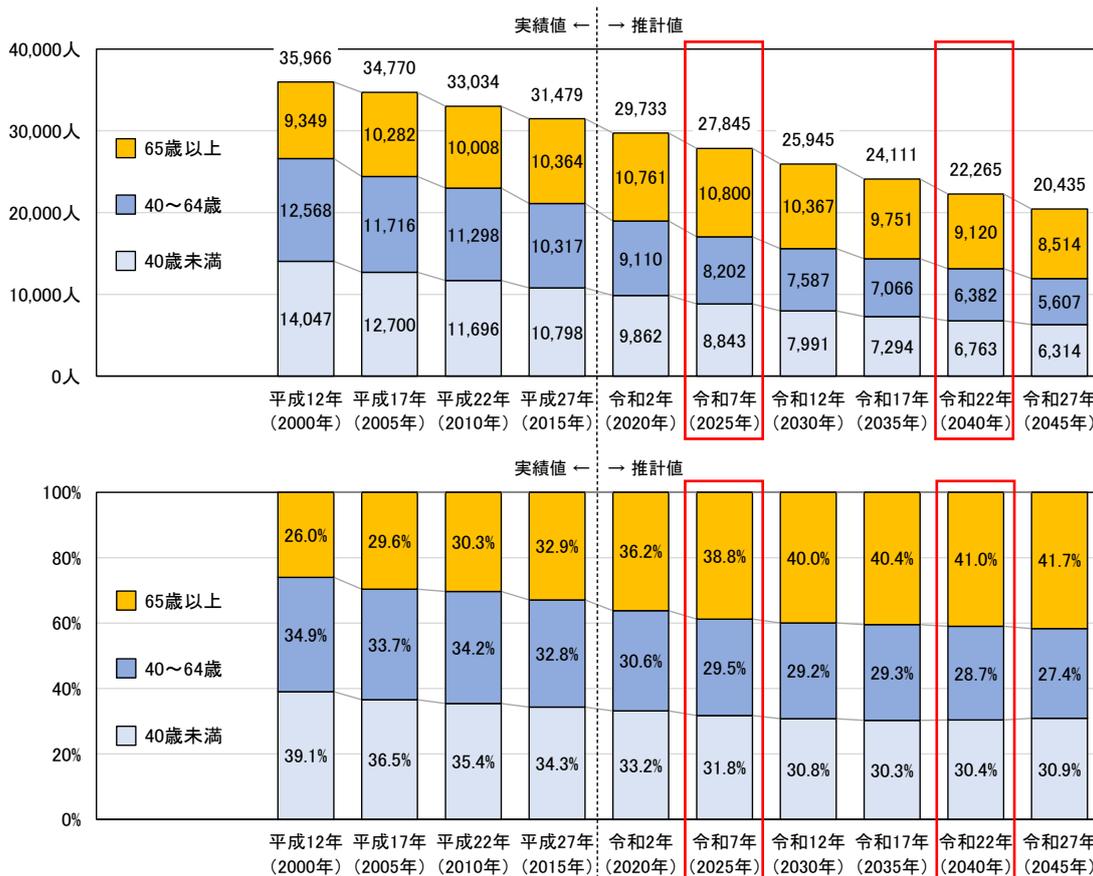
#### (1) 高齢者の状況

##### ① 人口の推移

本市の総人口は年々減少傾向にあり、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると令和2年(2020年)には3万人を割り込むと予想されています。

今後も高齢化は進行するものと考えられており、令和12年(2030年)には40%を超える見込みです。

図表: 人口及び人口構成割合の推移



[出典] 国勢調査

[出典] 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」

※平成17年以前は、旧町(志布志町、松山町、有明町)の合算値。

※「年齢不詳」を含む。

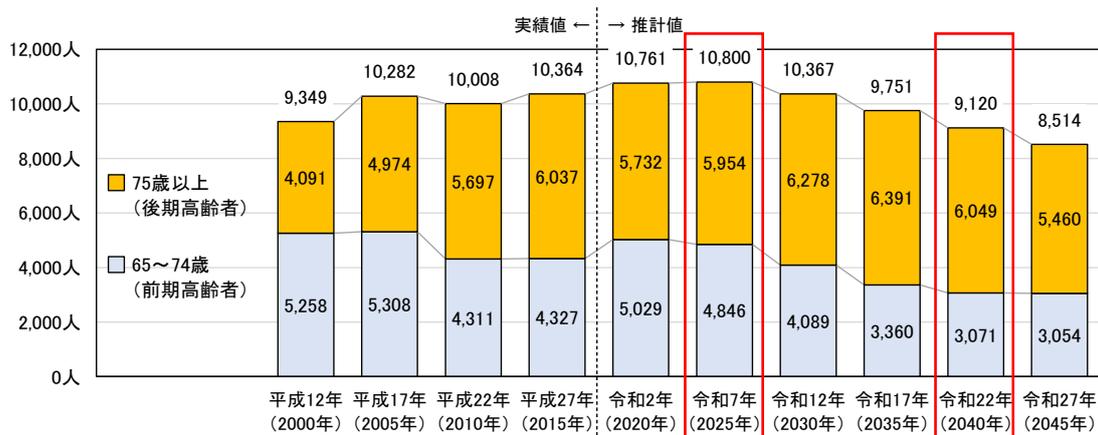


## ② 前期・後期高齢者数の推移

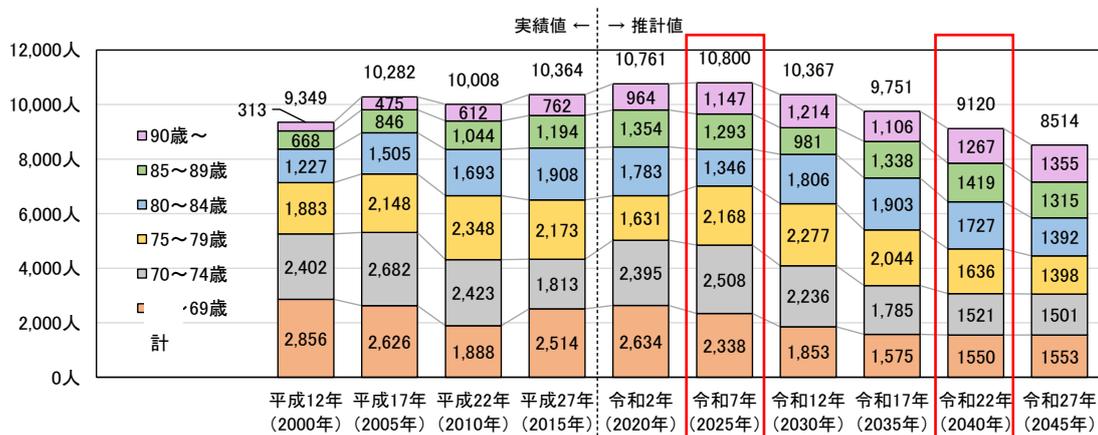
高齢者数は今後も増加が見込まれており、令和7年（2025年）頃をピークに減少に転じるものと予想されています。

前期高齢者及び後期高齢者の構成割合をみると、平成22年（2010年）以降は後期高齢者が過半数を占め、令和12年（2030年）以降は6割を越えるものと考えられています。

図表：高齢者数の推移（前期・後期）



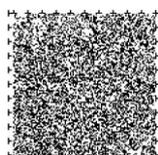
図表：高齢者数の推移（5歳階級）



[出典] 国勢調査

[出典] 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」

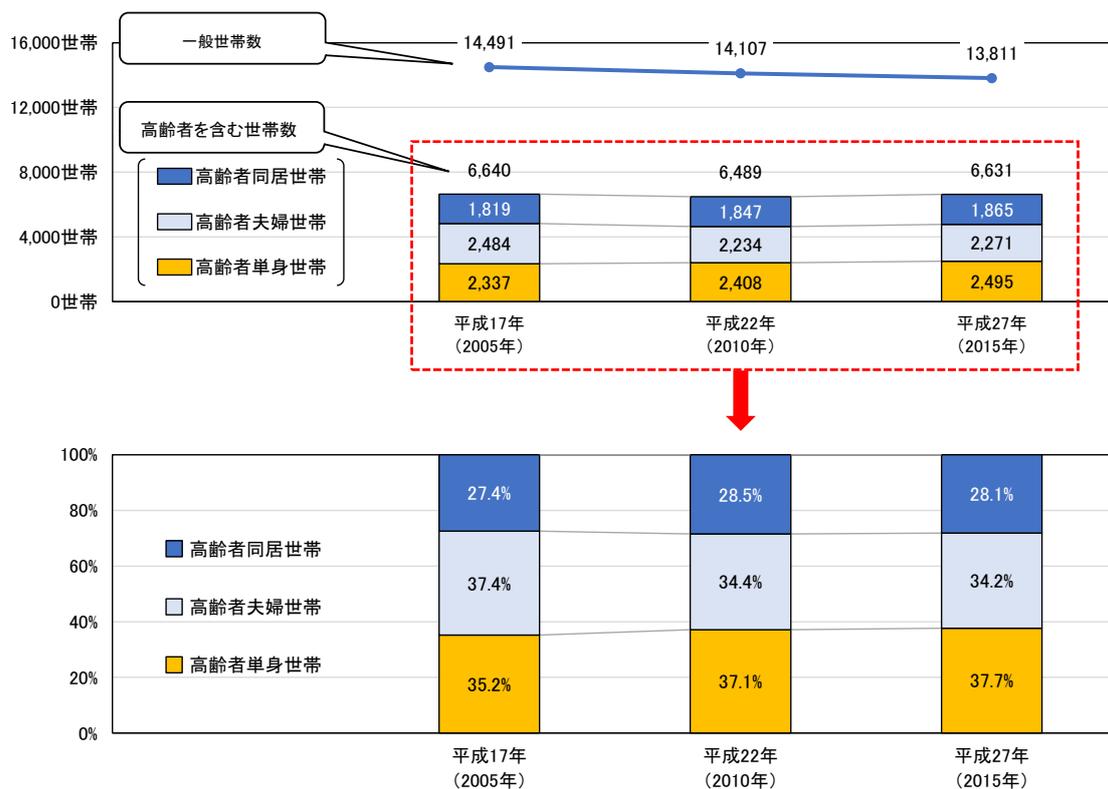
※平成17年以前は、旧町(志布志町、松山町、有明町)の合算値。



## (2) 高齢者を含む世帯の状況

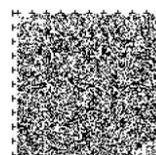
国勢調査によると、平成17年以降一般世帯数は減少しています。一方、高齢者を含む世帯数は横ばい傾向で推移していることから、一般世帯に占める高齢者を含む世帯の割合は上昇しています。高齢者単身世帯の割合をみると、平成27年時点で37.6%となっています。

図表：一般世帯数と高齢者を含む世帯数の推移



[出典]国勢調査

※高齢者夫婦世帯とは、夫が65歳以上、妻が60歳以上の夫婦一組の一般世帯を指す。



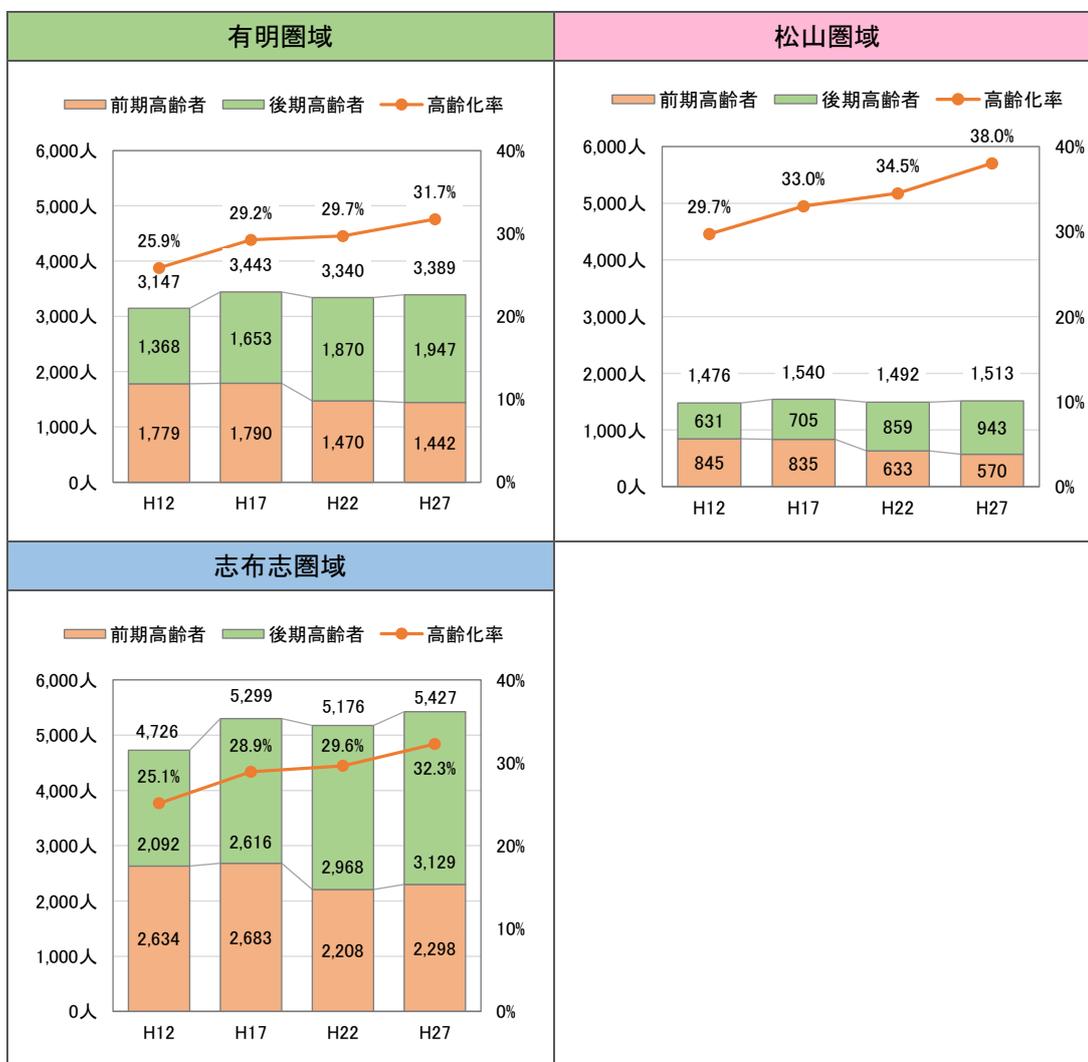
### (3) 高齢化の状況

#### ① 各圏域の高齢化率の推移

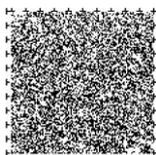
平成 27 年の高齢者人口は、松山圏域が 1,513 人、志布志圏域が 5,427 人、有明圏域が 3,389 人となっています。

各圏域における高齢化率は、松山圏域が 38.0%、志布志圏域が 32.3%、有明圏域が 31.7%となっています。平成 22 年と平成 27 年の高齢化率の上昇割合を比較すると、松山圏域が 110.2% (3.5 ポイント増) で最も高く、次いで志布志圏域が 108.9% (2.7 ポイント増)、有明圏域が 106.8% (2.0 ポイント増) となっています。

図表：各圏域における高齢者人口及び高齢化率の推移



[出典] 国勢調査



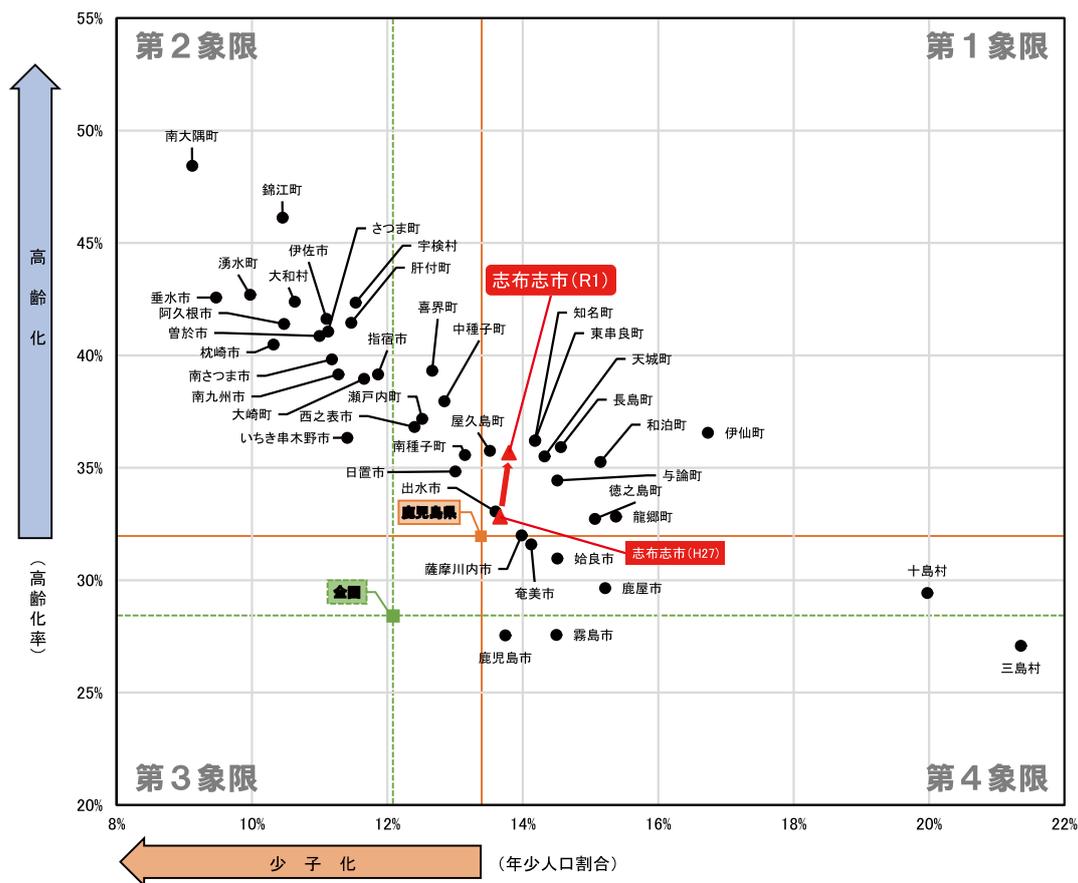
#### (4) 他市町村との少子高齢化状況の比較

県内すべての自治体の①人口、②年少人口、③高齢者人口のデータをもとに、各自治体の④年少人口の割合及び⑤高齢化率を算出しました。この結果を  $f(x, y) =$  (④年少人口の割合, ⑤高齢化率) と定義して散布図を描くことで、本市の県内における少子高齢化の状況を把握できるようにしました。

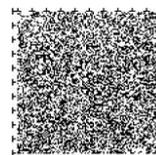
県平均値で4つの象限に分けると、年少人口の割合が低いと少子化傾向に、高齢化率が高いと高齢化傾向にあることから、第2象限に当たるエリアに位置する自治体は少子高齢化がより進んだ地域であると考えられます。

本市は、第1象限に位置しており、年少人口の割合が県平均値より低く、また高齢化率が県平均値より高くなっています。平成27年時点と比較すると、高齢化が進行していることがわかります。

図表：他市町村との少子高齢化状況比較



[出典]鹿児島県「県人口移動調査(推計人口)」年報(年齢別人口等) 令和元年10月1日現在



## (5) 高齢者の就業状況

平成 27 年国勢調査結果における高齢者の就業者数は、前期高齢者は 1,752 人、後期高齢者は 685 人で、平成 22 年と比較すると、前期高齢者、後期高齢者ともに増加しています。

総就業者に占める高齢者の割合と、高齢者人口に占める就業者の割合は、平成 22 年と比較すると増加傾向にあります。

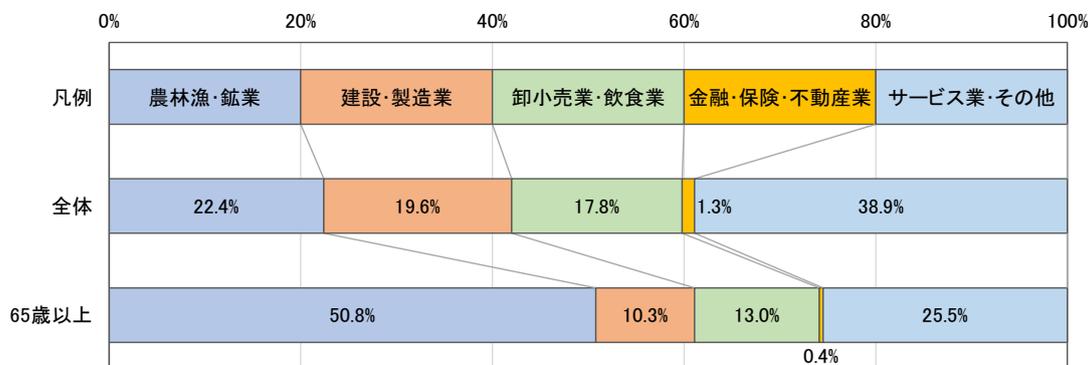
65 歳以上の就業者の業種別内訳をみると、農林漁・鉱業が 5 割以上となっていますが、サービス業・その他、建設・製造業等の就業者数が増加しています。

図表：高齢者の就業状況

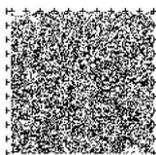
	就業者数 (A)	65 歳以上人口 (B)	65 歳以上の就業者数			就業者に占める 高齢者の割合 (C/A)	高齢者人口に占める 就業者の割合 (C/B)
			(C)	65～74 歳	75 歳以上		
平成 17 年(2005)	17,269	10,282	2,908	2,268	640	16.8%	28.3%
平成 22 年(2010)	15,763	10,008	2,330	1,651	679	14.8%	23.3%
平成 27 年(2015)	15,268	10,329	2,437	1,752	685	16.0%	23.6%

↓ 平成 27 年(2015)

	65 歳以上就業人口総数	業種別内訳				
		農林漁・鉱業	建設・製造業	卸小売業・飲食業	金融・保険・不動産業	サービス業・その他
総数	2,437	1,237	251	318	10	621
男性	1,387	710	176	167	5	329
女性	1,050	527	75	151	5	292



[出典]国勢調査

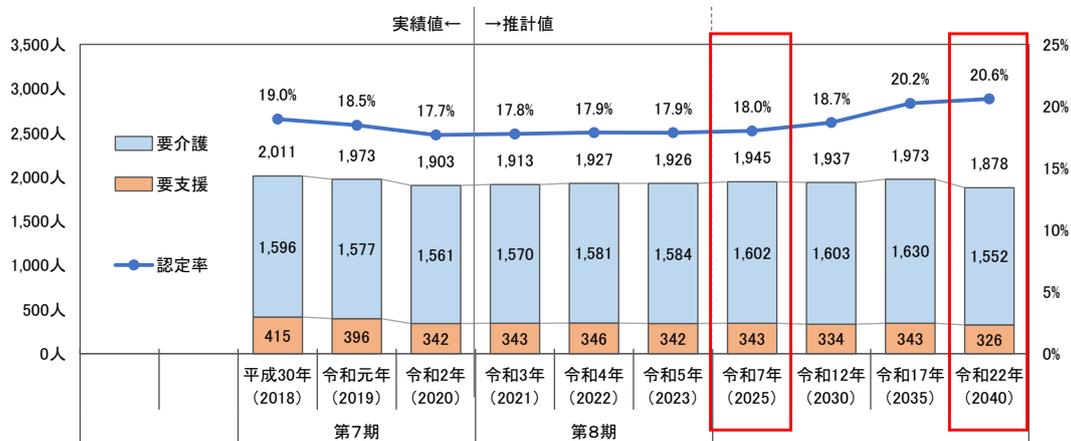


## 2 本市の介護保険の利用状況等

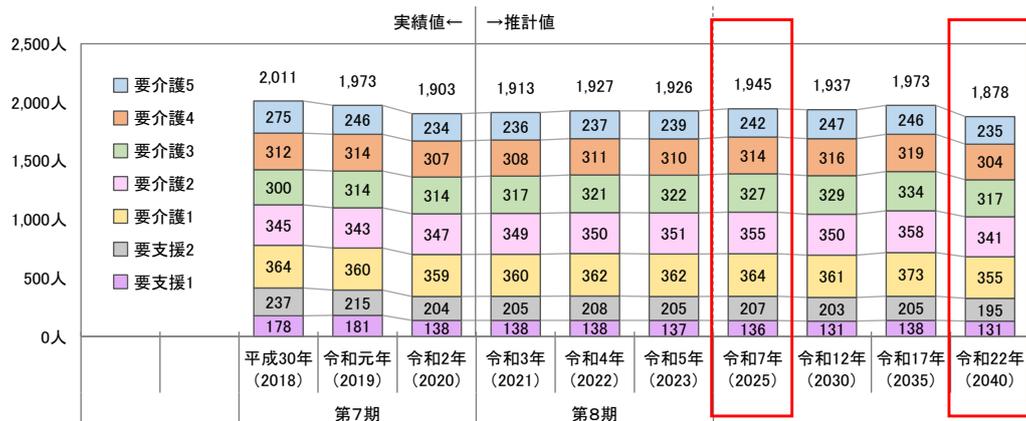
### (1) 要介護（要支援）認定者数及び認定率の推移

本市における要介護（要支援）認定者数は、令和2年度には1,903人となり、第1号被保険者の認定率は17.7%となっています。今後、要介護（要支援）認定者数は微増傾向で推移し、令和17年頃にピークを迎え、その後減少に転じるものと予想されます。前述したとおり、第1号被保険者数は減少傾向にあるため、認定率は今後も上昇していくものと考えられます。

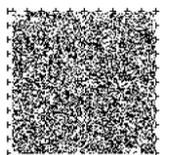
図表：要介護（要支援）認定者数の推移



図表：要介護（要支援）認定者数の推移（要介護度別）



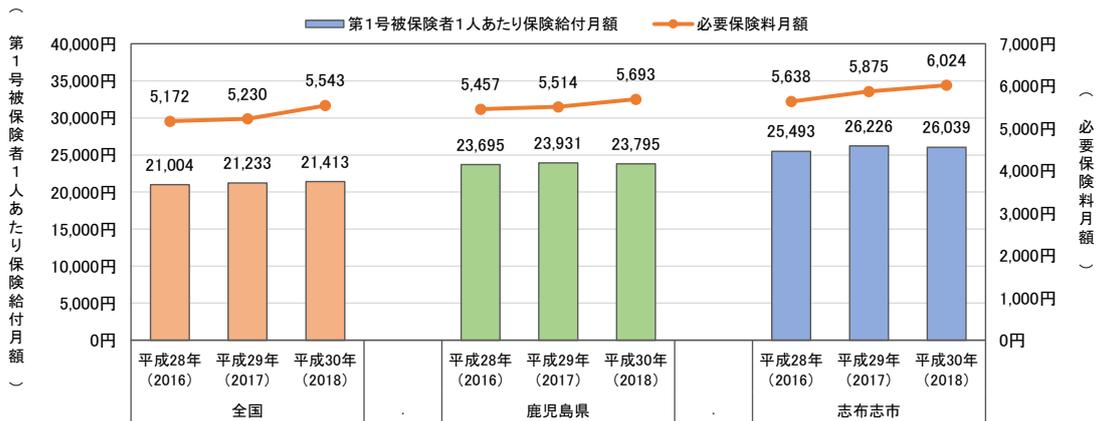
[出典]地域包括ケア「見える化」システム



## (2) 第1号被保険者1人当たりの保険給付月額・必要保険料月額

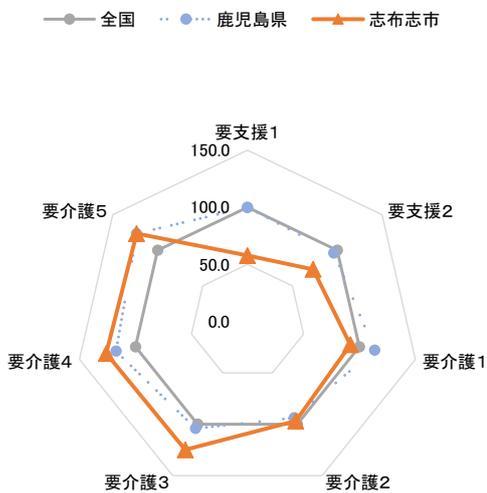
本市の第1号被保険者1人当たりの保険給付月額と必要保険料月額は、全国及び鹿児島県平均より高くなっています。

図表：第1号被保険者1人当たりの保険給付月額・必要保険料月額



[出典]地域包括ケア「見える化」システム

## (3) 第1号被保険者の要介護度別認定率指数

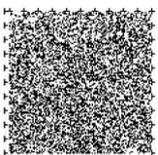


全国の要介護度別認定率を100として指数を算出し、鹿児島県及び本市の数値と比較した結果が左図です。

本市の要介護度別認定率は、要支援1～要介護1の認定者割合が全国平均よりも低く、要介護3～5が全国平均よりも高くなっています。

図表：第1号被保険者の要介護度別認定率指数 (全国平均=100)

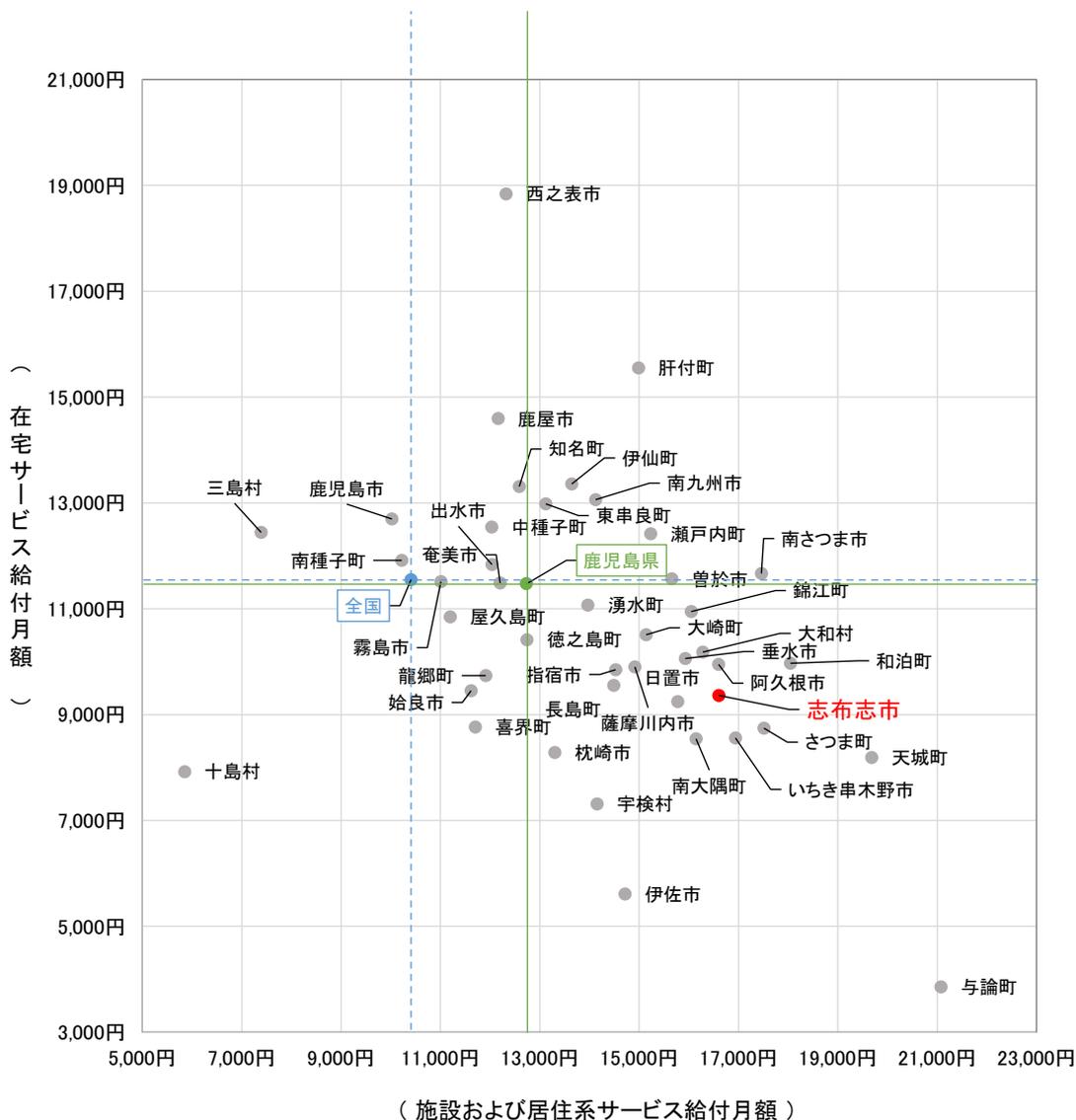
[出典]地域包括ケア「見える化」システム



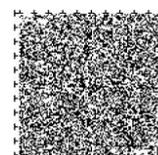
#### (4) 第1号被保険者1人当たり在宅サービス・施設サービス等給付月額

本市の第1号被保険者1人当たり在宅サービス・施設及び居住系サービス給付月額をみると、在宅サービスは、全国及び鹿児島県平均より低く、施設及び居住系サービスは、全国及び鹿児島県平均より高くなっています。

図表: 第1号被保険者1人当たり給付月額(在宅サービス/施設サービスおよび居住系サービス)



[出典] 地域包括ケア「見える化」システム(令和元年度時点)

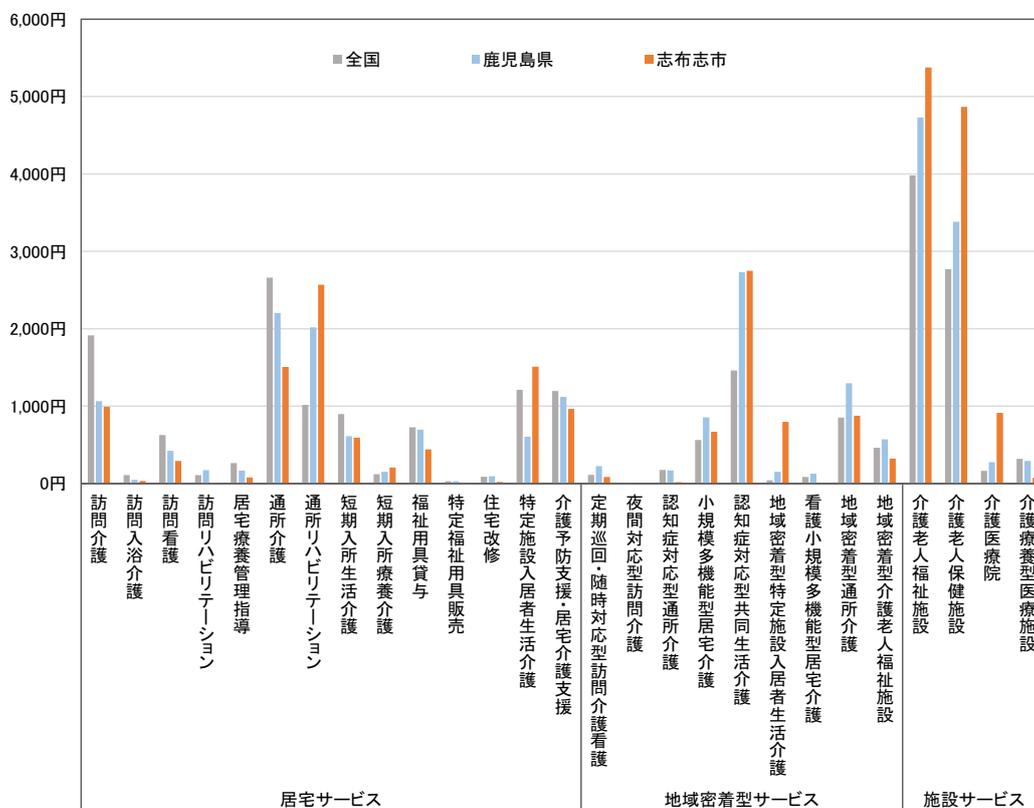


## (5) サービス種類別第1号被保険者1人当たり給付月額

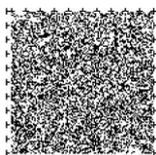
本市の第1号被保険者1人当たり給付月額をサービス種類別にみると、居宅サービスでは、通所リハビリテーション、特定施設入居者生活介護、通所介護の順に高く、鹿児島県平均と比較すると、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護が高くなっています。

地域密着型サービスでは、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）が最も高く、施設サービスでは、介護療養型医療施設を除くすべてのサービスで全国平均および鹿児島県平均よりも高くなっています。

図表：サービス種類別第1号被保険者1人当たり給付月額（サービス種類別）



[出典]地域包括ケア「見える化」システム(令和元年度時点)

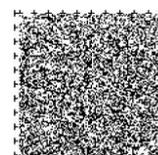


### 3 高齢者アンケート調査結果

#### (1) 本市の傾向 (県全体・圏域との比較)

一般高齢者調査	
本市の傾向	結果比較
① バスや電車、自家用車等を使って1人で外出している割合は、県や圏域よりも高くなっています。	<u>「できるし、している」(87.7%)</u> ➡ 県(78.8%   +8.9p) / 圏域(84.4%   +3.3p)
② ボランティアグループに参加している割合は、県や圏域よりも高くなっています。	<u>「年数回以上の参加」(29.2%)</u> ➡ 県(19.1%   +10.1p) / 圏域(28.9%   +0.3p)
③ スポーツ関係グループやクラブに参加している割合は、県や圏域よりも高くなっています。	<u>「年数回以上の参加」(36.1%)</u> ➡ 県(24.1%   +12.0p) / 圏域(35.8%   +0.3p)
④ 町内会や自治会に参加している割合は、県や圏域よりも高くなっています。	<u>「年数回以上の参加」(55.6%)</u> ➡ 県(24.1%   +31.5p) / 圏域(35.8%   +19.8p)
⑤ 住民主体の地域づくり活動への「参加者」として参加を希望する割合は、県や圏域よりも高くなっています。	<u>「是非参加したい」及び「参加してもよい」(62.1%)</u> ➡ 県(53.9%   +8.2p) / 圏域(59.1%   +3.0p)

在宅要介護(要支援)者調査	
本市の傾向	結果比較
① タバコを吸っていたがやめたとする割合は、県や圏域よりも高くなっています。	<u>「吸っていたがやめた」(19.5%)</u> ➡ 県(17.8%   +1.7p) / 圏域(16.9%   +2.6p)
② 介護保険サービス以外の支援・サービスを利用している割合は、県や圏域よりも低くなっています。	<u>「利用していない」(62.9%)</u> ➡ 県(45.8%   +17.1p) / 圏域(55.2%   +7.7p)
③ 介護保険サービスで希望するサービスを全て利用している割合は、県や圏域よりも高くなっています。	<u>「希望するサービスは全て利用している」(75.7%)</u> ➡ 県(43.9%   +31.8p) / 圏域(63.1%   +12.6p)



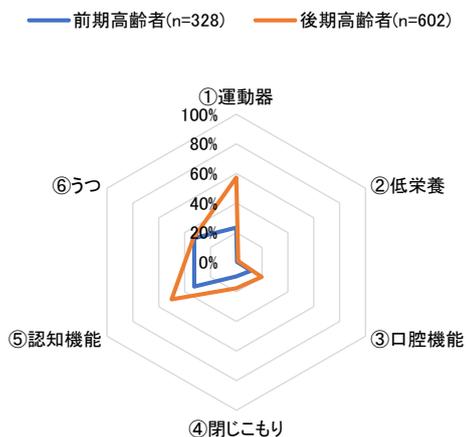
## (2) 調査結果抜粋

### ① 日常生活機能の低下

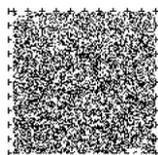
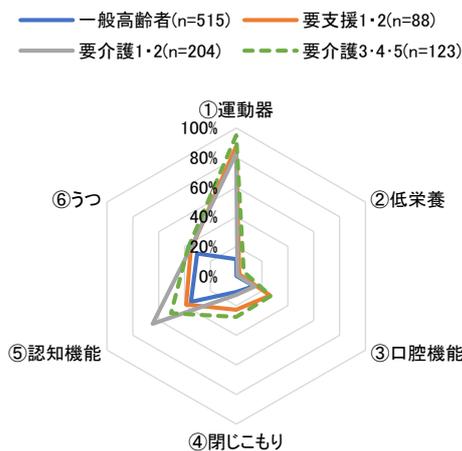
日常生活機能の低下リスク該当者の割合を年齢別にみると、後期高齢者がいずれの項目においても前期高齢者を上回り、特に「①運動器」においてはその差異が他の項目と比較して大きくなっています。

認定状況別に該当者の割合をみると、各項目で一般高齢者が最も低くなっています。特に「①運動器」においては、要支援・要介護認定者の8割以上がリスク該当者となっています。また「⑤認知機能」では要介護1・2が約6割、要介護3・4・5が約5割それぞれ該当し、「⑥うつ」では一般高齢者を含む全ての認定状況で3割以上が該当する結果となりました。

図表：日常生活機能判定（年齢別）



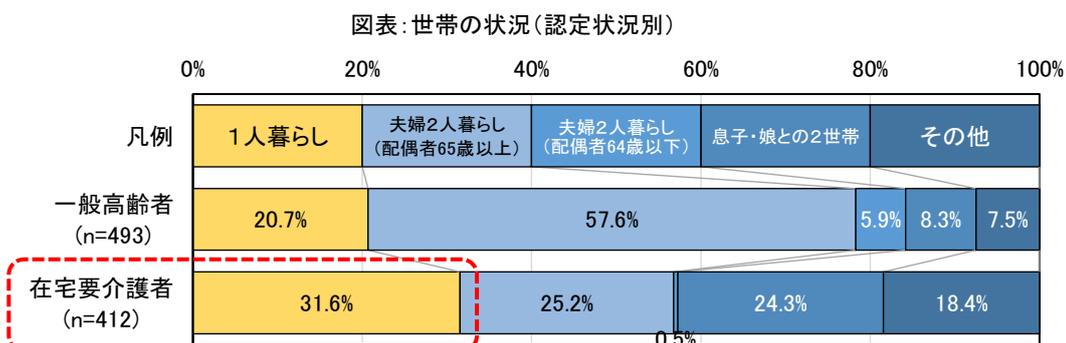
図表：日常生活機能判定（認定状況別）



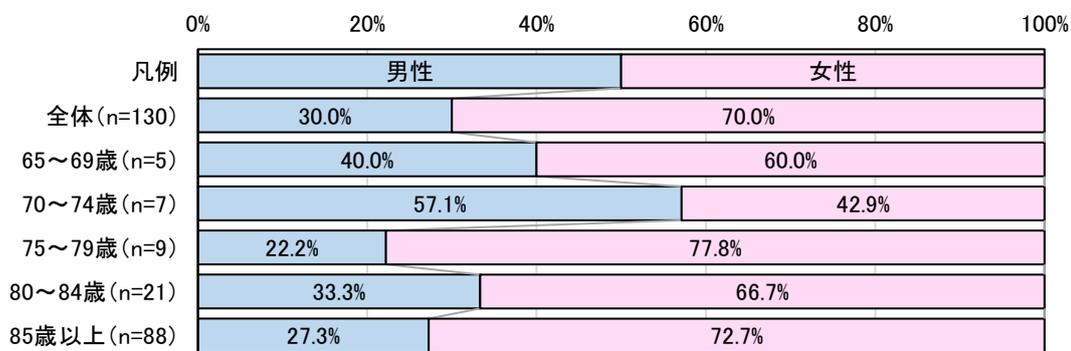
## ② 世帯の状況

高齢者世帯の状況についてみると、一般高齢者では「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」とする割合が57.6%で最も高く、次いで「1人暮らし」が20.7%となっています。一方在宅要介護者では「1人暮らし」が31.6%で最も高く、次いで「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」が25.2%となっています。

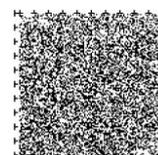
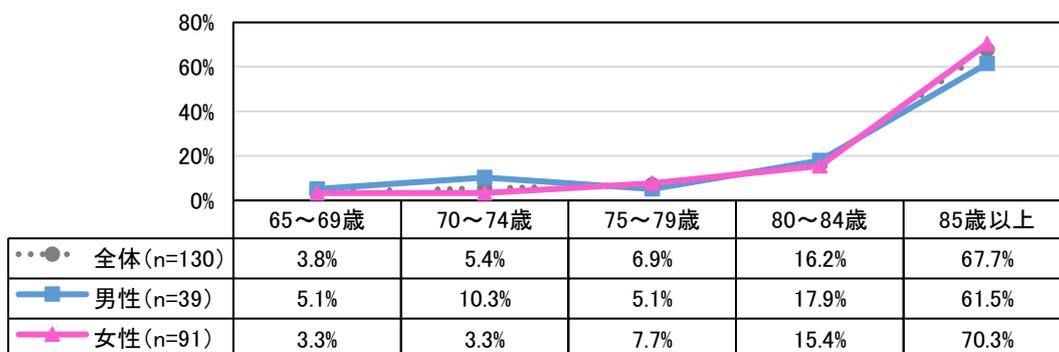
在宅要介護者における「1人暮らし」の状況をみると、男女別では7割を女性が占め、年齢別では後期高齢者となる75歳以上が9割以上となっています。



図表：在宅要介護者の1人暮らし（男女別）



図表：在宅要介護者の1人暮らし（年齢別）

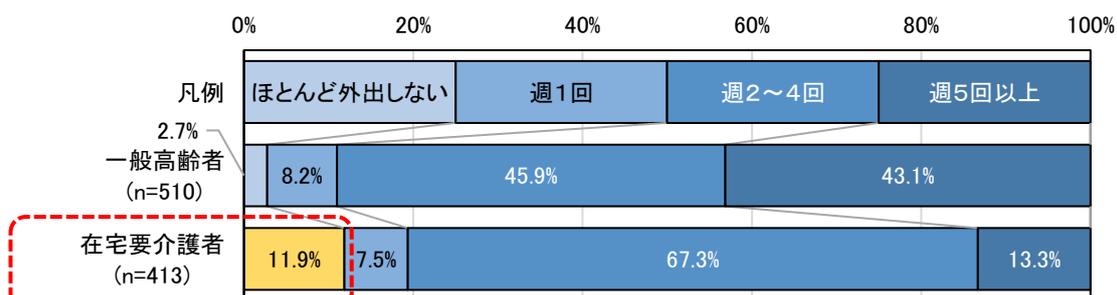


### ③ 外出の頻度

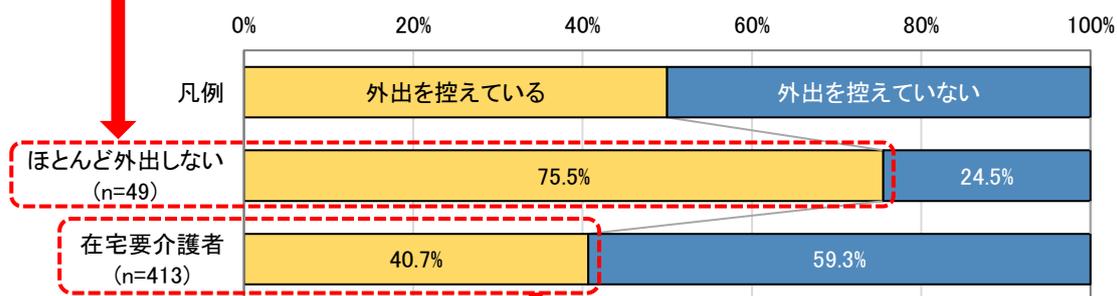
外出の頻度についてみると、在宅要介護者の約1割が1週間あたり「ほとんど外出していない」としてしています。

在宅要介護者で「ほとんど外出していない」とした人のうち、75.5%が「外出を控えている」と回答しており、その理由では「足腰などの痛み」とする割合が56.0%で最も高くなっています。

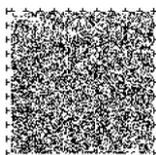
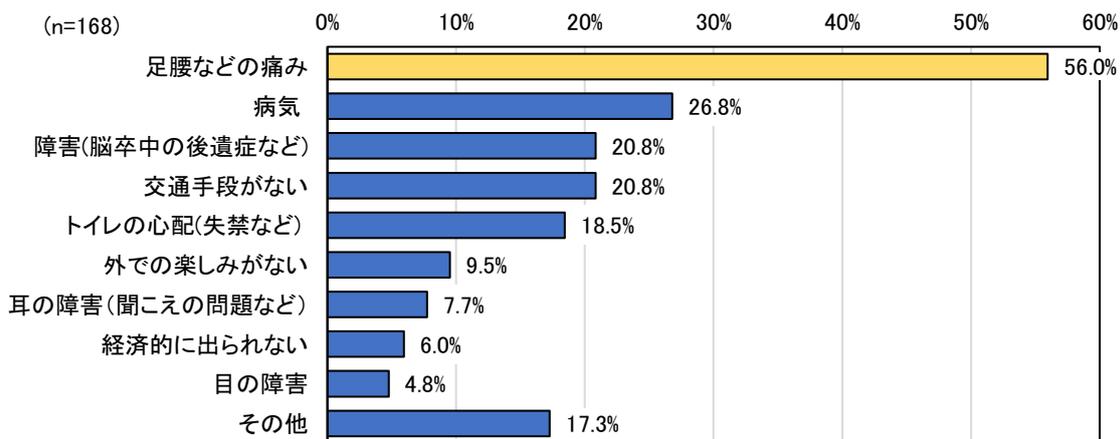
図表：1週間あたりの外出頻度



図表：外出を控えているか



図表：外出を控えている理由(在宅要介護者)

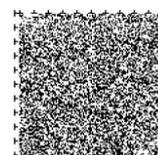
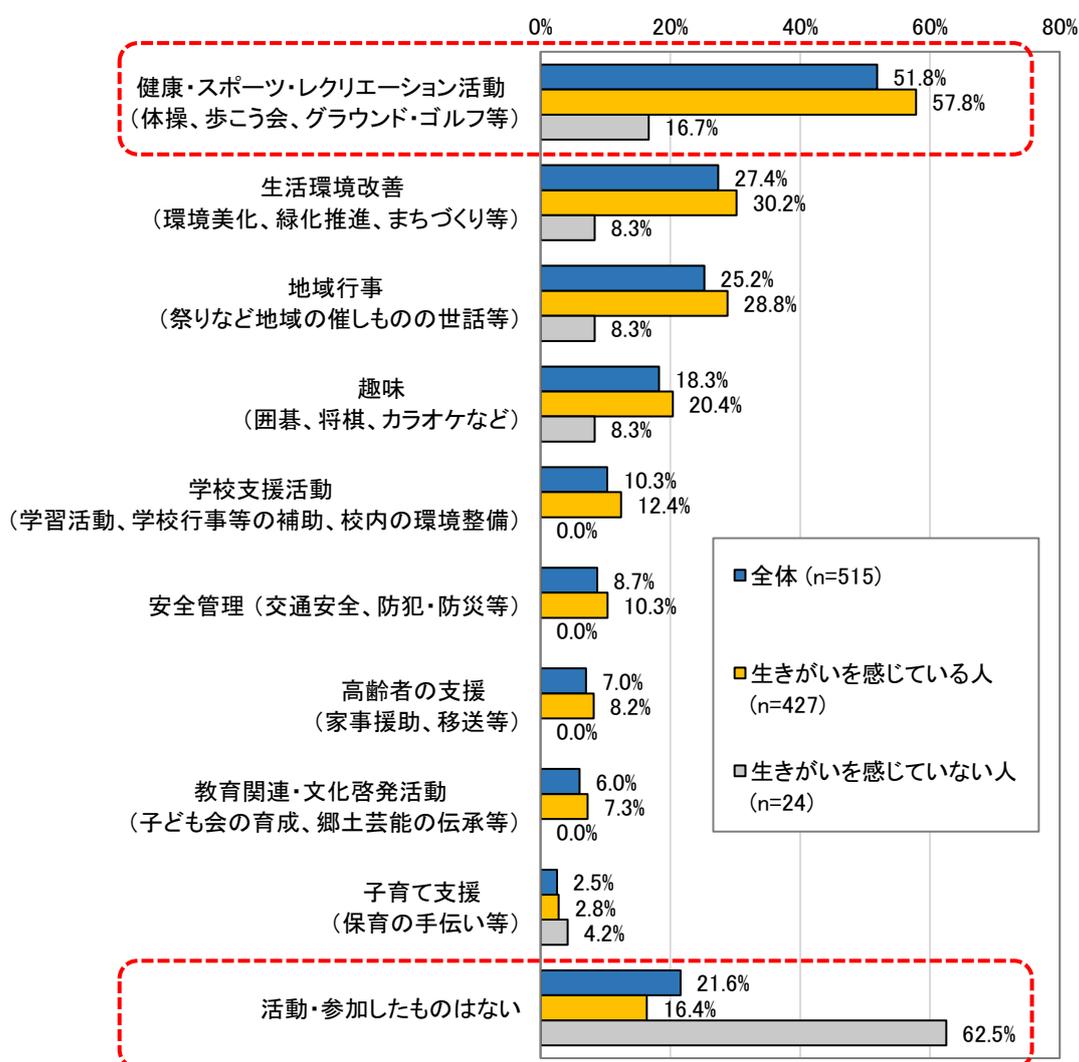


#### ④ 社会活動への参加状況（一般高齢者）

この1年間における一般高齢者の社会活動への参加状況をみると、全体では「健康・スポーツ・レクリエーション活動（体操、歩こう会、グラウンド・ゴルフ等）」とする割合が51.8%で最も高くなっています。

生きがいを感じている人の場合、全体と大きな差異はみられませんが、生きがいを感じていない人の場合、「活動・参加したものはなし」とする割合が6割を超えています。

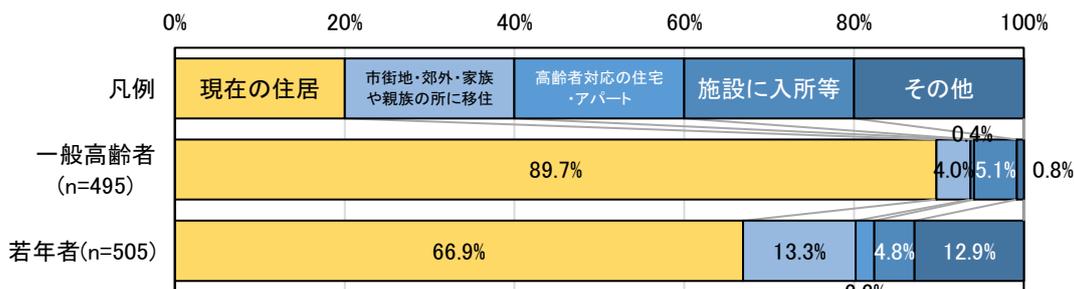
図表：1年間の社会活動への参加状況（一般高齢者）



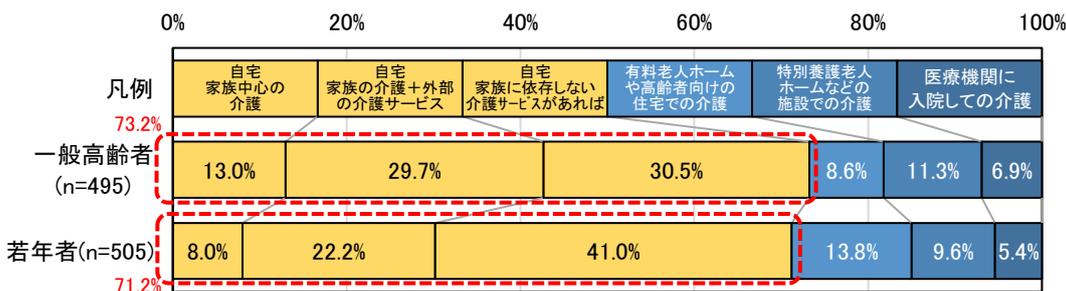
### ⑤ 今後希望する生活場所・希望する介護

一般高齢者・若年者ともに「現在の住居」とする割合がそれぞれ最も高くなっており、住み慣れた地域での生活を希望していることがわかります。また、将来介護が必要になった場合に希望する介護については、一般高齢者・若年者それぞれ7割以上が「自宅」での介護を希望しています。

図表：今後希望する生活場所（一般高齢者・若年者）



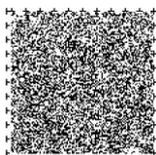
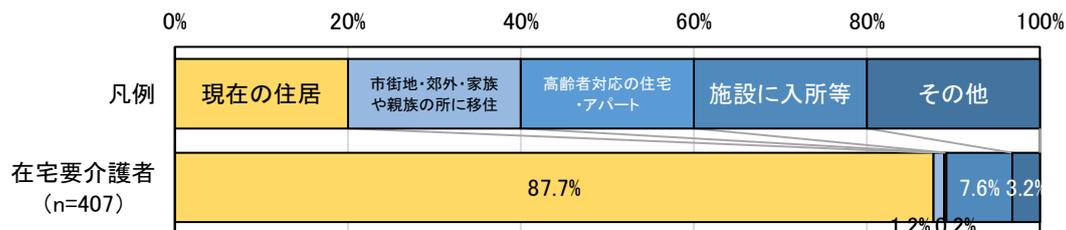
図表：介護が必要になった場合に希望する介護（一般高齢者・若年者）



在宅要介護者が希望する今後の生活場所は、一般高齢者や若年者同様「現在の住居」となっており、住み慣れた地域での生活を希望しています。

また、介護者が今後どのように介護を行っていきたいかについては、家族中心であったり、外部サービスを利用したりしながら今後も「在宅」での介護を希望している割合が8割を越えました。

図表：今後希望する生活場所（在宅要介護者）



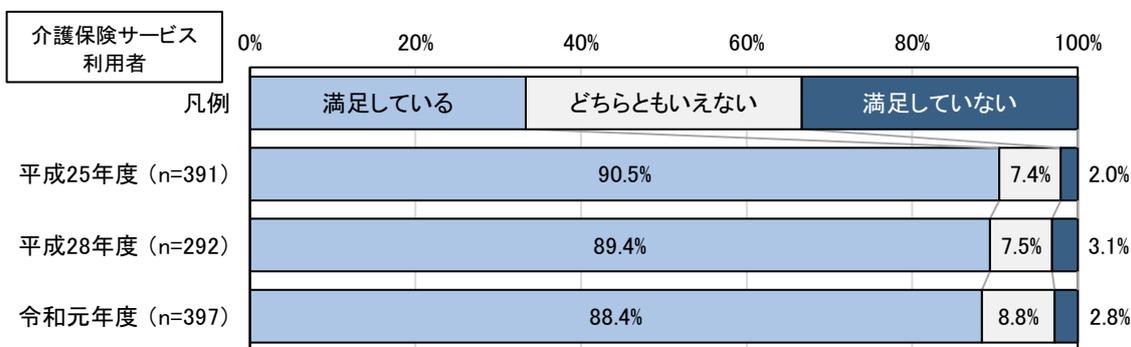
## ⑥ 介護保険サービスの満足度

介護保険サービスの満足度についてみると、利用者本人では約9割が「満足している」と回答しています。

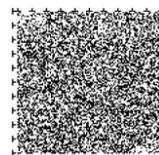
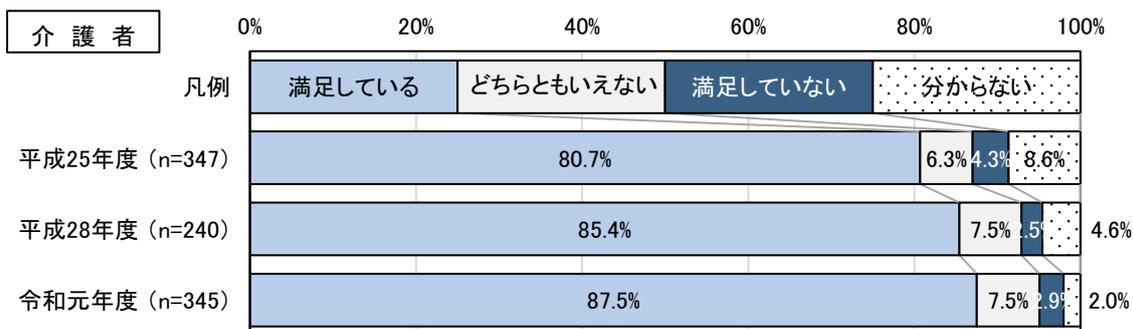
利用者本人の満足度は低下傾向にありますが、介護者の満足度は上昇傾向にあり、平成25年度は8割であった満足度が令和元年度は9割弱まで上昇しています。

満足している点についてみると、在宅要介護者は「人と会ったり、外出したりする機会が増えた」とする割合が50.6%で最も高く、介護者は「心身の負担が軽減された」が62.5%で最も高くなっています。

図表:介護保険サービスの満足度(サービス利用者本人)



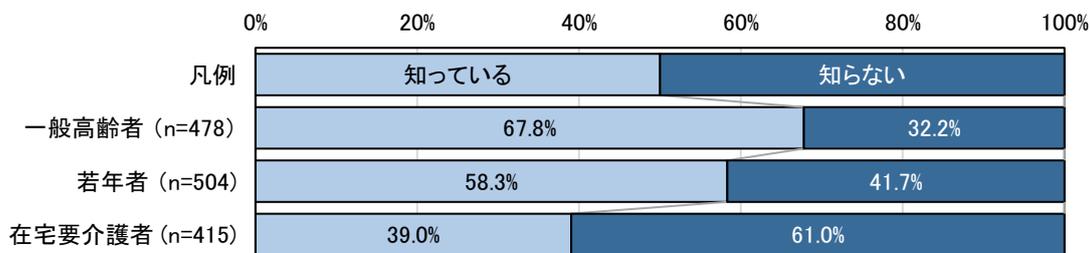
図表:介護保険サービスの満足度(介護者)



### ⑦ 認知症についての相談窓口の認知度

認知症に関する相談窓口の認知度をみると、一般高齢者が 67.8%、若年者が 58.3%、在宅要介護者が 39.0%となっています。

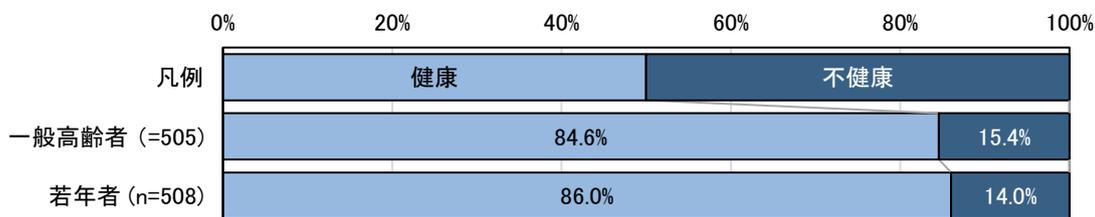
図表:認知症についての相談窓口の認知度



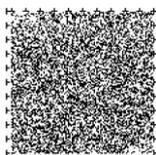
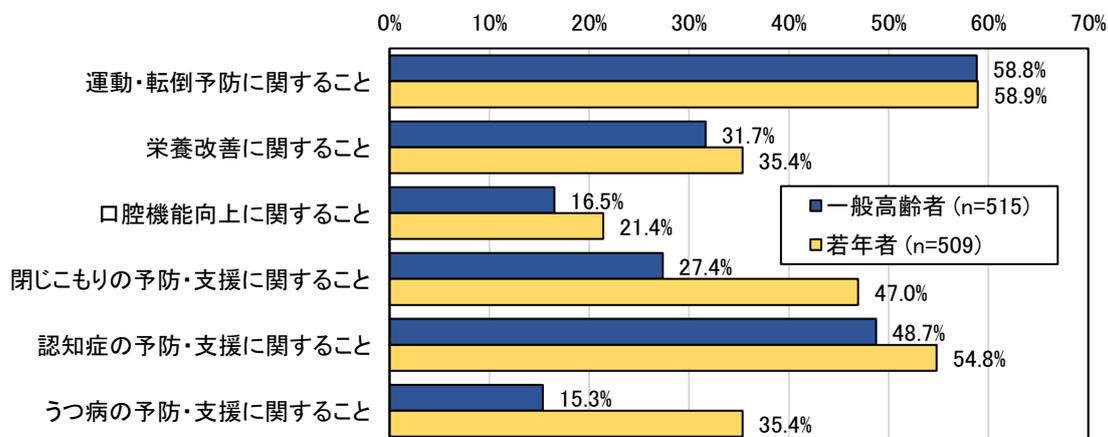
### ⑧ 介護予防のための取組

主観的健康観をみると、一般高齢者・若年者ともに8割以上が「健康」と回答しています。今後、県や市町村において特に力を入れてほしい介護予防のための取組については、「運動・転倒予防に関すること」「認知症の予防・支援に関すること」などが上位に挙げられています。

図表:主観的健康観



図表:今後県や市町村において特に力を入れてほしい介護予防のための取組





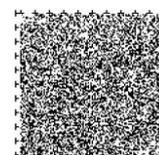
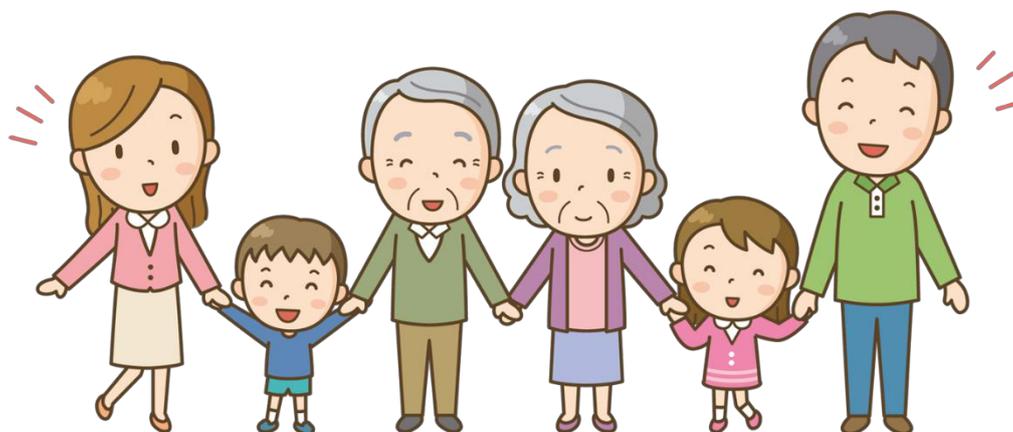
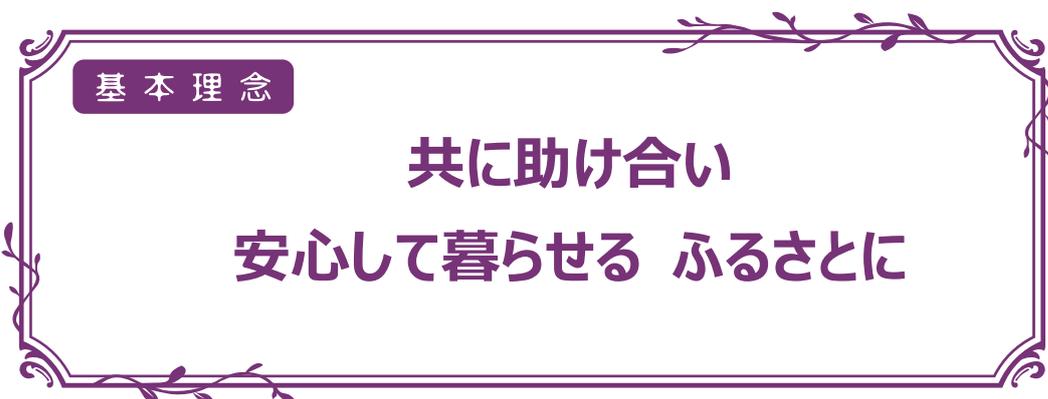
## 第3章 基本理念及び基本目標

### 1 基本理念と基本目標

#### (1) 基本理念

健やかで安心して生活を送れる地域社会をつくるためには、市民、事業者、行政が協力して、地域の需要に応じた介護サービス基盤や福祉サービスなどを充実していく必要があります。

現行計画に引き続き、第8期計画においても、令和7年（2025年）を見据えた地域包括ケアシステムを段階的に構築していくため、基本的には現行計画を継承しつつ、高齢者施策の今後の方向性を明確化するため、基本理念を次のとおり設定します。



## (2) 基本目標

### 基本目標1 (つながり)

#### 住み慣れた地域で助け合い、支え合うまち

誰もが住みなれた地域で安心して生活できるよう、住民主体の活動や関係団体と連携を図り、生活支援のための地域資源の開発や見守り活動の推進に努めます。

また、生活課題の解決のため、世代や分野を超えて地域がつながる地域共生社会を目指します。

### 基本目標2 (生きがい)

#### 生きがいをもって自分らしく生活ができるまち

住み慣れた地域で、高齢者が豊富な知識や経験を生かし、働き、楽しみ、地域活動を行うなど、生涯にわたり、心豊かに過ごしていくため、多様な活動・交流の場、就労等の支援など、誰もがいきいきと生活していくための生きがいづくりを促進します。

### 基本目標3 (健康・介護予防)

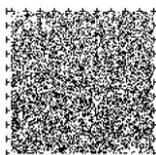
#### 健やかな身体づくりを行い、介護予防ができるまち

高齢者の健康寿命の延伸、疾病の早期発見・早期治療のため、住民一人ひとりが健康を意識して自らが行動し、健康づくりに取り組めるよう、各ライフステージに応じた健康づくりを促進します。また、身近な場所での介護予防の取組や疾病予防・重症化予防の一体的な取組を行います。

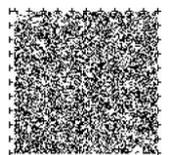
### 基本目標4 (最期まで)

#### 心を寄せあい、最期まで暮らせるまち

高齢者が地域の中で尊厳をもって暮らせるよう医療、介護、生活支援、その他の資源の連携等による地域のケア体制を推進します。また、認知症への理解を深めるための啓発活動や初期段階での支援を行い、認知症になっても住み慣れた地域での生活が継続できるよう支援体制の構築を図り、自分らしく希望を持って暮らせるまちを目指します。



## 2 施策の体系





## 第4章 高齢者福祉施策の展開

### 基本目標1 住み慣れた地域で助け合い、支え合うまち

誰もが住みなれた地域で安心して生活できるよう住民主体の活動や関係団体と連携を図り、生活支援のための地域資源の開発や見守り活動の推進に努めます。

また、生活課題の解決のため、世代や分野を超えて地域がつながる地域共生社会を目指します。

#### 1 多様な支援の創出

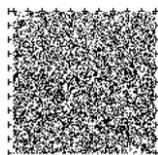
人口減少に伴い、サービスの担い手となる人材の不足が懸念されます。介護支援専門員、ホームヘルパー等の介護サービス従事者の専門職としての能力向上や市民主体の多様な生活支援やボランティア等の担い手の育成に努めるとともに、インフォーマルサービスの充実を図ります。

#### 現 状

##### (1) 生活支援体制整備事業の推進

地域で高齢者等の在宅生活を支えるために、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、制度内の提供のみならず、多様な日常生活上の支援体制の情報収集・発信の充実・強化を図ります。

	平成 29 年度(2017)	平成 30 年度(2018)	事業CD
			1 - 1 - 1
	令和元年度(2019)		
生活支援コーディネーター人数 (人)	3	2	2
生活支援協議体開催数 (回)	1	4	1
生活支援協議体参加団体数 (団体)	12	12	12



## (2) ふれあいいきいきサロン

高齢者が相互に健康状態の意識を高め、閉じこもりを予防するとともに、高齢者の交流・生きがいを支援するため、地域の公民館等で開催しています。また、地域ボランティアの運営による見守り活動も実施しています。

		事業CD		1-1-2
		平成 29 年度(2017)	平成 30 年度(2018)	令和元年度(2019)
開催箇所数	(箇所)	66	64	67

## (3) 福祉タクシー・(チョイソコしぶし)

日常生活のうえで移動が困難な高齢者(70歳以上又は障がい等で自動車の運転が困難と認められる方で、自分で歩ける人)等の交通手段を確保するため地域ごとに巡回し、運行しています。

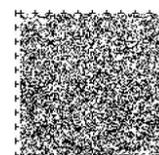
なお、令和2年度に企画政策課が公共交通施策の一つである乗合い送迎サービス「チョイソコしぶし」の実証実験を行っており、その結果も踏まえ新たな公共交通施策の在り方について連携を図りながら今後も検討していきます。

		事業CD		1-1-3
		平成 29 年度(2017)	平成 30 年度(2018)	令和元年度(2019)
登録者数	(人)	1,440	1,417	1,433
延利用者数	(人)	9,956	8,337	9,020

## (4) 食の自立支援事業

毎日の食事を提供し、高齢者等の自立した生活の維持や安否の確認を行っています。志布志市内に住所を有するおおむね65歳以上の高齢者等で退院後等一時的に配食の必要な高齢者又は障がい者、75歳以上の独居又は夫婦のみの世帯が対象となります。

		事業CD		1-1-4
		平成 29 年度(2017)	平成 30 年度(2018)	令和元年度(2019)
利用者数	(人)	49	38	28
配食数	(食)	21,090	14,813	10,500



## (5) 配食支援事業 (任意事業)

志布志市内に住所を有する90歳以上の高齢者、要介護認定者等を対象に、栄養改善を目的とした配食事業です。365日2食の配食を実施し、利用者の安否確認も目的としています。

		事業CD		1-1-5
		平成29年度(2017)	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)
利用者数	(人)	61	57	64
配食数	(食)	22,270	20,385	22,354

※配食サービス事業を行っている主な民間事業者は4社あります。

## (6) ごみ出し困難者対策事業

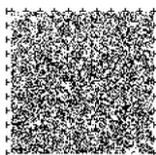
家庭ごみの排出が困難な高齢者、心身障がい者等の負担を軽減し、併せて安否の確認を行います。

		事業CD		1-1-6
		平成29年度(2017)	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)
利用者数	(人)	57	59	61

## (7) ボランティアセンター事業 (志布志市社会福祉協議会)

一人暮らしの高齢者宅等への支援としてボランティアが見守り活動もかねて手作り弁当配達、市報朗読録音テープ、歌の宅配などの活動をしています。また、住民参加型在宅福祉サービスの利用により、ちょっとした困りごとを地域住民が助け合う仕組みをつくっています。

		事業CD		1-1-7
		平成29年度(2017)	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)
活動数	(人)	3,054	3,302	3,383
登録団体数	(団体)	69	77	81

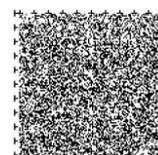
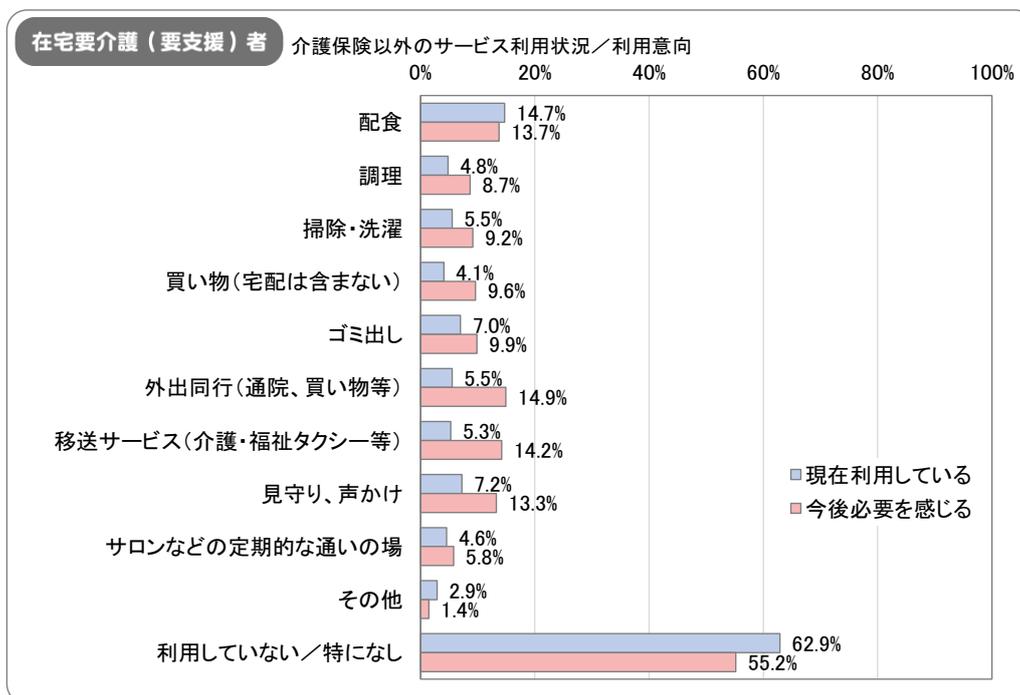


## アンケート調査より



在宅要介護（要支援）者が現在利用中の介護保険サービス以外の支援・サービスについてみると、6割が「利用していない」としており、利用中のものをみると「配食」が14.7%、「見守り、声かけ」が7.2%、「ゴミ出し」が7.0%となっています。

また、今後必要を感じるものをみると、5割が「特になし」としている一方で、「外出同行（通院、買い物等）」が14.9%、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が14.2%となっています。



## □ 主な課題

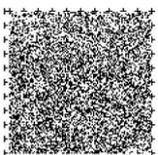
- 地域の課題（移送・買物・ごみ出し支援等）に対する地域の助け合いの仕組みづくりが必要です。
- 地域で生活する高齢者等の実情に応じた交通手段の確保が必要です。

## 📌 今後の取組

- ◎ 生活支援体制構築のため、生活支援コーディネーターの配置によるコーディネート機能の充実を図ります。
- ◎ 高齢者をはじめとする市民全体の移動手段の確保のため、チョイソコしぶしの充実を図ります。

## ▶ 評価指標

指 標		現状	目標
		令和元年度(2019)	令和5年度(2023)
ふれあいいいききサロン	開催箇所数 (箇所)	67	70
一般高齢者調査(生きがい)	ありと回答した 数の割合(%)	75.8	77.0



## 2 安全安心・見守り体制の充実

高齢者やその家族等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、様々な関係者等と連携し、地域づくりや見守り体制の充実を図ります。

### 現 状

#### (1) 地域の見守りネットワークの構築

定期的に見守りが必要な高齢者については、地域包括支援センターと委託事業所で、見守り活動を行っています。

また、商店、ガソリンスタンド、建設会社など、高齢者等見守り活動協定を締結している事業所が令和元年度末現在、114 事業所あります。

		平成 29 年度(2017)	平成 30 年度(2018)	令和元年度(2019)
				事業CD 1-2-1
委託	実人数 (人)	80	101	77
	延人数 (人)	100	115	84
直営	実人数 (人)	65	71	70
	延人数 (人)	205	389	214
合計	実人数 (人)	145	172	147
	延人数 (人)	305	504	298

	平成 29 年度(2017)	平成 30 年度(2018)	令和元年度(2019)
高齢者等見守り活動協定事業所数	114	114	114

#### (2) 地域福祉ネットワーク事業における見守り

地区社協が中心となり、地域の要援護者の見守り、声かけを行う活動やネットワーク作りを実施しています。また、地域の商店や事業所と協定を締結し、高齢者等の変化があった時など情報提供されます。

		平成 29 年度(2017)	平成 30 年度(2018)	令和元年度(2019)
				事業CD 1-2-2
要援護者数	(人)	350	304	247



### (3) 高齢者福祉マップづくり

高齢者同士が住んでいる地域の状況を確認し、お互いが日常の見守りができるネットワークづくりや地域の住民相互の支え合い活動を行っています。

		事業CD	1 - 2 - 3	
		平成 29 年度(2017)	平成 30 年度(2018)	令和元年度(2019)
開催数	(回)	29	11	4

### (4) 緊急通報システム設置事業

一人暮らしの高齢者等の住宅に対し、緊急通報システムを設置し、急病や災害時の緊急時の対応を容易にすることを目的とした事業です。緊急事態における不安を解消するとともに、相談等の対応や定期的に安否確認の電話を行っています。

		事業CD	1 - 2 - 4	
		平成 29 年度(2017)	平成 30 年度(2018)	令和元年度(2019)
利用者数	(人)	62	54	41

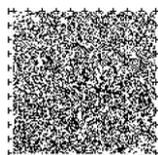
### (5) 高齢者見守りステッカーの配布

徘徊等のおそれがある高齢者の情報を事前に登録し、登録者には、番号が記載された蛍光ステッカーを配布します。ステッカーを靴や杖に貼っていただき、高齢者等の捜索時における早期発見や安全確保に役立てるものです。

		事業CD	1 - 2 - 5	
		平成 29 年度(2017)	平成 30 年度(2018)	令和元年度(2019)
登録者数	(人)	1	3	3

### (6) 高齢者の交通安全対策

老人クラブ、サロン等にて高齢者交通事故抑止を目的に、交通安全教育を行っています。交通安全教室を通し適切な助言・指導を行い高齢者の危機回避能力の維持を図ります。また、高齢者自らの運転による交通事故の減少を図るため、運転に不安のある高齢者で運転免許証を自主的に返納した方に対し、タクシー・給油利用券を交付します。このほか、公共交通機関の利用を促す啓発活動についても、企画政策課と連携し進めていきます。



	平成 30 年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)
老人クラブ、サロン等での交通安全教室開催 (回)	10	23	0
高齢者運転免許証自主返納支援事業 (件)	129	170	65

※令和2年度はいずれも9月末日現在の集計数

## (7) 災害や感染症対策に係る体制整備

近年、自然災害による被害や、新型コロナウイルス感染症 (covid-19) の感染拡大に伴い感染症対策の重要性が再認識されるなど、行政・事業所・地域それぞれの非常時への備えが不可欠であることが改めて明らかになりました。

災害や感染症の発生時における基本的な取組を定める「志布志市地域防災計画」「志布志市新型インフルエンザ等対策行動計画」「志布志市要配慮者支援プラン」「志布志市避難所運営マニュアル」等を基本としながら、第8期介護保険事業計画における災害・感染症対策の考え方について方向性を示します。

### ① 自然災害への備え

日頃から介護事業所等と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動、介護事業所等におけるリスク管理や、食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行うことが重要です。

このため、介護事業所等の災害に関する組織体制、緊急連絡体制などの具体的計画を定期的に確認するとともに、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等の確認を促します。

また災害時の要配慮者への避難支援のため、避難行動要支援者名簿の作成及び活用や、福祉避難所の指定等の取組が図られています。福祉関係部門や地域との連携強化、避難行動要支援者の個別計画作成など、平常時からの支援体制を整えます。

### ② 感染症対策

感染症対策については、国からの通知等に基づき対応するとともに、鹿児島県をはじめとする関係機関と相互に協力する体制を構築し、健康危機管理の強化を図ります。

そのためには平時から、介護事業所における感染防止対策の徹底や周知啓発、必要となる衛生用品・個人防護服等の物資の確保・備蓄のための体制整備を図り、



介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有したうえで業務にあたる  
ことができるよう、研修等の充実を図る必要があります。

また、感染症発生時においてもサービスを継続するための準備や、代替サー  
ビスの確保に向けた連携体制の構築等を行うとともに、保健所、協力医療機関、県  
等と連携した支援体制の整備を図ります。

### ③ 業務のオンライン化

I C Tを活用した会議の実施等による業務のオンライン化を推進することは、  
感染症リスクの軽減や遠隔地においても事業の継続が可能となるなど、災害・感  
染症対策としても有効です。

第8期介護保険事業計画においては、「新しい生活様式」に対応できるよう、そ  
れぞれの施策について可能なものからオンライン化を検討または実行します。

#### □ 主な課題

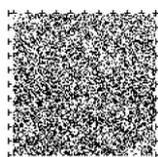
- 災害時における支援が必要な高齢者、障がい者等の避難支援の整備体制の充実が  
必要です。
- 地域における高齢者の孤立化を防止するため、見守り体制の構築が必要です。

#### 📌 今後の取組

- ◎ 避難行動要支援者に対する安全確保において、既存システムの充実を図ります。
- ◎ 見守り活動を市全体で取り組めるよう、各種団体と連携を図り、自主活動の活性  
化を促進します。
- ◎ 高齢者等が近隣とのつながりを持ち、行動していけることを促進していきます。

#### ▶ 評価指標

指 標		現 状	目 標
		令和元年度(2019)	令和5年度(2023)
見守り支援者数(包括)	人数(人)	70	90
地域福祉ネットワーク事業	要援護者数 (人)	247	260



### 3 地域包括ケアシステムの深化に向けた体制の構築

いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいきます。また、今後高齢化が一層進む中で、全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得ます。

## 現 状

### (1) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターに、介護予防、総合相談、介護支援専門員の支援をそれぞれ担う専門職員（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）を配置し、連携を取りながら包括的、継続的に実施します。

#### ① 総合相談支援事業

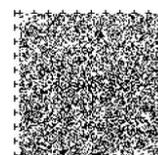
地域包括支援センターは、総合相談窓口として、相談を受けたら、迅速な訪問・状況確認を行い、適切な支援に努めています。

			事業CD	1-3-1
		平成29年度(2017)	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)
相談件数	(件)	191	230	279

#### ② 介護支援専門員等の研修会

介護支援専門員、訪問介護員、訪問看護師等の介護サービス従事者の専門職としての能力の保持・向上を図るとともに、ケアマネジメントの質の向上につながるよう必要な情報の提供を行います。

			事業CD	1-3-2
		平成29年度(2017)	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)
回数	(回)	4	4	2
延人数	(人)	35	119	65



### ③ ケア会議等の充実(個別レベル)

自立支援に視点を置いた個別事例の検討、困難事例等の検討を通じ、地域課題の発見やネットワークづくりに努めています。

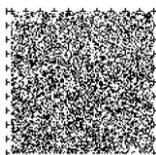
	平成 29 年度(2017)	平成 30 年度(2018)	令和元年度(2019)
事業CD			1 - 3 - 3
困難事例等 (回)	8	10	5
ケアカフェ (回)	1	2	8
軽度者の事例検討 (回)	24	12	21
介護予防のための地域ケア個別会議 (回)	—	—	8

図表: 志布志市の地域ケア会議体系図

	地域ケア個別会議		市レベル地域ケア会議	
	地域ケア個別会議 ① 困難事例検討会 ② ケアカフェ ③ 定例事例検討会	地域ケア個別会議(保険者) ① 介護予防のための地域ケア個別会議 ② 適切なサービス提供の検討	生活支援協議体	地域ケア会議 (地域密着型サービス運営委員会)
主催者	地域包括支援センター	市	市	市
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>自立支援に質するケアマネジメントの支援</li> <li>ネットワークの構築</li> <li>地域課題の発見</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自立支援・重度化予防に質する個別計画の検討、市の課題発見</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の特徴や課題の協議を行う (地域づくり、資源開発)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の地域課題を解決する政策を提言する (政策の形成)</li> </ul>
開催頻度	①不定期/②月2回/③月1回	①月1回/②不定期	年3回以上	年3回以上
参加者	事例に関わる人	事例に関わる人、専門職	生活支援コーディネーター、行政、その他関係者	地域密着型サービス運営委員会委員

## (2) 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

介護人材不足の中、介護職に限らず介護分野で働く人材の確保・育成を行い、今後介護業務の中心的担い手となる若者、潜在介護福祉士をはじめ、多様な人材の参入の促進に努めると共に、小・中学生への福祉教育の充実や福祉専門職養成者の確保に対する取組を検討します。また、文書の削減、標準化等を進め、ロボット・ICTの活用など業務負担の軽減を推進し、働きやすい環境の整備に努めます。



### (3) 地域共生社会の実現

地域のあり方が多様化している中、高齢者、介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる社会の実現を目指します。

			事業CD	1 - 3 - 4
	平成 29 年度(2017)	平成 30 年度(2018)	令和元年度(2019)	
認知症サポーター 小中学校数 (校)	2	2	2	
ボランティア 養成者数 (延人数)	138	182	124	

#### □ 主な課題

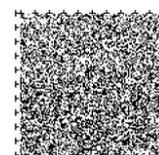
- 高齢化の進展により相談内容の複雑化・多様化することに伴い、地域包括支援センターに必要な専門職の確保が必要です。

#### 📌 今後の取組

- ◎ ケア会議を充実させ、地域課題を発見し、自立支援、重度化防止に向けた適切なケアマネジメントを図ります。
- ◎ 小・中学生の若い世代から介護を知る機会を増やし、介護に関する教育の啓発を図ります。
- ◎ 「我が事・丸ごと」地域共生社会の推進のため、包括的相談を受け止め相談者に寄り添いながら、伴走する支援体制を構築していきます。

#### ▶ 評価指標

指 標		現状	目標
		令和元年度(2019)	令和5年度(2023)
総合相談	相談件数(件)	279	300
ケア会議等	回数(回)	42	42

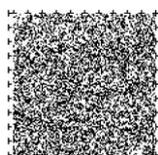


## 基本目標2 生きがいをもって自分らしく生活ができるまち

住み慣れた地域で、高齢者が豊富な知識や経験を生かし、働き、楽しみ、地域活動を行うなど、生涯にわたり、心豊かに過ごしていくため、多様な活動・交流の場、就労等の支援など、誰もがいきいきと生活していくための生きがいづくりを促進します。

### 1 社会参加活動への支援

社会との関わりを継続し、その人らしい暮らしができるよう、自らの力を発揮しやすく、そのことが地域で受け入れてもらえる体制づくりを促進します。



## 現 状

### (1) 地域介護予防活動支援事業（健康づくり推進員養成講座）

市が実施する健康教室等にサポーターとしてボランティアで参加したり、地域で広く健康づくりを推進・啓発したりしていただくことを目的に養成講座を実施しています。

			事業CD	2-1-1
	平成 29 年度(2017)	平成 30 年度(2018)	令和元年度(2019)	
新規人数 (人)	4	8	8	
合計人数 (人/累計)	139	147	155	
活動件数 (件)	467	439	231	

### (2) 地域介護予防活動支援事業（生活・介護支援サポーター養成講座）

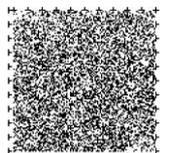
施設入所者や在宅高齢者との交流、サロン、見守り活動を通して、ニーズの把握など各種福祉サービス等とのつなぎ役として、地域での高齢者の生活を支えるサポーターの養成講座を実施しています。

			事業CD	2-1-2
	平成 29 年度(2017)	平成 30 年度(2018)	令和元年度(2019)	
養成者数 (人)	5	7	0	
総数 (人)	79	86	86	
活動件数 (件)	958	1,125	1,321	

### (3) 高齢者元気度アップ・ポイント事業

高齢者の方々の健康維持や介護予防事業への参加・促進を図るため、高齢者自身の健康づくり・介護予防を高齢者自身が参加して楽しむ活動に対し、地域商品券等に交換できるポイントを付与しています。

			事業CD	2-1-3
	平成 29 年度(2017)	平成 30 年度(2018)	令和元年度(2019)	
登録者数 (人)	1,123	1,107	1,174	
交換者数 (人)	878	864	864	



#### (4) 子育て支援もポイントアップ・元気度アップ推進事業

「地域社会の担い手」として活躍が期待される元気な高齢者の受け皿を作り、高齢者を地域全体で支える地域包括ケアの推進を図るため、65歳以上の高齢者と若い世代がグループで行う互助活動に対し、地域商品券等と交換できるポイントを付与して地域の互助活動を支援しています。

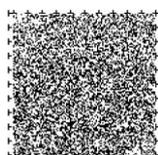
		事業CD	
		2-1-4	
		平成 29 年度(2017)	平成 30 年度(2018)
		令和元年度(2019)	
登録団体数	(団体)	6	6
		24	

※令和元年以降、活動内容に「ころばん体操」を追加し、登録団体数が増加しています。

#### (5) ボランティアセンター事業 (志布志市社会福祉協議会) 再掲

一人暮らしの高齢者宅等への支援としてボランティアが見守り活動もかねて手作り弁当配達、市報朗読録音テープ、歌の宅配などの活動をしています。また、住民参加型在宅福祉サービスの利用により、ちょっとした困りごとを地域住民が助け合う仕組みをつくっています。

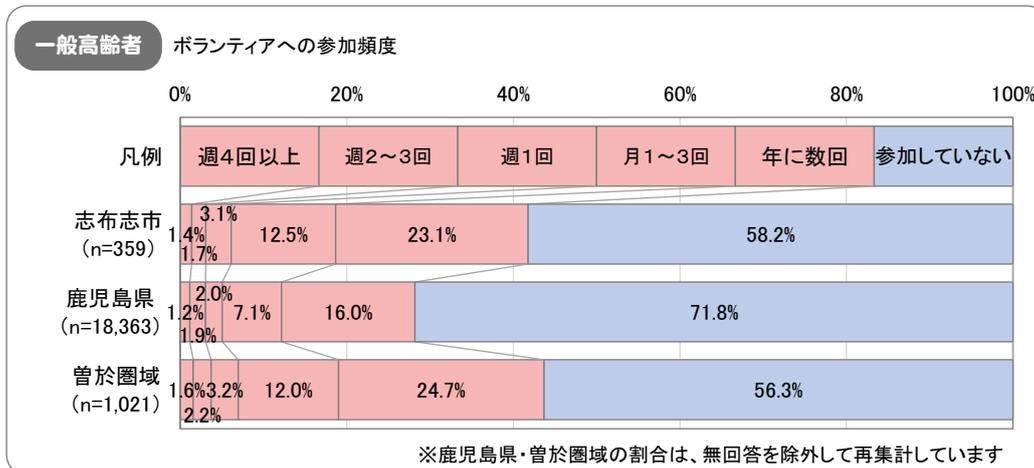
		事業CD	
		2-1-5	
		平成 29 年度(2017)	平成 30 年度(2018)
		令和元年度(2019)	
活動数	(人)	3,054	3,302
登録団体数	(団体)	69	77
		81	



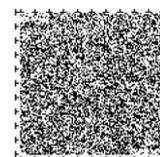
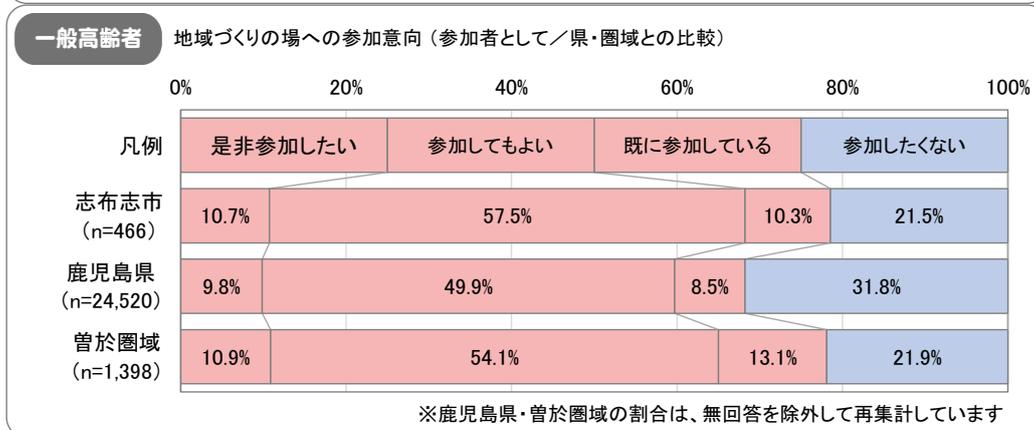
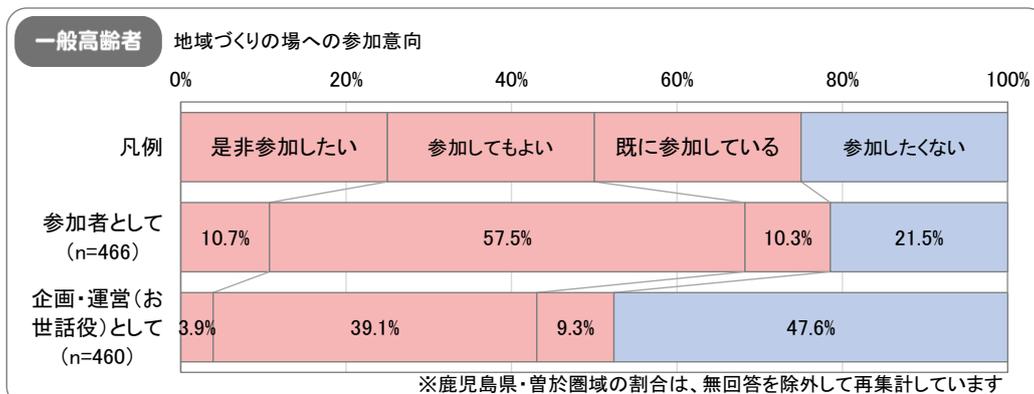
## アンケート調査より



一般高齢者の「ボランティアへの参加頻度」についてみると、年1回以上の参加をしている割合は、鹿児島県よりも高く、曽於圏域よりも低くなっています。



また、地域づくりの場への参加意向をみると、参加者として参加希望があるもしくは既に参加しているという割合は8割を占めています。県や圏域と比較すると、県よりも高く、圏域とほぼ同率となっています。



## □ 主な課題

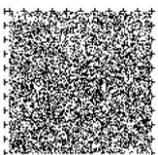
- 高齢者実態調査では、社会参加など主体的な活動に関心のある高齢者は多い状況にありますが、ボランティアを求める人とボランティア活動を行いたい人の思いを橋渡し（ニーズの掘り起こしやマッチング）するボランティアコーディネートの機能の強化が必要です。

## ① 今後の取組

- ◎ 元気な高齢者が、生きがいを持ち活躍できる環境づくりを推進します。
- ◎ ボランティア活動支援の機会をつくり、気軽に参加できる体制を整備し、ボランティア活動の充実を図ります。

## ▶ 評価指標

指 標		現 状	目 標
		令和元年度(2019)	令和5年度(2023)
生活・介護支援サポーター	総数(人)	86	105
子育て支援もポイントアップ・元気度アップ推進事業	登録団体数(団体)	24	30
ボランティアセンター事業(志布志市社会福祉協議会)	活動数(人)	3,383	3,500



## 2 就労等生きがいのある暮らしへの支援

高齢者が長年培った知識・経験を就業や生きがいづくりの場に生かしながら、その意欲と能力に応じて社会を支えていく体制づくりが重要になります。

### 現 状

#### (1) シルバー人材センター

高齢者が働くことを通じて生きがいを得ると共に、地域社会の活性化に貢献する組織です。令和元年度で、会員数が360人、就業者数が329人となっており、会員数は増加傾向にあります。

	事業CD 2-2-1		
	平成29年度(2017)	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)
会員数 (人)	331	340	360
就業者数 (人)	261	306	329

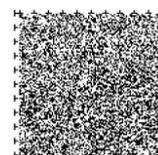
#### (2) 生涯学習講座

生涯学習については、まち全体を学び舎に「いつでも どこでも だれでも」のローガンのもと、生涯学習センターが中心となり、公民館主事と連携を図りながら、志布志市文化会館で行っている「中央講座」と、地区公民館等で行っている「地区講座」に分かれて実施していきます。

	事業CD 2-2-2		
	平成29年度(2017)	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)
講座数 (講座)	150	146	140
講座生数 (人)	2,239	2,265	2,109

#### (3) 高齢者学級

市内在住の60歳以上の方々を対象に志布志地区では「生きがい大学」、有明地区では「開田の里すこやか大学」、松山地区では「やっちく城山大学」としてそれぞれ実施し、健康増進・自己研鑽のための研修、参加者交流を定期的に行い、生きがいや学習意欲の向上につなげています。

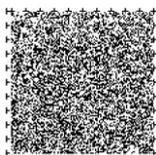


			事業CD	2 - 2 - 3
	平成 29 年度(2017)	平成 30 年度(2018)	令和元年度(2019)	
学級数 (学級)	23	23	23	
学級生数 (人)	726	722	647	

#### (4) 老人クラブ

老人クラブは、高齢者が自らの生活を健康で豊かなものにするための自主的な組織です。現在 34 単位クラブ会員数 1,566 人となっており、グラウンドゴルフやゲートボールなどの活動が活発に行われておりますが、役員になる人がいないため活動が停滞、組織が解散になった老人クラブなどもあり、クラブ数、会員数ともに減少傾向にあります。地域のサロン活動や地域公民館と連携を図りながらクラブの存続、活動の活性化を図っていきます。

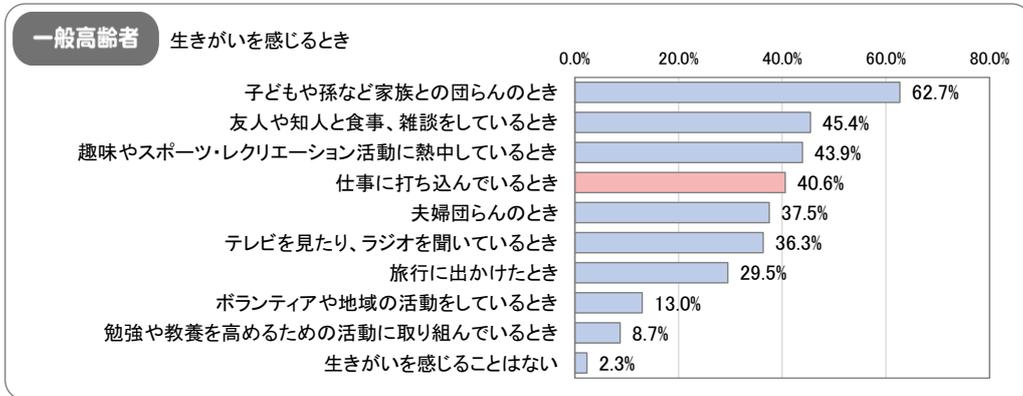
			事業CD	2 - 2 - 4
	平成 29 年度(2017)	平成 30 年度(2018)	令和元年度(2019)	
クラブ数 (クラブ)	39	38	37	
会員数 (人)	1,665	1583	1,566	



## アンケート調査より

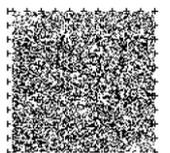
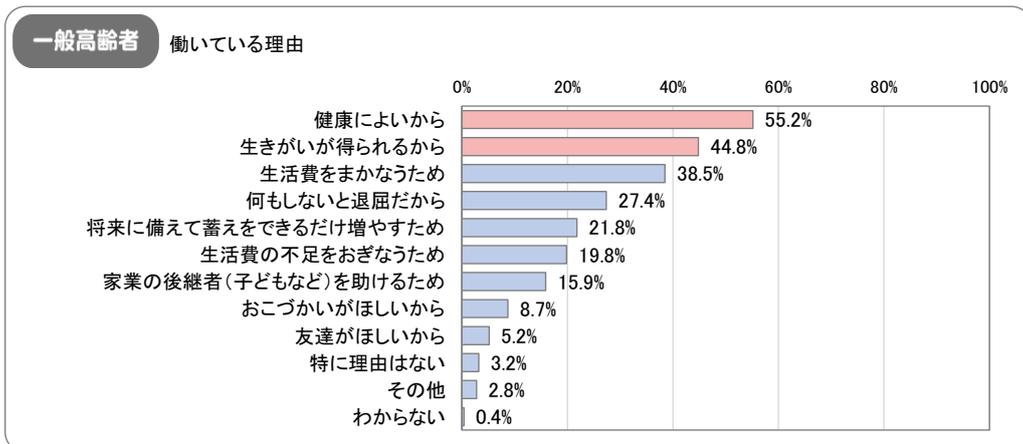
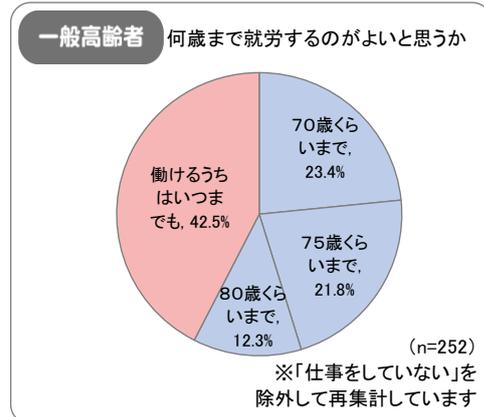


一般高齢者の「生きがいを感じる時」についてみると、「仕事に打ち込んでいるとき」とする割合は4割となっています。



現在就労中の方の考える、一般的に何歳まで就労するのがよいと思うかについてみると、「働けるうちはいつまでも」とする割合が4割で最も高くなっています。

また、就労中の方の働いている理由をみると、「健康によいから」とする割合が5割で最も高く、次いで「生きがいがあるから」、「生活費をまかなうため」がそれぞれ4割程となっています。



## □ 主な課題

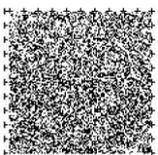
- シルバー人材センターの会員数は増加傾向にありますが、今後は定年制の引き上げや働き方改革による影響を考慮し、会員の確保について検討が必要です。
- 生涯学習講座・高齢者学級については、講座・学級生の固定化、高齢化、人口減少等が続く中で、新規者の開拓が難しい状況です。
- 老人クラブについては、役員のなり手不足などで活動が停滞している状況です。

## 📌 今後の取組

- ◎ 高齢者が長年培ってきた知識や技能を生かし、元気な高齢者が働ける多様な環境をつくり、地域社会の担い手として積極的な社会参加を推進します。
- ◎ 生涯学習講座・高齢者学級の内容の充実を図り、新規者の増加に努めます。
- ◎ 地域のサロン活動や公民館と連携を図り、老人クラブ活動の活性化に努めます。

## ▶ 評価指標

指 標		現状	目標
		令和元年度(2019)	令和5年度(2023)
シルバー人材センター	登録者率(%) (対高齢者人口)	3.3	5.0
老人クラブ	会員数の高齢者に対する割合(%)	14.6	16.0



## 基本目標3 健やかな身体づくりを行い、介護予防ができるまち

高齢者の健康寿命の延伸、疾病の早期発見・早期治療のため、住民一人ひとりが健康を意識して自らが行動し、健康づくりに取り組めるよう、各ライフステージに応じた健康づくりを促進します。また、身近な場所での介護予防の取組や疾病予防・重症化予防の一体的な取組を行います。

### 1 年代に応じた健康づくりの推進

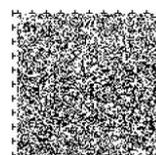
自らの健康状態や生活習慣を振り返り、健康的な生活習慣を確立できるよう各種健康づくり事業を通して自己管理意識の高揚を図るとともに年代に応じた健康づくりを行います。

#### 現 状

##### (1) 集団健康教育

健康教育は、40歳以上の市民を対象に、生活習慣病の予防や健康増進など、健康に関する正しい知識の普及を図ることにより、「自分の健康は自ら守る」という認識と自覚を高め、壮年期からの健康の保持増進に資することを目的に実施しています。

		事業CD	3-1-1	
		平成29年度(2017)	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)
回数	(回)	85	82	53
人数	(人)	3,686	3,919	3,567



## (2) 健康相談

健康相談は、40 歳以上の市民を対象に、心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導および助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的に実施しています。

		事業CD		3 - 1 - 2
		平成 29 年度(2017)	平成 30 年度(2018)	令和元年度(2019)
回数	(回)	262	163	126
人数	(人)	3,552	2,254	2,533

## (3) 歯周疾患検診

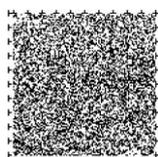
歯周疾患検診は、歯周病予防や歯の喪失を予防することにより、高齢期における健康を維持し、日常生活における生活の質の向上を図るために実施しています。平成 25 年度から、対象者を特定健診受診者から 40 歳、50 歳、60 歳、70 歳の市民を対象とし、検診方法も集団から医療機関での個別検診に変更し、個別により対象者の希望する日程で受診できるよう努めています。

		事業CD		3 - 1 - 3
		平成 29 年度(2017)	平成 30 年度(2018)	令和元年度(2019)
受診者	(人)	118	125	98
受診率	(%)	7.4	13.6	11.2

## (4) 骨粗しょう症検診

骨粗しょう症検診は、女性の 40 歳、45 歳、50 歳、55 歳、60 歳、65 歳、70 歳の方を対象に、骨量の減少や骨質の劣化を早期に発見し、骨が弱くなって、骨折や骨の変形を起こしやすくなる骨粗しょう症の予防を図るために実施しています。子宮・乳がん検診と複合検診をすることで、受診しやすい状況を作っています。

		事業CD		3 - 1 - 4
		平成 29 年度(2017)	平成 30 年度(2018)	令和元年度(2019)
受診者	(人)	207	201	147
受診率	(%)	14.2	13.2	9.9



## (5) 特定健診・長寿健診及び特定保健指導

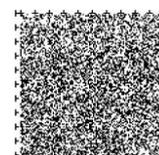
40歳から74歳の方を対象に、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視するため平成20年度から内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した特定健診を実施し、その結果により、生活習慣改善の必要のある方に対し保健指導を実施しています。また、75歳以上の方を対象に、生活習慣病等の早期発見・重症化予防を目的に長寿健診を、30代の方を対象に若年健診を実施しています。特定健診については、健康づくり推進員等による受診勧奨を行っています。

		事業CD 3-1-5		
		平成29年度(2017)	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)
特定健康診査	受診者 (人)	3,096	2,969	3,080
	受診率 (%)	49.8	49.3	52.0
特定保健指導	対象者 (人)	346	325	320
	実施率 (%)	53.2	51.4	57.2
長寿健診	受診者 (人)	966	937	957
健康づくり推進員等による受診勧奨	(件)	452	402	585

## (6) がん検診

がん検診は、がんの早期発見、早期治療を目的に、胃がん、肺がん、乳がん、子宮がん、大腸がん等の各種検診を実施しています。胃がん、肺がん、大腸がん検診は40歳以上、乳がん検診は40歳以上の女性、子宮がん検診は20歳以上の女性を対象に実施しています。

		事業CD 3-1-6		
		平成29年度(2017)	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)
胃がん検診	受診者 (人)	2,074	1,973	1,866
	受診率 (%)	10.1	9.6	9.2
肺がん検診	受診者 (人)	4,365	4,199	3,978
	受診率 (%)	21.2	20.4	19.6
大腸がん検診	受診者 (人)	2,949	2,899	2,872
	受診率 (%)	14.3	14.1	14.1
乳がん検診	受診者 (人)	928	842	851
	受診率 (%)	8.9	7.6	7.8
子宮がん検診	受診者 (人)	1,640	1,509	1,510
	受診率 (%)	11.8	10.9	11.1



## (7) 訪問指導

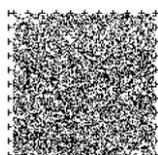
訪問指導は、心身の状況や置かれている環境等に照らし、療養上の保健指導が必要な市民（40歳～64歳）を対象に、保健師等が本人とその家族に必要な指導と心身機能の低下の防止、健康の保持・増進を図る目的で実施しています。

		事業CD 3-1-7		
		平成 29 年度(2017)	平成 30 年度(2018)	令和元年度(2019)
実人数	(人)	111	70	148

## (8) 心の健康づくり

病状の安定した方々を対象に社会参加と仲間づくりを目的とし、デイケアを実施しています。また、一般市民、民生委員・児童委員等の地域支援者などに対し講演会を開催し、うつ病予防や支援についての意識啓発を実施しています。自殺予防対策として、平成 24 年度からゲートキーパー養成講座、平成 27 年度から自殺対策ネットワーク会議を開催しています。

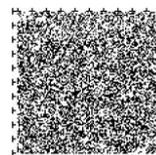
		事業CD 3-1-8		
		平成 29 年度(2017)	平成 30 年度(2018)	令和元年度(2019)
デイケア	開催回数 (回)	9	11	12
	延人数 (人)	36	35	35
相談	延人数 (人)	26	161	76
ゲートキーパー養成	要請者数 (人)	381	329	384
自殺対策ネットワーク会議	回数 (回)	1	4	2



## アンケート調査より



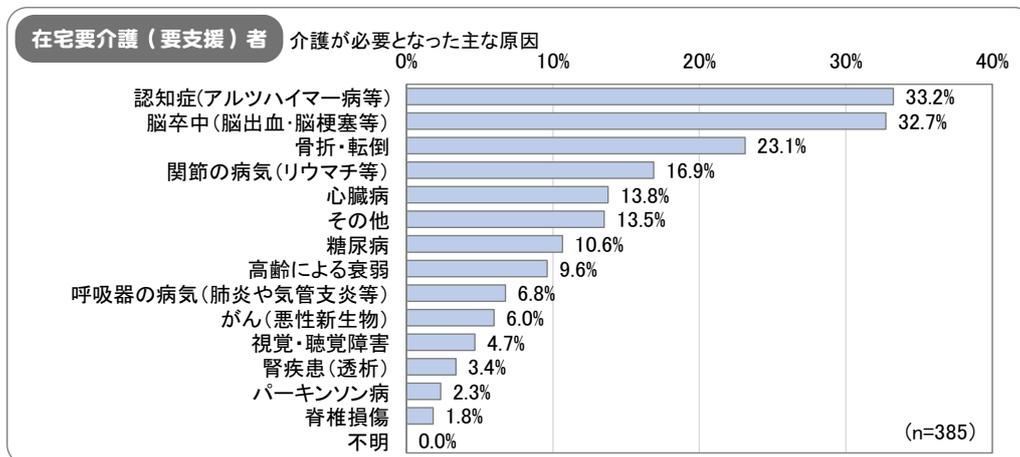
現在治療中、または後遺症のある病気についてみると、一般高齢者及び在宅要介護（要支援）者ともに、「高血圧」とする割合が最も高くなっています。次いで一般高齢者では、「目の病気」、「糖尿病」、在宅要介護（要支援）者は、「筋骨格の病気（骨粗しょう症、関節症等）」「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」が上位となっています。



## アンケート調査より



介護が必要となった主な理由をみると、「認知症（アルツハイマー病等）」とする割合が最も高く、次いで「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」、「骨折・転倒」となっています。

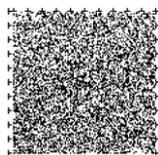


### □ 主な課題

- 休日に検診を行うなど、受診しやすい環境づくりを行っていますが、受診率向上に繋がっていない現状があります。
- 自殺死亡率（10万人あたりの自殺死亡者数）が鹿児島県及び国より高い傾向にあります。

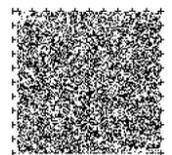
### ① 今後の取組

- ◎ 受診率を向上させる取組（健康づくり推進員等による訪問、家族からの声かけ等）を推進します。
- ◎ 女性がん検診については、予約制を取り入れ、待ち時間の短縮を図るなど柔軟に対応できるよう取り組みます。
- ◎ 中学生や市内の企業など対象者を広げたゲートキーパー養成に取り組みます。



▶ 評価指標

指 標		現状	目標
		令和元年度(2019)	令和5年度(2023)
胃がん検診	受診率(%)	9.2	11
肺がん検診	受診率(%)	19.6	23
大腸がん検診	受診率(%)	14.1	15
乳がん検診	受診率(%)	7.8	10
子宮がん検診	受診率(%)	11.1	14
自殺者数	人数(人)	6	減少
特定健診	受診率(%)	52.0	70
特定保健指導	特定保健指導実施率(%)	57.2	60



## 2 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも自分らしく生活し続けることができるよう、介護保険法の自立支援・重度化防止の理念に基づき、介護予防・日常生活支援総合事業を実施します。また、住民が主体となって運営する身近な所での通いの場づくりを推進し、地域の自助・互助の充実に努めます。

今後は、保健事業と介護予防の一体的実施を図るとともに、「新しい生活様式」を踏まえ、高齢者が継続的に事業へ参加できるよう、実施方法の工夫や、DVDや動画配信、オンラインによる自宅での実施等、柔軟な支援も検討していきます。

### 現 状

#### (1) 介護予防の普及と通いの場づくり（一般介護予防事業）

すべての高齢者を対象にした介護予防に関する知識の普及・啓発や住民主体の介護予防活動の育成・支援等を目的とした事業を実施します。

今後も、元気な高齢者が介護予防教室や高齢者サービスの担い手となり役割や生きがいを持てるよう支援していきます。

##### ① 介護予防把握事業

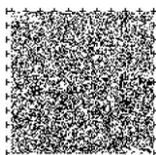
保健師などの訪問・相談や民生委員・児童委員等から生活機能低下の疑いのある高齢者の相談等を受け、何らかの支援が必要な方を早期に把握し、介護予防事業につなげます。

		事業CD		
		3-2-1_1		
		平成 29 年度(2017)	平成 30 年度(2018)	令和元年度(2019)
事業対象者数	(人)	80	104	89
基本チェックリスト該当者	(人)	636	648	635

##### ② 介護予防講演会(介護予防普及啓発事業)

住民に対して、介護予防の知識の普及啓発をするために、パンフレットの配布や講演会、研修会を実施しています。

		事業CD		
		3-2-1_2		
		平成 29 年度(2017)	平成 30 年度(2018)	令和元年度(2019)
講習会回数	(回)	5	1	1
人数	(人)	200	89	45
8020 達成者数	(人)	30	24	39
8020 教室実施回数	(回)	22	22	22



### ③ ミニデイ事業(介護予防普及啓発事業)

65歳以上の方を対象に、日常生活上の機能訓練等を行うミニデイ事業を、市内の事業所等に委託し、実施しています。

		事業CD		3-2-1_3
		平成 29 年度(2017)	平成 30 年度(2018)	令和元年度(2019)
会場数	(箇所)	2	3	3
延人数	(人)	430	1,290	1,343

### ④ ころばん体操事業

週1回、地域の公民館などの身近な場所で、体操や交流を行うころばん体操の普及を、平成29年度から実施しています。最初の5回は、健康運動指導士等が運営の支援を行い、その後は参加者が主体となって運営を行います。

		事業CD		3-2-1_4
		平成 29 年度(2017)	平成 30 年度(2018)	令和元年度(2019)
会場数	(箇所)	12	18	23
登録者数	(人)	165	255	302

### ⑤ 自主グループの活動

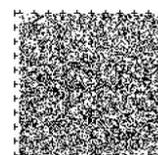
各種教室後に自主的に集まり、サポーターを中心に体操や茶話会などを定期的に行っています。

		事業CD		3-2-1_5
		平成 29 年度(2017)	平成 30 年度(2018)	令和元年度(2019)
活動箇所数	(箇所)	11	9	9

### ⑥ 生活・介護支援サポーターの活動(地域介護予防活動支援事業)

地域における高齢者を対象としたインフォーマルな生活・介護に関するサービスマスや、助け合い活動をする「担い手」として、地域での活動とつなげています。

		事業CD		3-2-1_6
		平成 29 年度(2017)	平成 30 年度(2018)	令和元年度(2019)
活動件数	(件)	958	1,125	1,321



## (2) 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者や要介護状態になるおそれのある高齢者を対象にし、介護が必要となる状態をできる限り防ぎ、また、要支援の状態であっても現在の状態の維持と改善を図ります。

対象者は、要支援認定者、要介護認定者（弾力化対象）、基本チェックリスト該当者です。

### ① 訪問型サービス（第1号訪問事業）

介護サービス事業所のホームヘルパーによる身体的介護や生活援助を行います。生活支援協議体との連携を図り、多様な主体によるサービスの提供に向け検討します。

			事業CD	3-2-2_1
		平成 29 年度(2017)	平成 30 年度(2018)	令和元年度(2019)
延利用者数	(人)	657	550	451

### ② 通所型サービス（第1号通所事業）

デイサービスセンター等に通い、日常生活上の支援と機能訓練等を行います。また、約3ヶ月間の「短期集中予防サービス」を、地区ごとに実施しています。

			事業CD	3-2-2_2
通所型サービス C		平成 29 年度(2017)	平成 30 年度(2018)	令和元年度(2019)
開催箇所数	(箇所)	10	10	8
延利用者数	(人)	1,024	936	661

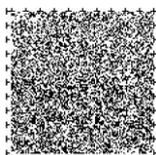
### ③ その他のサービス支援事業（配食支援事業）

要支援者等で、栄養低下が認められ、栄養改善の必要な高齢者等に見守りを含めた配食を実施しています。

			事業CD	3-2-2_3
		平成 29 年度(2017)	平成 30 年度(2018)	令和元年度(2019)
配食数	(食)	419	304	95

### ④ 介護予防ケアマネジメント

介護予防及び日常生活支援を目的とし、地域包括支援センターがケアプランを作成します。自立支援・重度化予防に必要な適切なアセスメントと高齢者の社会参加、インフォーマルサービスの活用等地域の様々な資源を活用したサービスを提供できるようケアマネジメントの質の向上に努めます。



### (3) 要介護者等に対するリハビリテーションサービス提供体制の構築

#### ① リハビリテーションサービス提供体制の構築

##### ア 要介護(要支援)者の状況

本市における要介護(要支援)認定率は平成30年度以降下降傾向にあります。認定区分別の割合をみると、要支援者が下降しているのに対し、要介護者の割合は上昇しています。

図表: 要介護(要支援)認定者数の推移

		平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)
第1号被保険者数 (人)		10,603	10,683	10,761
要介護(要支援)認定者数 (人)		2,011	1,973	1,923
要介護(要支援)認定率 (%)		19.0	18.5	17.7
認定区分別 割合	要支援者 (%)	20.6	20.1	19.0
	要介護者 (%)	79.4	79.9	81.0

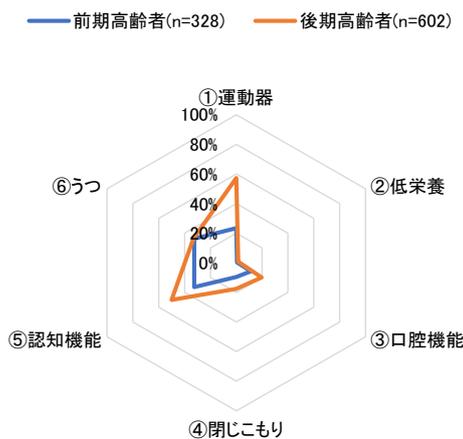
[出典] 地域包括ケア「見える化」システム

##### イ 日常生活機能判定の状況

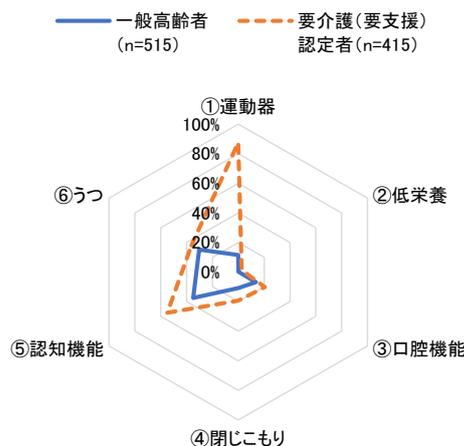
本市における年齢別の日常生活機能の低下リスク該当者の割合は、①運動器、③口腔機能、⑤認知機能で後期高齢者がそれぞれ高くなっています。

また、要介護(要支援)認定者の日常生活機能の低下リスク該当者の割合においても、一般高齢者と比較して①運動器、③口腔機能、⑤認知機能等でそれぞれ高くなっています。

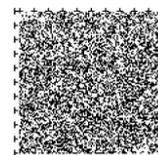
図表: 日常生活機能判定(年齢別/再掲)



図表: 日常生活機能判定(認定状況別)



[出典] 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(令和元年度)



これらの現状を踏まえ、リハビリ専門職等と目指す方向の情報共有をすることにより提供体制の構築を図ります。さらに介護者・要支援者が、本人の状態に応じて、生活している地域において、必要なリハビリテーション等を利用しながら、健康的に暮らすことができるよう、また、社会参加、役割発揮に繋がるようにPDCAに基づいて連携体制の充実を図ります。

## ② 重症化予防のための在宅訪問指導事業

居宅において自立した日常生活を営むことができるよう理学療法士等による訪問指導において高齢者の有する能力を評価し、改善の可能性を助言することで生活機能の維持、向上を図ります。

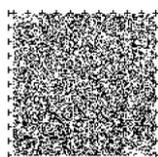
		事業CD	3 - 2 - 3
		平成 29 年度(2017)	平成 30 年度(2018)
訪問者数	(人)	-	-
		令和元年度(2019)	
		13	

### □ 主な課題

- 介護予防把握事業対象者の事業参加率を高める必要があります。
- 通いの場の拡大のため実施会場を増やす必要があります。
- 介護予防事業の積極的な取組を推進し、高齢者の生活機能の維持改善を通じ、要介護認定率の低下や介護給付費の抑制等につなげていく必要があります。
- 高齢者は複数の慢性疾患に加え、フレイル状態になりやすい傾向があることから、高齢者一人ひとりに対して、生活習慣病等の疾病予防・重症化予防と介護予防を一体的に実施することが必要です。

### ① 今後の取組

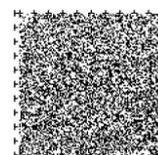
- ◎ 地域ケア会議、重症化予防訪問等の今後の取組について協議する機会を作ります。
- ◎ 生活機能の維持向上のため、リハビリ専門職と地域を巡回し、生活状況を把握、評価し、生活の連続性が保たれるよう支援し、その事がさらに事業所での展開に繋がられるような仕組みづくりを行います。
- ◎ 身近な場所で気軽に介護予防に取り組めるよう自主グループ活動を支援するとともに、住民主体の通いの場づくりを推進していきます。
- ◎ 医療、介護、健康診査等のデータ分析（心身機能、口腔機能、低栄養予防等）による地域及び高齢者の健康課題の把握を行い、高齢者への個別的支援及び通いの場等への積極的な関与を行う、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を推進します。



▶ 評価指標

指 標		現 状		目 標	
		令和2年度(2020)		令和5年度(2023)	
サービス提供事業所数	(事業所)	11		11	
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の従事者数	(人)	31		33	
利 用 率	訪問リハビリテーション	(%)	0.16	0.50	
	通所リハビリテーション	(%)	20.77	21.00	
	介護老人保健施設	(%)	9.27	10.00	
	介護医療院	(%)	1.40	1.50	
通所リハビリテーション(短時間(1時間以上2時間未満))の算定者数	(人)	24		25	

指 標		現 状		目 標	
		令和元年度(2019)		令和5年度(2023)	
要介護認定率	認定率(%)	18.5		17.9	
ころばん体操事業	会場数(箇所)	23		30	
通いの場の参加率	(%)	10.6		10.7	
8020 達成者数	(人)	39		40	
8020 教室実施回数	(回)	22		22	



## 基本目標4 心を寄せあい、最期まで暮らせるまち

高齢者が地域の中で尊厳をもって暮らせるよう医療、介護、生活支援、その他の資源の連携等による地域のケア体制を推進します。また、認知症への理解を深めるための啓発活動や初期段階での支援を行い、認知症になっても住み慣れた地域での生活が継続できるよう支援体制の構築を図り、自分らしく希望を持って暮らせるまちを目指します。

### 1 認知症施策の推進

国は、総合的に認知症対策を推進するため、「認知症施策推進大綱」の基本的な考え方（認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進）に沿った取組を提唱しています。

今後も、認知症の人やその家族の視点を重視し、認知症に対する理解の促進を図るとともに、相談支援体制の整備等、本市の実情に応じた多様な認知症施策を展開していきます。

POINT  
ポイント

#### 認知症施策推進大綱(概要)

令和元年6月18日 認知症施策推進関係閣僚会議決定

##### 【対象期間】

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）まで

##### 【基本的な考え方】

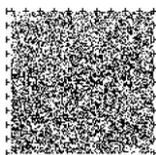
- ポイントは「共生」と「予防」

「共生」・・・認知症の人が、尊厳と希望をもって認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる、という意味。

「予防」・・・認知症にならないという意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を穏やかにする」という意味。

##### 【5つの柱】

- ① 普及啓発・本人発信支援
- ② 予防
- ③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- ④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
- ⑤ 研究開発・産業促進・国際展開



# 現 状

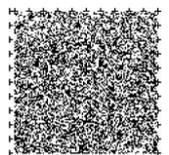
## (1) 認知症に関する啓発

認知症についての正しい知識の普及啓発のため、講演会の実施、認知症サポーター養成を行ってあります。認知症ケアパス（平成28年度作成。令和元年度修正）を活用し、状態に応じた適切な相談・支援の提供や市民の認知症に対する理解の促進を図ります。また、市ホームページでは、認知症の簡易なチェックシステムを導入しています。

図表：志布志市認知症ケアパス「認知症 得ダネ♪情報」

※資料編に拡大版を掲載しています。

			事業CD 4-1-1		
			平成29年度(2017)	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)
講演会	(回)		1	1	1
認知症サポーター養成講座開催回数	(回)		10	7	4
認知症サポーター養成講座	受講者数	(人)	428	287	115
	延受講者数	(人)	—	3,295	3,410
認知症チェックカーアクセス数	(件)		2,134	2,032	1,535
徘徊模擬訓練	(回)		1	1	0



## (2) 予防

高齢者ができる限り自宅で自立した日常生活を営むことができるよう、65歳以上の高齢者を対象に、運動を中心として栄養、口腔機能向上、認知症予防を組み合わせた教室を開催し、社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持向上を図ります。また、事業の周知も行い、一人でも多くの高齢者が事業に参加し、介護予防に努められるよう推進します。また、「ころぼん体操」を各地で普及し、高齢者が身近な場所で認知症予防に取り組めるようにします。

## (3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

### ① 医療・ケア(早期発見・早期対応)の推進

#### ア 認知症地域支援推進員の活動の推進

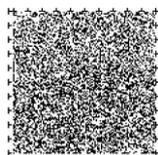
認知症地域支援推進員は、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、医療・介護・地域をつなぐ役割をしています。

本市では、令和2年4月1日現在7人配置をしています。

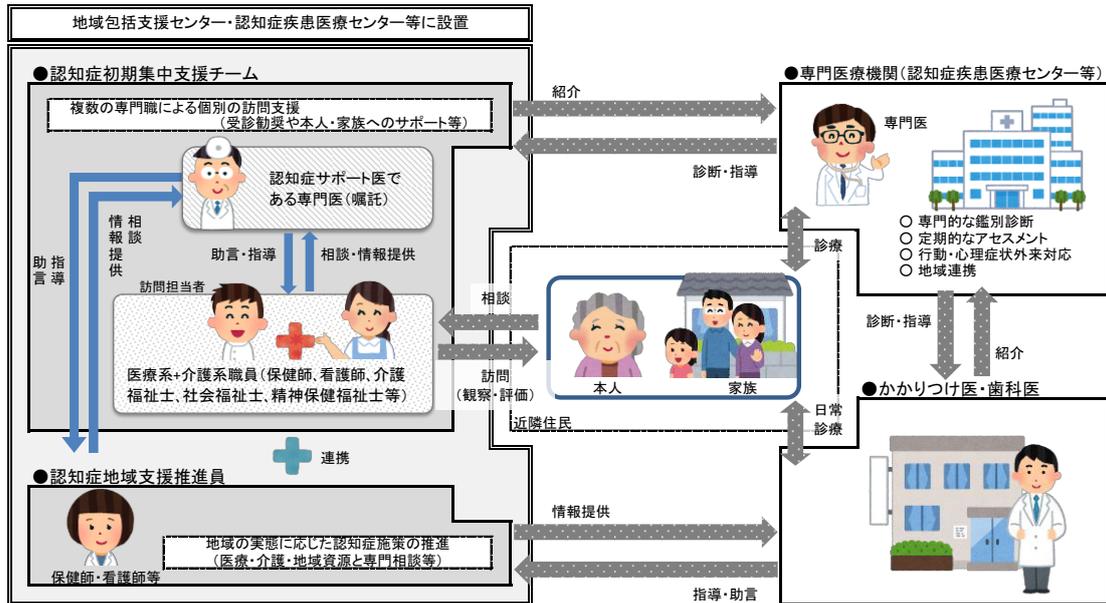
#### イ 認知症初期集中支援チームによる支援(認知症初期集中支援推進事業)

認知症の疑いのある人やその家族を訪問し、保健師やサポート医を含めたチームで会議を実施し、その人にとって適切な支援の検討や家族へのサポートを行います。

			事業CD	4-1-3_1
	平成 29 年度(2017)	平成 30 年度(2018)	令和元年度(2019)	
支援者数 (人)	20	36	39	
チーム員会議 (回)	6	8	6	



図表：認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員等の関係



### ウ 認知症の人とその介護者への支援

「認知症カフェ」(オレンジほっとカフェ)の運営を支援するとともに、新たな開設を推し進め、誰もが気軽に集い、互いに交流することで認知症に関する地域住民への理解を促し、認知症の人とその家族を支える地域づくりを推進します。

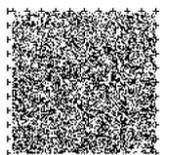
		事業CD	4-1-3_2
		平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)
設置箇所数	(箇所)	2	4
		令和元年度 (2019)	4

※4箇所中委託が3箇所

### エ もの忘れ進行予防相談会

認知症対策として、認知症地域支援推進員が中心となり、各地区を巡回し、もの忘れ進行予防相談会を実施しています。また、本人及び家族から相談があった場合、予防方法の紹介を行っています。家族等からの相談については、認知症の方の関わり方や介護保険サービスの利用についての情報提供や相談に応じています。

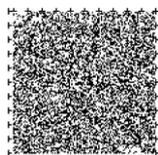
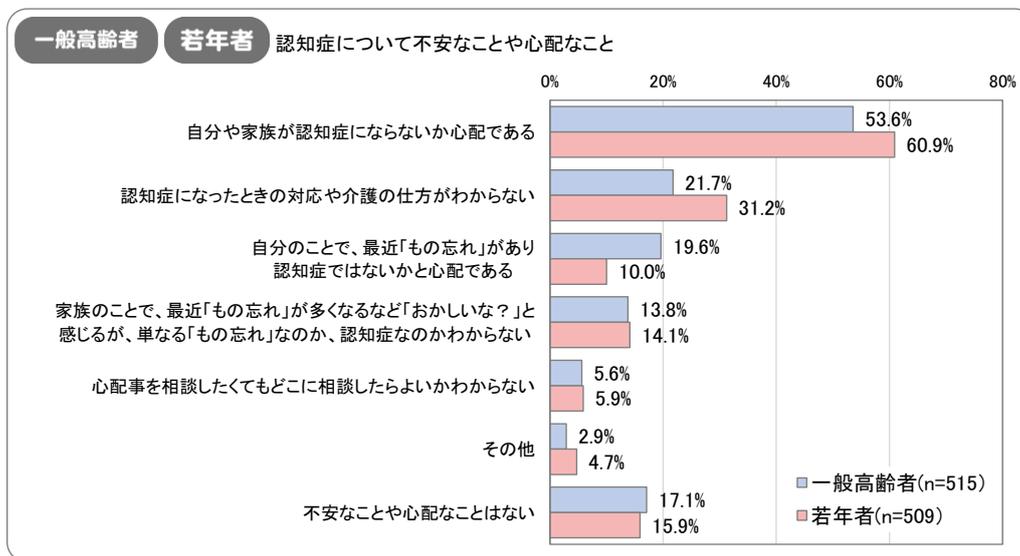
		事業CD	4-1-3_3
		平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)
相談件数	(件)	26	17
		令和元年度 (2019)	25



## アンケート調査より



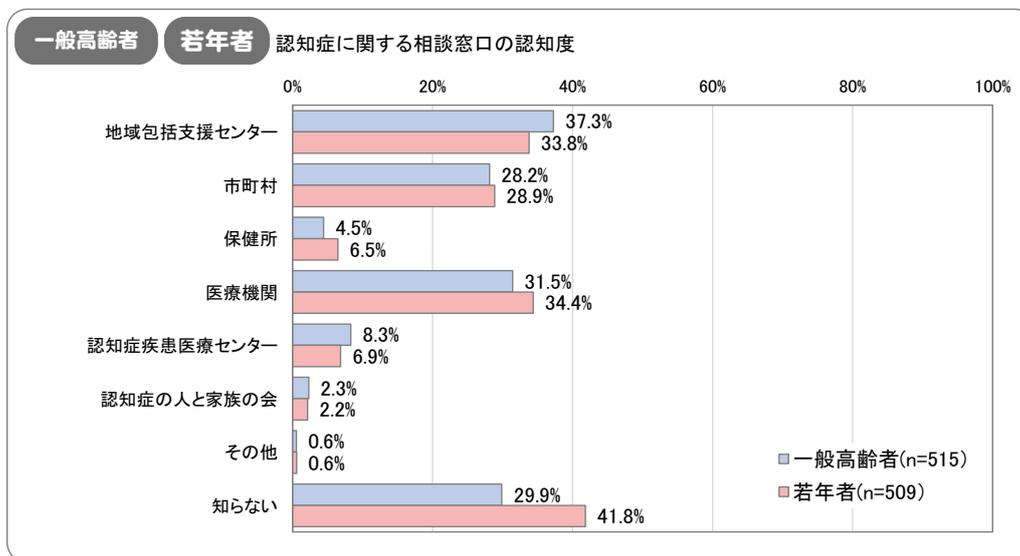
一般高齢者及び若年者ともに「自分や家族が認知症にならないか心配である」とする割合が53.6%、60.9%でそれぞれ最も高くなっています。



## アンケート調査より

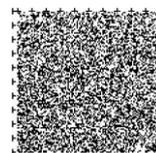
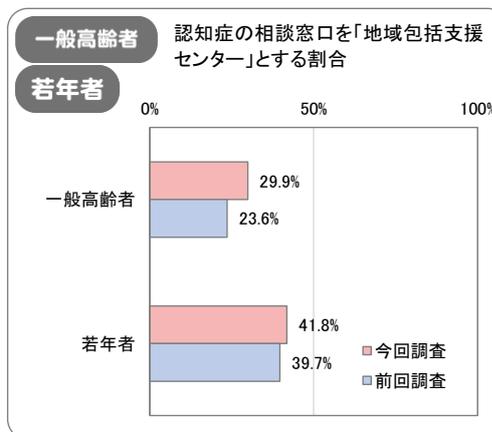
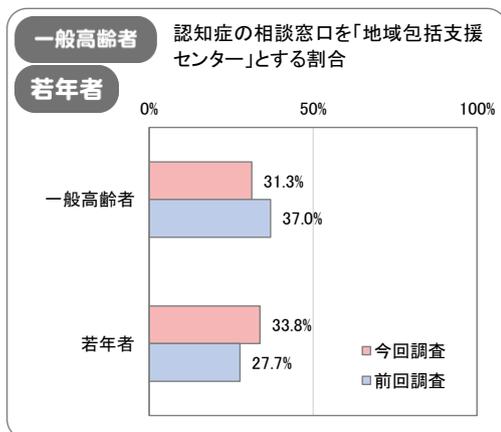


認知症に関する相談窓口については、一般高齢者は「地域包括支援センター」とする割合が37.3%、若年者は「知らない」とする割合が41.8%でそれぞれ最も高くなっています。



第7期計画と比較すると、認知症の相談窓口を「地域包括支援センター」とする割合は、一般高齢者では31.3%から37.0%へ5.7ポイント増加し、若年者では33.8%から27.7%へ6.1ポイント減少しました。また、「知らない」とする割合は一般高齢者では29.9%から23.6%へ6.3ポイント減少し、若年者では41.8%から39.7%へ2.1ポイント減少しました。

地域包括支援センターを認知症の相談窓口として周知しつつ、各種相談窓口についても周知・啓発を続ける必要があります。また、若年者に対しては、他の相談窓口と連携し、周知・啓発を続ける必要があります。



## □ 主な課題

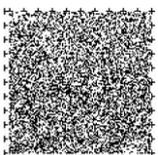
- 後期高齢者の割合が高まるため、認知症への理解を深めるための早期介入できる体制の構築が必要です。
- 認知症サポーターとして活動できる人の把握や活動の場の提供が把握できていない状態にあります。

## 📌 今後の取組

- ◎ 認知症の早期の気づきや普及啓発のための取組を行っていきます。
- ◎ 認知症施策の実施にあたっては、認知症の人が地域で自立した日常生活を送るための支援のほか、教育、地域づくり、雇用その他の認知症に関連する施策と有機的に連携し、関係部門と連携しながら、総合的に推進します。
- ◎ 認知症の予防のために、サロン活動の活用を推進します。
- ◎ 認知症サポーター養成講座受講者のスキルアップ講座の実施及びサポーターの組織化を図ります（チームオレンジ設置）。

## ▶ 評価指標

指 標		現 状	目 標
		令和元年度(2019)	令和5年度(2023)
認知症サポーター養成	サポーター数 (人)	3,410	3,500
認知症の相談窓口を知らないとする割合	一般高齢者調査 回答割合(%)	29.9	25.0
	若年者調査 回答割合(%)	41.8	35.0
初期集中支援チーム支援者数	実人員(人)	39	45
認知症カフェ設置	設置箇所数 (箇所)	4	5



## 2 生活を支える人たちの連携体制の構築

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、必要な医療と介護、福祉等の連携を更に深め推進します。

### 現 状

#### (1) 大隅地域入退院支援ルールの推進

医療と介護の関係者が連携して、入退院患者の円滑な在宅への移行を図り、より充実した支援を行うにあたって、必要な情報を引き継ぐためのルールの運用を行います。ルールは定期的に運用状況の確認と評価を行い、適宜見直しを行います。

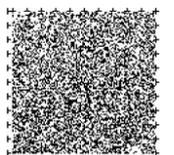
#### (2) 在宅医療・介護連携推進事業

医療・介護・生活支援・その他の支援を必要とする方が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、多様な資源を一体的に提供できる体制が必要です。

そのため、曾於医師会を地域の在宅医療の連携拠点として、地域の医師、歯科医師、薬剤師、看護職、介護支援専門員等の多職種及び地域自治体との協働による在宅医療の支援体制を構築し、地域における包括的かつ継続的な在宅医療の提供を目指します。

### □ 主な課題

- 一人暮らしの高齢者、認知症の方、在宅で最期を迎える方が増加していくと考えられます。
- 在宅医療・介護連携推進事業の中で曾於地域の課題について「身寄りのない方への支援」「制度間移行がスムーズにいかない」「食材の確保、調理が困難」「金銭管理ができない・お金がない」「生活支援の情報共有が充分でない」が課題として挙げられています。
- 複数の課題を抱える高齢者支援のため、多職種連携体制が求められます。

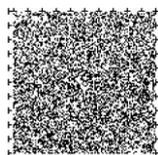


## ④ 今後の取組

- ◎ 在宅医療・介護連携推進事業において地域の最新情報の収集、対策の検討を継続していきます。
- ◎ かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持つよう啓発していきます。
- ◎ 一人ひとりが自分の人生を振り返り、将来の生活を考える機会が持てるよう、マイライフ・ノートの普及に努めます。
- ◎ 人生の最終段階にどのような治療やケアを望むのか身近な人と繰り返し話し合い、自らが決定していくACP（人生会議）について啓発を行っていきます。
- ◎ 医療・介護関係者を支援する「相談窓口」の効果的な運用を行い専門知識の向上に努めるとともに、在宅医療と介護の連携促進に努めます。
- ◎ 患者・利用者の在宅生活を支えるため、速やかな情報共有、連携体制がとれるよう「MC-Net」の活用促進を図ります。

## ▶ 評価指標

指 標		現状	目標
		令和元年度(2019)	令和5年度(2023)
看取り数	件数(レセプト)	238	300



### 3 権利擁護・虐待防止の推進

全ての人が地域の中で尊厳をもって生活することができるよう地域包括支援センターを中心に、本人・介護者・介護保険事業者等への相談機能の充実と自己決定できる支援が必要です。

また、援助が必要な対象者については、行政や各種相談支援機関等と連携しながら、利用者の自己選択を確保できる権利擁護システムの確立に努めます。

#### 現 状

##### (1) 権利擁護事業の推進

###### ① 成年後見制度利用相談

高齢者の判断能力等の把握に努め、成年後見制度の利用が必要なケースであれば支援を行います。また、成年後見制度の円滑な利用に向けて、法律関係機関との連携を図り、普及のための広報に取り組みます。

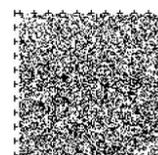
地域包括支援センターへの相談件数は、少ない状況にありますが、社会福祉協議会や弁護士相談などを直接利用している方も見受けられることから、更なる制度の周知に努めます。

			事業CD	4-3-1_1
	平成 29 年度(2017)	平成 30 年度(2018)	令和元年度(2019)	
実人数 (人)	2	5	2	
延人数 (人)	3	22	4	

###### ② 成年後見制度利用支援事業

低所得の高齢者等に係る成年後見制度の申立に要する経費や成年後見人等の報酬の助成を行います。

			事業CD	4-3-1_2
	平成 29 年度(2017)	平成 30 年度(2018)	令和元年度(2019)	
利用者数 (人)	0	0	0	



## (2) 虐待防止の推進

虐待通報のあった場合、直ちに情報収集し処遇会議・ケア会議を開催し、関係機関と連携を図り支援していきます。

虐待を受けるリスクの高い事例や、発見方法の研修により、支援者の資質向上に努めるとともに、多様な関係者や機関等によるネットワークを強化・連携し、高齢者虐待防止とその早期対応に努めます。

				事業CD	4-3-2
		平成 29 年度(2017)	平成 30 年度(2018)	令和元年度(2019)	
地域包括支援センター	相談件数 (件)	4	6	2	
	延件数 (件)	25	35	7	
企画政策課	相談件数 (件)	0	2	2	
福祉課	相談件数 (件)	2	1	1	

※相談の重複がある場合がある

## (3) 福祉サービス利用支援事業

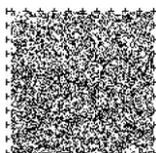
利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用に関する相談に応じ、福祉サービスの提供を受けるために必要な手続、又は福祉サービスの利用に要する費用の支払いに関する便宜を供与する事業です。

				事業CD	4-3-3
		平成 29 年度(2017)	平成 30 年度(2018)	令和元年度(2019)	
	新規件数 (件)	13	13	25	
	合計件数 (件)	53	58	69	

## (4) 消費者生活相談

消費生活に関する相談、苦情処理(買物、商品の苦情や、契約に関するトラブル、架空請求など消費生活全般の相談)として相談員を配置しており、相談内容の変化をいち早く把握し、情報発信に努めます。

				事業CD	4-3-4
		平成 29 年度(2017)	平成 30 年度(2018)	令和元年度(2019)	
地域包括支援センター	実人数 (人)	1	2	0	
	延人数 (人)	2	11	0	
港湾商工課	実人数 (人)	61	85	87	



## □ 主な課題

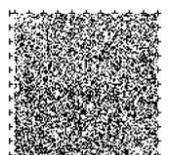
- 福祉サービスの多くが利用者自らの意志で選択して利用する制度に移行した中で、必要な福祉サービスを選び、決定することが困難な方への支援も充実していく必要があります。

## ⓘ 今後の取組

- ◎ 虐待を未然に防ぐためには、近所付き合いや防犯・防犯活動、自治会活動など、地域の様々な主体による活動が臨機応変に連携し、早期発見や見守りネットワーク等により担当窓口につなぐ事で事態の深刻化を防いでいきます。
- ◎ 関係機関の連携・協力体制をより一層強化し、総合的な視点で支援できるような体制づくりに努めます。
- ◎ 成年後見制度の利用促進を図るため、成年後見支援センター（中核機関）の設立に向けて、有識者等との協議の場を設け、体制整備を推進していきます。
- ◎ 一人ひとりが持っている能力を発揮できるような支援を行っていくため、多様なコミュニケーションを学ぶ機会を作ります。

## ▶ 評価指標

指 標		現 状	目 標
		令和元年度(2019)	令和5年度(2023)
虐待相談件数	相談件数(件)	2	8
消費者生活相談満足度 (解決数/相談件数×100)	満足度(%)	-	95.0



## 4 在宅家族介護者等への支援

要介護者等の介護者の負担を軽減し、要介護者の在宅生活の継続及び向上を図るため支援の充実を目指します。

### 現 状

#### (1) 家族介護用品支給事業

要介護者等（要介護4又は要介護5の認定を受けている方、同程度の障がいを持っている方）を在宅で介護している家族（非課税世帯）に対し、紙おむつ等の介護用品と引き換えができる介護用品券を支給します。

	平成 29 年度(2017)	平成 30 年度(2018)	事業CD	4 - 4 - 1
			令和元年度(2019)	
利用者数 (人)	51	39	22	

#### (2) 介護手当支給事業

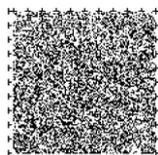
要介護者等（要介護4又は要介護5の認定を受けている方、同程度の障がいを持っている方）を在宅で介護している方に対し、その労をねぎらうために介護手当を支給します。

	平成 29 年度(2017)	平成 30 年度(2018)	事業CD	4 - 4 - 2
			令和元年度(2019)	
利用者数 (人)	92	92	75	

#### (3) 寝具等洗濯乾燥消毒サービス事業

在宅において寝たきりの高齢者等の寝具類等の洗濯、乾燥、及び消毒をすることにより、清潔で快適な生活を送れるよう支援し、高齢者等の保健福祉の向上を図ることを目的とします。

	平成 29 年度(2017)	平成 30 年度(2018)	事業CD	4 - 4 - 4
			令和元年度(2019)	
延利用者数 (人)	129	120	94	



#### (4) 生活指導型ショートステイ事業

一人暮らし高齢者等のうち、自立した生活に不安のある者を、養護老人ホーム等に一時的に宿泊させ、体調調整等を図ります。

			事業CD
	平成 29 年度(2017)	平成 30 年度(2018)	4 - 4 - 5
			令和元年度(2019)
利用者数 (人)	3	2	5

#### □ 主な課題

- 家族介護者等が抱える問題として介護者と仕事、育児、自分の生活との両立など多岐にわたると考えられます。
- 介護負担の軽減に繋がる正しい介護方法や知識の普及が必要です。

#### ① 今後の取組

- ◎ 介護用品支給事業、介護手当支給事業は家庭での経済的負担や社会情勢を考慮し、支給要件等の見直しを行います。
- ◎ 自身の仕事、社会参加、心身の健康維持、生活の両立などが確保されるよう相談支援を行うとともに介護状況を把握しニーズに合った支援の実施を行います。
- ◎ 高齢者が地域での生活を継続できるよう「住宅リフォーム事業」等を周知し、住環境の整備に努めます。





## 第5章 介護保険給付等対象サービスの見込み

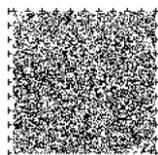
### 1 居宅サービス

#### (1) 訪問介護

サービス概要	利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の自宅を訪問し、食事・排泄・入浴などの介護（身体介護）や、掃除・洗濯・買い物・調理などの生活の支援（生活援助）をします。通院などを目的とした乗車・移送・降車の介助サービスを提供する事業所もあります。			
	第8期計画期間			
介護給付	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)
給付費（千円）	132,562	135,799	136,556	135,440
回数（回）	3,567	3,653	3,673	3,642
人数（人）	195	199	200	199

#### (2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

サービス概要	利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指して実施されます。看護職員と介護職員が利用者の自宅を訪問し、持参した浴槽によって入浴の介護を行います。			
	第8期計画期間			
介護給付	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)
給付費（千円）	3,569	3,571	3,571	3,571
回数（回）	25	25	25	25
人数（人）	5	5	5	5
予防給付	第8期計画期間			
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)
給付費（千円）	0	0	0	0
回数（回）	0	0	0	0
人数（人）	0	0	0	0

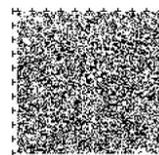


### (3) 訪問看護・介護予防訪問看護

サービス概要	利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の心身機能の維持回復などを目的として、看護師などが疾患のある利用者の自宅を訪問し、主治医の指示に基づいて療養上の世話や診療の補助を行います。			
介護給付	第8期計画期間			
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)
	給付費(千円)	38,565	39,372	40,447
	回数(回)	604	617	632
人数(人)	65	66	67	66
予防給付	第8期計画期間			
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)
	給付費(千円)	2,508	2,509	2,509
	回数(回)	35	35	35
人数(人)	11	11	11	11

### (4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

サービス概要	利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などが利用者の自宅を訪問し、心身機能の維持回復や日常生活の自立に向けたリハビリテーションを行います。			
介護給付	第8期計画期間			
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)
	給付費(千円)	1,152	1,153	1,153
	回数(回)	32	32	32
人数(人)	2	2	2	2
予防給付	第8期計画期間			
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)
	給付費(千円)	0	0	0
	回数(回)	0	0	0
人数(人)	0	0	0	0

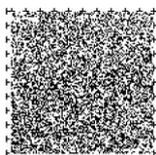


## (5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

サービス概要	在宅で療養していて、通院が困難な利用者へ医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが家庭を訪問し療養上の管理や指導、助言等を行うサービスです。また、ケアマネジャーに対して、ケアプランの作成に必要な情報提供も行います。			
	<b>介護給付</b>			
	第8期計画期間			
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)
給付費 (千円)	8,591	8,859	8,859	8,768
人数 (人)	100	103	103	102
	<b>予防給付</b>			
	第8期計画期間			
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)
給付費 (千円)	269	269	269	269
人数 (人)	3	3	3	3

## (6) 通所介護 (デイサービス)

サービス概要	利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、自宅にこもりきりの利用者の孤立感の解消や心身機能の維持、家族の介護の負担軽減などを目的として実施します。			
	利用者が通所介護の施設（利用定員19人以上のデイサービスセンターなど）に通い、施設では、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供します。生活機能向上グループ活動などの高齢者同士の交流もあり、施設は利用者の自宅から施設までの送迎も行います。			
	<b>介護給付</b>			
	第8期計画期間			
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)
給付費 (千円)	193,861	197,211	198,610	198,610
回数 (回)	2,111	2,146	2,160	2,160
人数 (人)	177	180	181	181

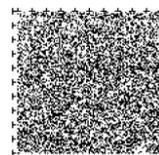


## (7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

サービス概要	利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、利用者が通所リハビリテーションの施設（老人保健施設、病院、診療所など）に通い、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供します。			
介護給付	第8期計画期間			
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)
給付費(千円)	300,189	305,324	306,248	305,530
回数(回)	2,967	3,010	3,019	3,018
人数(人)	299	303	304	304
予防給付	第8期計画期間			
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)
給付費(千円)	44,497	45,003	44,522	45,003
人数(人)	109	110	109	110

## (8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

サービス概要	利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、一時的に介護老人保健施設等に短期間入所することにより、食事や入浴などの介護や機能訓練を提供し心身機能の維持回復や、家族の介護の負担軽減などを図ります。			
介護給付	第8期計画期間			
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)
給付費(千円)	79,232	80,291	81,072	80,057
日数(日)	814	823	831	822
人数(人)	98	99	100	99
予防給付	第8期計画期間			
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)
給付費(千円)	2,897	2,898	2,898	2,898
日数(日)	36	36	36	36
人数(人)	4	4	4	4



## (9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

サービス概要	利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、療養生活の質の向上及び家族の介護の負担軽減などを目的として実施します。 医療機関や介護老人保健施設、介護医療院が、日常生活上の世話や、医療、看護、機能訓練などを提供します。
--------	---

### ① 介護老人保健施設

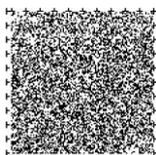
介護給付	第8期計画期間			令和7年度(2025)
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	
給付費(千円)	25,267	26,310	26,310	26,310
日数(日)	185	192	192	192
人数(人)	27	28	28	28
予防給付	第8期計画期間			令和7年度(2025)
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	
給付費(千円)	981	982	982	982
日数(日)	8	8	8	8
人数(人)	2	2	2	2

### ② 病院等

介護給付	第8期計画期間			令和7年度(2025)
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	
給付費(千円)	0	0	0	0
日数(日)	0	0	0	0
人数(人)	0	0	0	0
予防給付	第8期計画期間			令和7年度(2025)
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	
給付費(千円)	0	0	0	0
日数(日)	0	0	0	0
人数(人)	0	0	0	0

### ③ 介護医療院

介護給付	第8期計画期間			令和7年度(2025)
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	
給付費(千円)	0	0	0	0
日数(日)	0	0	0	0
人数(人)	0	0	0	0
予防給付	第8期計画期間			令和7年度(2025)
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	
給付費(千円)	0	0	0	0
日数(日)	0	0	0	0
人数(人)	0	0	0	0

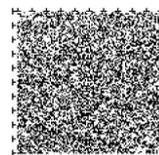


## (10) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

サービス概要	利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、指定を受けた事業者が、利用者の心身の状況、希望及びその生活環境等を踏まえ、適切な福祉用具を選ぶための援助・取り付け・調整などを行い、福祉用具を貸与します。福祉用具を利用することで日常生活上の便宜を図り、家族の介護の負担軽減などを目的として実施します。			
	第8期計画期間			
<b>介護給付</b>	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)
給付費 (千円)	54,444	54,933	55,328	55,133
人数 (人)	369	372	374	374
第8期計画期間				
<b>予防給付</b>	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)
給付費 (千円)	1,868	1,909	1,868	1,909
人数 (人)	45	46	45	46

## (11) 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

サービス概要	利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、福祉用具販売の指定を受けた事業者が、入浴や排泄に用いる、貸与になじまない福祉用具を販売します。福祉用具を利用することで日常生活上の便宜を図り、家族の介護の負担軽減などを目的として実施します。			
	第8期計画期間			
<b>介護給付</b>	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)
給付費 (千円)	1,525	1,525	1,525	1,525
人数 (人)	8	8	8	8
第8期計画期間				
<b>予防給付</b>	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)
給付費 (千円)	521	521	521	521
人数 (人)	3	3	3	3

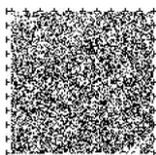


## (12) 住宅改修費・介護予防住宅改修

サービス概要	在宅の利用者が、住みなれた自宅で生活が続けられるように、住宅の改修を行うサービスです。利用者だけではなく周りで支える家族の意見も踏まえて改修計画を立てていきます。			
	第8期計画期間			
<b>介護給付</b>	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)
給付費 (千円)	2,024	2,024	2,024	2,024
人数 (人)	4	4	4	4
第8期計画期間				
<b>予防給付</b>	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)
給付費 (千円)	997	997	997	997
人数 (人)	2	2	2	2

## (13) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

サービス概要	利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホームなどが、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などを提供します。			
	第8期計画期間			
<b>介護給付</b>	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)
給付費 (千円)	228,158	228,285	228,285	231,618
人数 (人)	102	102	102	103
第8期計画期間				
<b>予防給付</b>	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)
給付費 (千円)	7,053	7,057	7,057	7,057
人数 (人)	8	8	8	8



## 2 地域密着型サービス

### (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

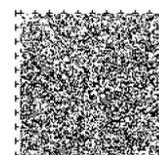
サービス概要	利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、定期的な巡回や随時通報への対応など、利用者の心身の状況に応じて、24 時間 365 日、必要なサービスを必要なタイミングで柔軟に提供します。			
	また、サービスの提供にあたっては、訪問介護員（ホームヘルパー）だけでなく看護師なども連携しているため、介護と看護の一体的なサービス提供を受けることもできます。			
介護給付	第8期計画期間			
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)
給付費 (千円)	11,154	11,160	11,160	11,160
人数 (人)	9	9	9	9

### (2) 夜間対応型訪問介護

サービス概要	利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を、24 時間安心して送ることができるよう、夜間帯に訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の自宅を訪問します。「定期巡回」と「随時対応」の2種類のサービスがあります。			
	第8期計画期間			
介護給付	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)
給付費 (千円)	0	0	0	0
人数 (人)	0	0	0	0

### (3) 地域密着型通所介護

サービス概要	利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、自宅にこもりきりの利用者の孤立感の解消や心身機能の維持、家族の介護の負担軽減などを目的として実施します。			
	第8期計画期間			
介護給付	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)
給付費 (千円)	102,613	104,546	104,546	104,546
回数 (回)	976	993	993	993
人数 (人)	72	73	73	73

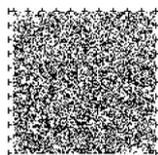


#### (4) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

サービス概要	認知症である利用者が可能な限り自身の居宅において、持っている能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持や機能向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る目的で提供されるサービスです。			
	第8期計画期間			
<b>介護給付</b>	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)
給付費 (千円)	2,284	2,285	2,285	2,285
回数 (回)	33	33	33	33
人数 (人)	2	2	2	2
<b>予防給付</b>	第8期計画期間			
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)
給付費 (千円)	0	0	0	0
回数 (回)	0	0	0	0
人数 (人)	0	0	0	0

#### (5) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

サービス概要	利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組合せ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練を行います。			
	第8期計画期間			
<b>介護給付</b>	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)
給付費 (千円)	91,875	91,926	142,269	142,269
人数 (人)	42	42	63	63
<b>予防給付</b>	第8期計画期間			
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)
給付費 (千円)	3,262	3,263	6,134	6,134
人数 (人)	4	4	8	8



## (6) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

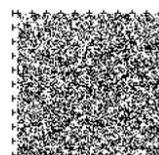
サービス概要	認知症の利用者を対象にした専門的なケアを提供するサービスです。利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、認知症の利用者が、グループホームに入所し、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などのサービスを受けます。			
介護給付	第8期計画期間			
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)
給付費(千円)	369,137	372,492	375,704	381,778
人数(人)	120	121	122	124
予防給付	第8期計画期間			
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)
給付費(千円)	0	0	0	0
人数(人)	0	0	0	0

## (7) 地域密着型特定施設入居者生活介護

サービス概要	利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、指定を受けた入居定員30人未満の有料老人ホームや軽費老人ホームなどが、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などを提供します。			
介護給付	第8期計画期間			
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)
給付費(千円)	122,434	122,502	122,502	122,502
人数(人)	49	49	49	49

## (8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

サービス概要	利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、入所定員30人未満の介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)が、常に介護が必要な方の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話などを提供します。			
介護給付	第8期計画期間			
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)
給付費(千円)	46,572	46,598	46,598	46,598
人数(人)	15	15	15	15



### (9) 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

サービス概要	利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問（介護）」に加えて、看護師などによる「訪問（看護）」も組み合わせることで、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、介護と看護の一体的なサービスの提供を受けることができます。			
<b>介護給付</b>	第8期計画期間			
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)
給付費（千円）	0	0	0	0
人数（人）	0	0	0	0

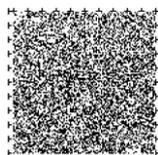
## 3 施設サービス

### (1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

サービス概要	入所者が可能な限り在宅復帰できることを念頭に、常に介護が必要な方の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話などを提供します。			
<b>介護給付</b>	第8期計画期間			
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)
給付費（千円）	713,895	714,291	745,379	745,379
人数（人）	230	230	240	240

### (2) 介護老人保健施設（老健）

サービス概要	在宅復帰を目指している方の入所を受け入れ、入所者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、リハビリテーションや必要な医療、介護などを提供します。			
<b>介護給付</b>	第8期計画期間			
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)
給付費（千円）	622,048	622,393	622,393	640,020
人数（人）	182	182	182	187



### (3) 介護医療院

サービス概要	長期にわたって療養が必要である方の入所を受け入れ、利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、療養上の管理、看護、介護、機能訓練、その他必要な医療と日常生活に必要なサービスなどを提供します。			
介護給付	第8期計画期間			
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)
給付費(千円)	125,551	125,620	125,620	134,387
人数(人)	28	28	28	30

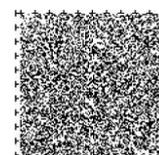
### (4) 介護療養型医療施設

サービス概要	長期にわたって療養が必要な方の入所を受け入れ、入所者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、機能訓練や必要な医療、介護などを提供します。			
介護給付	第8期計画期間			
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)
給付費(千円)	7,947	7,952	7,952	
人数(人)	2	2	2	

## 4 その他

### (1) 居宅介護支援・介護予防支援

サービス概要	利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、ケアマネジャーが、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じた介護サービスを利用するためのケアプランを作成し、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、事業者や関係機関との連絡・調整を行います。特定のサービスや事業者に偏ることがないように、公正中立に行うこととされています。			
介護給付	第8期計画期間			
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)
給付費(千円)	113,761	114,772	115,130	115,087
人数(人)	655	660	662	662
予防給付	第8期計画期間			
	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)
給付費(千円)	7,820	7,931	7,825	7,825
人数(人)	147	149	147	147

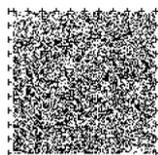


## 5 必要利用定員総数

地域密着型サービス		第8期計画期間			
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
認知症対応型共同生活介護	新規整備数(箇所)	0	0	0	0
	整備総数(箇所)	7	7	7	7
	定員総数(床)	117	117	117	117
地域密着型特定施設	新規整備数(箇所)	0	0	0	0
	整備総数(箇所)	2	2	2	2
	定員総数(床)	40	40	40	40
地域密着型介護老人福祉施設	新規整備数(箇所)	0	0	0	0
	整備総数(箇所)	1	1	1	1
	定員総数(床)	14	14	14	14
小規模多機能型居宅介護	新規整備数(箇所)	0	0	0	1
	整備総数(箇所)	2	2	2	3
	定員総数(床)	50	50	50	75

(参考)介護保険施設整備数	第7期末時点	新規整備見込み	
		整備数	予定時期
介護老人福祉施設	3 箇所／196 床	10 床増	未定
介護老人保健施設	2 箇所／172 床	0	
介護医療院	1 箇所／29 床	0	

(参考)住宅型有料老人ホーム及び サービス付き高齢者住宅	第7期末時点	新規整備見込み	
		整備数	予定時期
住宅型有料老人ホーム	6 箇所	1	令和4年度又は令和5年度
サービス付き高齢者住宅	0 箇所	0	



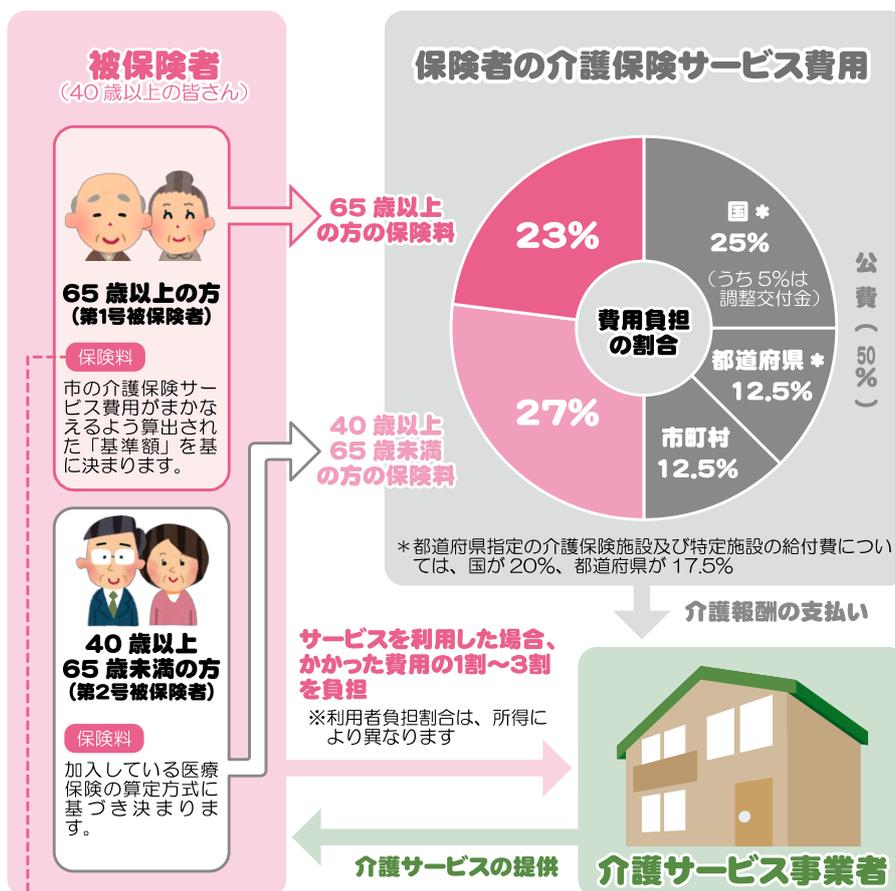


## 第6章 第1号被保険者の介護保険料の設定

### 1 給付と負担の関係

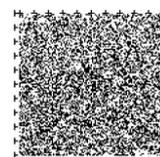
65歳以上の介護保険料（第1号保険料）は、市町村（保険者）ごとに決められ、その市町村の被保険者が利用する介護保険サービスの水準を反映した金額になっています。従って、介護保険料は、介護保険事業計画期間中のサービス（給付費）の利用見込量に応じたものとなります。

**介護保険料について** 40歳以上の皆さんが納める介護保険料は、国や市町村の負担金などとともに、介護保険を健全に運営するための大切な財源となります。



65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料算定方法

$$\text{介護保険サービス費用} \times \text{65歳以上の方の負担割合 (23\%)} \div \text{65歳以上の方の人数} = \text{基準額}$$



## 2 志布志市の第7期介護保険の状況

### (1) 第7期(平成30年度～令和2年度)介護保険料算定の経緯

第7期の保険料基準額の算定に当たっては、第1号被保険者が負担する保険料率が、23%（第6期は22%）に引き上げられたこと及び令和元年10月に消費税率の引き上げが予定していたことなどが影響して、保険料を上昇させる要因となり、保険料基準額は、月額6,320円となりました。

### (2) 第7期給付計画値に対する実績

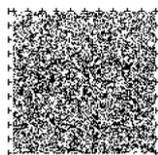
令和元年10月からの消費税率引上げに伴う介護報酬改定が実施されましたが、第7期全体としては、標準給付費及び地域支援事業費とも、給付計画値に対して実績値が下回る見込みとなりました。要因としては、要介護（要支援）認定者が推計値を下回り、介護サービス利用者が伸びなかったことによるものと分析しています。

単位：千円

	第7期(平成30年度～令和2年度)		
	計画値(A)	実績値(B)	差(A)-(B)
総給付費	10,807,045	10,101,541	705,504
居宅サービス給付費(介護給付)	3,725,777	3,337,844	387,933
居宅サービス給付費(予防給付)	210,074	211,058	△984
地域密着型サービス給付費	2,441,762	2,087,600	354,162
施設サービス給付費	4,429,432	4,465,039	△35,607
特定入所者介護サービス費等給付額	624,000	576,646	47,354
高額介護サービス費等給付額	364,000	320,057	43,943
高額医療合算介護サービス費等給付額	45,000	34,112	10,888
審査支払手数料	9,417	8,047	1,370
標準給付費	11,849,462	11,040,403	809,059
地域支援事業費	348,000	300,790	47,210

※ 令和2年度の実績については、令和2年12月末日現在の推計値です。

※ 端数処理の関係上、合計が合わないことがあります。



### (3) 第7期介護保険料収納必要額に対する実績

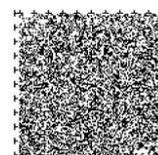
第7期は約20億3,900万円を保険料収納必要額としていましたが、収納予定額は約20億6,000万円となり、必要な保険料を確保でき、健全な介護保険事業の財政運営が可能となりました。

単位：千円

	第7期(平成30年度～令和2年度)			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	合計
調定額	731,278	713,268	686,636	2,131,182
収納額	709,360	691,828	665,762	2,066,950
収納率	96.95%	96.96%	96.96%	96.96%

※ 平成30年度、令和元年度の収入済額は還付未済分を差し引いた額です。

※ 令和2年度の実績については、令和2年12月末日現在の推計値です。



### 3 志布志市の第8期介護保険料

#### (1) 第8期標準給付費等の見込み

第1号被保険者が保険料として負担する額は、総給付費に特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料を加えた標準給付費と、地域支援事業費に係る費用を基に算出されます。

標準給付費の見込み

単位：千円

	第8期			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
総給付費	3,471,083	3,494,533	3,587,108	10,552,724
居宅サービス給付費(介護給付)	1,182,900	1,199,429	1,205,118	3,587,447
居宅サービス給付費(予防給付)	69,411	70,076	69,448	208,935
地域密着型サービス給付費	749,331	754,772	811,198	2,315,301
施設サービス給付費	1,469,441	1,470,256	1,501,344	4,441,041
特定入所者介護サービス費等給付額	161,113	151,313	151,234	463,660
高額介護サービス費等給付額	100,964	101,420	101,368	303,752
高額医療合算介護サービス費等給付額	11,196	11,277	11,271	33,744
審査支払手数料	2,705	2,724	2,723	8,152
標準給付費見込額 ①	3,747,061	3,761,267	3,853,704	11,362,033

地域支援事業費の見込み

単位：千円

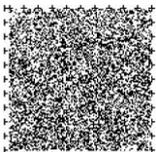
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
介護予防・日常生活支援総合事業費	56,450	56,450	56,450	169,350
包括的支援事業・任意事業費	52,000	52,000	52,000	156,000
地域支援事業費 ②	108,450	108,450	108,450	325,350

第1号被保険者の負担相当額の見込み

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
標準給付費見込額 ①	3,747,061	3,761,267	3,853,704	11,362,033
地域支援事業費 ②	108,450	108,450	108,450	325,350
合計 ③				11,687,383
第1号被保険者負担割合 ④				23.0%
第1号被保険者負担相当額 (③×④)				2,688,098

※ 端数処理の関係上、合計が合わないことがあります。



## (2) 保険料の所得段階区分の考え方

本市では、これまでも第5期から特例段階を設けており、第6期からは12段階を設定し、低所得者への負担軽減を行うことや、負担が可能と考えられる所得者については、多段階化することできめ細かい保険料負担段階を設けています。

段階	対象者	保険料率	令和3年(見込み)	
			人数	(構成比)
第1段階	生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税	0.50	2,864人	(26.6%)
	世帯全員が市町村民税非課税 (合計所得金額+課税年金収入≤80万円)			
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税 (合計所得金額+課税年金収入≤120万円)	0.73	1,658人	(15.4%)
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税(上記以外)	0.75	1,174人	(10.9%)
第4段階	本人が市町村民税非課税 (課税年金等収入+合計所得金額≤80万円)	0.90	797人	(7.4%)
第5段階	本人が市町村民税非課税(上記以外)	1.00	1,034人	(9.6%)
第6段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が <sup>※</sup> 120万円未満	1.25	1,550人	(14.4%)
第7段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円以上160万円未満	1.30	721人	(6.7%)
第8段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が160万円以上210万円未満	1.35	420人	(3.9%)
第9段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が210万円以上260万円未満	1.50	172人	(1.6%)
第10段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が260万円以上320万円未満	1.55	86人	(0.8%)
第11段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が320万円以上400万円未満	1.60	97人	(0.9%)
第12段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が <sup>※</sup> 400万円以上	1.70	194人	(1.8%)
		計	10,767人	(100%)



### (3) 第8期介護保険料の設定

標準給付費見込額等を基に、第1号被保険者の所得段階区分にて保険料を算定すると、第8期の保険料基準額は月額6,690円となります。しかし、第7期については、給付計画値に対して実績値が下回る見込みのため、剰余金が生じる見込みとなります。令和2年度の介護保険特別会計の決算見込みから第8期へ繰り入れる剰余金（準備基金取崩額に相当）を1億6,440万円と見込みました。

この剰余金を第8期の保険料を下げることに用いることで、保険料基準額を月額490円減額する効果があります。

これにより、第8期の保険料基準額は月額6,200円に設定するものです。

保険料収納必要額の見込み

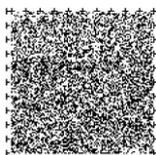
単位：円

	第8期計画期間			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
標準給付費見込額 ①	3,747,061,483	3,761,267,189	3,853,704,115	11,362,032,787
地域支援事業費 ②	108,450,000	108,450,000	108,450,000	325,350,000
介護予防・日常生活支援総合事業費 ③	56,450,000	56,450,000	56,450,000	169,350,000
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	48,000,000	48,000,000	48,000,000	144,000,000
包括的支援事業(社会保障充実分)	4,000,000	4,000,000	4,000,000	12,000,000
第1号被保険者負担分相当額 ((①+②)×23%) ④	886,767,641	890,034,953	911,295,446	2,688,098,041
調整交付金相当額 ((①+③)×5%) ⑤	190,175,574	190,885,859	195,507,706	576,569,139
調整交付金見込額 ⑥	345,739,000	334,814,000	331,190,000	1,011,743,000
調整交付金見込交付割合	9.09%	8.77%	8.47%	
後期高齢者加入割合補正係数	0.8938	0.9086	0.9228	
所得段階別加入割合補正係数	0.9200	0.9200	0.9200	
財政安定化基金償還金 ⑦	0	0	0	0
財政安定化基金拠出金見込額 ⑧	0	0	0	0
準備基金取崩額 ⑨				164,400,000
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額 ⑩				7,800,000
<b>保険料収納必要額(④+⑤-⑥+⑦+⑧-⑨-⑩)</b>				<b>2,080,724,180</b>
予定保険料収納率				97.10%

第8期第1号被保険者の保険料

単位：円

段階	保険料率	保 険 料	
		月額	年額
第1段階	基準額 × 0.50	3,100	37,200
第2段階	基準額 × 0.73	4,526	54,312
第3段階	基準額 × 0.75	4,650	55,800
第4段階	基準額 × 0.90	5,580	66,960
第5段階	基準額 × 1.00	6,200	74,400
第6段階	基準額 × 1.25	7,750	93,000
第7段階	基準額 × 1.30	8,060	96,720
第8段階	基準額 × 1.35	8,370	100,440
第9段階	基準額 × 1.50	9,300	111,600
第10段階	基準額 × 1.55	9,610	115,320
第11段階	基準額 × 1.60	9,920	119,040
第12段階	基準額 × 1.70	10,540	126,480



#### (4) 2025年及び2040年を見据えた保険料基準額(推計)

2025年及び2040年における第1号被保険者の保険料を、それぞれ下表のとおり見込みました。

保険料収納必要額の見込み 単位:円

	令和7年 (2025)	令和22年 (2040)
標準給付費見込額 ①	3,880,262,139	3,937,040,528
地域支援事業費 ②	98,284,311	85,357,701
介護予防・日常生活支援総合事業費 ③	50,324,846	44,267,486
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	44,159,465	37,290,215
包括的支援事業(社会保障充実に)	3,800,000	3,800,000
第1号被保険者負担相当額 ((①+②)×23.4% 26.8%) ④	930,979,869	1,078,002,725
調整交付金相当額 ((①+③)×5%) ⑤	196,529,349	199,065,401
調整交付金見込額 ⑥	325,846,000	424,009,000
調整交付金見込交付割合	8.29%	10.65%
後期高齢者加入割合補正係数	0.93420	0.85780
所得段階別加入割合補正係数	0.92000	0.92000
財政安定化基金償還金 ⑦	0	0
財政安定化基金拠出金見込額 ⑧	0	0
準備基金取崩額 ⑨	0	0
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額 ⑩	0	0
<b>保険料収納必要額(④+⑤-⑥+⑦+⑧-⑨-⑩) ⑪</b>	<b>801,663,219</b>	<b>853,059,126</b>
予定保険料収納率 ⑫	97.30%	
所得段階別加入割合補正後被保険者数 ⑬	9,621	8,125
介護保険料基準額 年額(⑪÷⑫÷⑬)	85,637	107,902
介護保険料基準額 月額(⑪÷⑫÷⑬÷12)	7,136	8,992

所得段階別加入割合補正後被保険者数(弾力化をした場合) 単位:人

段階	令和7年(2025)		令和22年(2040)	
	人数	(構成比)	人数	(構成比)
第1段階	1,437	(14.9%)	1,213	(14.9%)
第2段階	1,214	(12.6%)	1,025	(12.6%)
第3段階	883	(9.2%)	746	(9.2%)
第4段階	719	(7.5%)	608	(7.5%)
第5段階	1,037	(10.8%)	876	(10.8%)
第6段階	1,944	(20.2%)	1,641	(20.2%)
第7段階	941	(9.8%)	794	(9.8%)
第8段階	568	(5.9%)	481	(5.9%)
第9段階	260	(2.7%)	219	(2.7%)
第10段階	133	(1.4%)	113	(1.4%)
第11段階	155	(1.6%)	131	(1.6%)
第12段階	330	(3.4%)	279	(3.4%)
計	9,621	(100.0%)	8,125	(100.0%)



## 4 介護保険事業の安定的運営に向けて

介護事業者等が、介護が必要な高齢者等に、過不足のない適正な介護サービスを提供できるよう促進するとともに、質の高いサービス提供を支援します。今後も、介護ニーズが高まる中、適正な給付を行うことで、介護保険制度への信頼を高め、持続可能で安定した介護保険制度の運営に努めていく必要があります。

### (1) 介護給付費の適正化

介護給付の適正化については、主要5事業に取り組み、不正又は不適切なサービス提供が行われている事業所には確認を行い、適切な指導や注意喚起等に努めます。

#### ① 要介護認定の適正化

要介護認定については、曾於地区介護保険組合で実施しており、認定調査票全体の点検を実施しています。不備が認められた場合は、その都度認定調査員に確認し、必要に応じ認定調査票を修正するとともに、認定調査員に指導を行い、認定調査の平準化を図ります。

#### ② ケアプランの点検

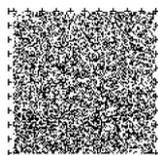
ケアプラン点検支援マニュアルに基づき、利用者の自立支援に資する適切なケアプランであるかの点検及び指導を行っていきます。また、高齢者の在宅生活を継続的なものにするため、地域資源等の活用や真に本人が望むサービスが受けられるよう、研修会を実施するなど介護支援専門員等のスキルの向上に努めます。

#### ③ 住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査

住宅改修については、改修を行おうとする受給者宅を訪問し、工事着工前の実態確認を行っていきます。また、必要に応じ複数事業者からの見積徴収を行い、受給者の状態にそぐわない不適切な住宅改修を防止します。また、福祉用具貸与については、適切な用途を図るため、貸与実態の把握に努めます。

#### ④ 縦覧点検・医療情報との突合

国保連合会に委託し、国保連合会が保有する医療情報と介護給付の情報を突合し、医療と介護の重複請求を排除し、適正化を図ります。



### ⑤ 介護給付費通知

介護サービスの利用者全員に対し、年2回介護給付費通知を送付しています。

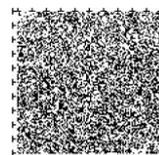
## (2) 介護サービスの質の向上

生産年齢人口の減少に伴い、サービスの担い手となる介護職員の不足が懸念される中、介護支援専門員、ホームヘルパー、訪問看護師等の介護サービス従事者の専門職としての能力の保持・向上を図り、従事する介護人材の確保・定着に向けた取組を推進します。

また、介護認定に対する不満やサービス事業者に対する苦情などの市介護保険総合窓口で対応が困難な場合は、県の介護保険審査会及び国民健康保険団体連合会と連携し、対応します。

## (3) 地域密着型介護サービス事業所の指導・監督等

地域密着型介護サービス事業所等の適正なサービスの確保と質の向上を図るため、人員、設備及び運営に関する基準について、実地指導及び集団指導を通して制度の周知を徹底していきます。また、利用者の権利擁護等の指導及び監督に努めます。



## 資料編

### 志布志市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱

#### 志布志市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直しを行うことにより、保健、医療及び福祉の総合的な供給体制を再編するため、志布志市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

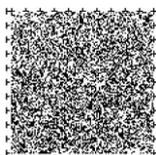
- (1) 高齢者等の保健、医療及び福祉に関する社会的環境の現状の把握及び将来の予測に関すること。
- (2) 地域包括ケアシステムの構築に関すること。
- (3) 目標年度における保健、医療及び福祉サービスの目標量の設定に関すること。
- (4) 保健、医療及び福祉サービスの供給体制の在り方の調整に関すること。
- (5) 介護保険料の設定に関すること。
- (6) その他高齢者等の保健、医療及び福祉に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉法人志布志市社会福祉協議会の職員
- (2) 老人クラブの会員
- (3) 民生・児童委員
- (4) 居宅サービス事業所の職員
- (5) 地域密着型サービス事業所の職員
- (6) 介護保険施設の職員
- (7) 介護支援専門員
- (8) 医療施設の職員
- (9) その他市長が適当と認める者



(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員の職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

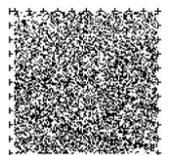
附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年5月1日から施行する。

(この告示の失効)

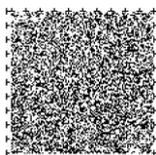
2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。



## 志布志市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会名簿

種 別	施設及び団体名	名 前
医師会及び歯科医師会の関係者	みやじクリニック	宮路 紀昭
医師会及び歯科医師会の関係者	なかしま歯科クリニック	中島 弘幸
介護予防に関する職能団体の関係者	歯科衛生士	川上真理子
介護サービス事業者 及び 介護予防サービス事業の関係者	志布志在宅介護総合センター賀寿園	平内さとみ
	在宅介護センターやっちく 居宅介護支援事業所	別府八重子
	小松の里居宅介護支援事業所	伊藤 晴美
	曾於医師会立訪問看護ステーション	木藤 みづえ
	びろうの樹(グループホーム)	菅屋 健作
	小規模多機能ホームひなたぼっこ	井畑 清則
介護保険被保険者の関係者		吉松 弘文 ◎
介護保険被保険者の関係者		坂ノ上きよ子 ○
介護保険被保険者の関係者		本田恵美子
介護保険被保険者の関係者		中西 浩二
社会福祉保健関係団体の関係者	社会福祉協議会	有馬美津枝
社会福祉保健関係団体の関係者	民生委員	宮吉 涼子
社会福祉保健関係団体の関係者	公民館代表	渡 定
社会福祉保健関係団体の関係者	老人クラブ代表	児玉 幸夫
権利擁護、地域ケア等に関する学識 経験者を有する者	人権擁護員	谷口 誠一
就労支援団体の関係者	シルバー人材センター	福岡 勇市
行政機関アドバイザー	大隅地域振興局 健康企画課 技術補佐兼健康増進係長	福元 法子

◎・・・委員長、○・・・副委員長



# 志布志市認知症ケアパス「認知症 得ダネ♪情報」



## 認知症 得ダネ♪情報

～オレンジケアパス～

「認知症かな？」と  
思ったとき

認知症の人と、どのよ  
うに接すれば良いか  
迷ったときに

共に支えあい 生き生きと  
笑顔で暮らせる志布志市を目指して

### はじめに

認知症とは、様々な原因で脳の細胞が死んだり、働きが悪くなったりすることによって、記憶や判断力に障害が起こり、社会生活や対人関係に支障が出ている状態（おおよそ6か月以上継続）を指します。

**特別な病気ではありません！**  
高齢者の4人に1人は認知症又はその予備軍と言われ、今後増えていくことが予測されています。決して他人事ではなく、誰もが発症する可能性のある身近な脳の病気です。

**【もし、認知症になったら…】「認知症が…」と不安に思っていないませんか？**  
認知症は、早く気付いて、正しい知識を持ち、状態に応じて適切に切れ目なく対応をすることで、その進行を遅やかにすることができると言われています。

症状の進行とともに、生活の支援や介護が必要となります。家族を始めとして、地域の方々の協力を得ることができれば、住み慣れた地域の中で、その人らしい生活を続けることができる可能性が広がります。

★地域全体で認知症を理解し、一体となって支援を行っていくことが重要です★

「認知症 得ダネ♪情報」は、認知症の方やその家族、近所の方が認知症の疑いや診断を受けたときから、その方の進行状態に応じて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか、具体的なイメージを持ち、相談することができるようにするために作成しました。



穏やかに安心して暮らしていくために  
お役に立てれば幸いです。



## 志布志市 認知症簡易チェックサイト

リンク先 ⇒ <http://shibushiindex.net/shibushi/>  
携帯電話・スマートフォンでQRコードからアクセス可能な場合は、QRコードをご利用ください。



**これって認知症？**  
日常の暮らしの中で、認知症ではないかと思われる行動などを基に簡単にチェックできるものです。  
医学的な診断基準ではありませんが、暮らしの中で目安として参考にご覧ください。

当てはまるものにチェックしてください。

「もの忘れがひどい」

- 電話を今切ったばかりなのに、相手の名前を忘れる。
- 同じことを何度も言う・問う・する。
- しまい忘れ、置き忘れが増え、いつも探し物をしている。
- 財布・通帳・衣類などを盗まれたと人を疑う。

「判断・理解力が衰える」

- 料理・片付け・計算・運転などのミスが多くなった。
- 新しいことが覚えられない。
- 話のつじつまが合わない。
- テレビ番組の内容が理解できなくなった。
- 「時間・場所がわからない」
- 約束の日時や場所を間違えるようになった。
- 慣れた道でも迷うことがある。
- 「人柄が変わる」
- 些細なことでも怒りっぽくなった。
- 周りにへの気がかりがなくなり頑固になった。
- 自分の失敗を人のせいにする。
- 「このごろ様子がおかしい」と周囲から言われた。

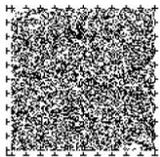
「不安感が強い」

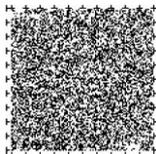
- ひとりでになると怖がつたり寂しがったりする。
- 外出時、持ち物を何度も確かめる。
- 「頭が変になった」と本人が訴える。
- 「意欲がなくなる」
- 下着を替えず、身だしなみを構わなくなった。
- 趣味や好きなテレビ番組に興味を示さなくなった。
- ふさぎ込んで何をしても億劫がりになる。

レベル1	0～1つ … そんなに心配することはないと思われます。
レベル2	2～3つ … ご心配でしたら、お気軽にご相談ください。
レベル3	4つ以上 … 専門家がお待ちしております。ご相談ください。

※結果にかかわらずご心配の方は専門機関にご相談されることをお勧めします。

出典：公益社団法人認知症の人と家族の会





## 認知症の進行に合わせて受けられるサービスの支援体制図

【資料3】

認知症の進行（右に行程 発症から時間が経過、進行している状態）

認知症の進行に合わせて介護保険サービス、その他の支援を上手に利用しましょう。

	認知症の疑い	認知症を有するが日常生活は自立	誰かの見守りがあれば日常生活は自立	日常生活に手助け、介護が必要	常に介護が必要
本人の様子 (みられる症状や行動の例ですが個人差があります)	・物忘れはあるが、金銭管理や買い物、書類作成等を含め、日常生活は自立している。 ・料理、片付け、計算などのミスが多くなる。 ・些細なことでも怒りっぽくなる。 ・作り話等で取り繕うようになる。	・買い物や事務、金銭管理などにミスがみられる。日常生活は自立している。 ・料理、片付け、計算などのミスが多くなる。 ・些細なことでも怒りっぽくなる。 ・作り話等で取り繕うようになる。	・服薬管理ができていない、電話の応対や訪問者の対応などができなくなる。 ・鍵などの管理ができていない。 ・慣れた道を迷ってしまう。 ・慣れた道を迷ってしまう。 ・買い物など今までできてきたことにミスが多くなる。 ・時間、日時、季節が分からなくなる。 ・感覚が鈍くなる。	・着替えや食事、トイレ等がうまくできなくなる。 ・鍵などを盗られたと言いつつ(物置から盗られたと言いつつ)盗られてしまう。 ・自宅が分からなくなってしまう。 ・時間、日時、季節が分からなくなる。 ・感覚が鈍くなる。	・ほぼ常に意識の疎忽が困難である。 ・言葉によるコミュニケーションが難しくなる。 ・声掛けや介護を拒む。 ・飲み込みが悪くなり食事にも介助が必要。
家族の心構え (やっておきたいこと、決めておきたいこと) (家族へのお話し)	・認知症を予防するため規則正しい生活を心掛けます。 ・認知症に関する正しい知識や理解を深めていきます(関わる人が多く対応することで穏やかな経過をたどる事も可能です。間違った対応は本人の症状を悪化させる原因にもなります)。 ・親戚、家族や親しい友人など周囲の人に病気のことを伝えておきます。	・認知症を予防するため規則正しい生活を心掛けます。 ・認知症に関する正しい知識や理解を深めていきます(関わる人が多く対応することで穏やかな経過をたどる事も可能です。間違った対応は本人の症状を悪化させる原因にもなります)。 ・親戚、家族や親しい友人など周囲の人に病気のことを伝えておきます。	・介護保険サービスを利用したり、家族の集いの場に参加しましょう。 ・戸惑うようなことで支障が増え、介護が難しくなってきたら、スムーズな対応ができます。 ・今後の生活設計(介護・金銭管理・財産)についての備えをしましょう。	・認知症が進行した後の生活について施設や在宅サービスについて相談しておきましょう。 ・本人の視点に立って、家族間で相談しておきましょう。	・認知症が進行した後の生活について施設や在宅サービスについて相談しておきましょう。 ・本人の視点に立って、家族間で相談しておきましょう。
介護予防・悪化予防 ・他者とのつながり	特定・長寿健診 介護にならない為の健康体操教室(らく体操教室 元氣はつら体操型) 自主活動グループ、ふれあいサロン活動 元氣度アップ・ポイント活動 老人クラブ活動 集落伝承行事	特定・長寿健診 介護にならない為の健康体操教室(らく体操教室 元氣はつら体操型) 自主活動グループ、ふれあいサロン活動 元氣度アップ・ポイント活動 老人クラブ活動 集落伝承行事	元氣度アップ・ポイント活動 老人クラブ活動 集落伝承行事	元氣度アップ・ポイント活動 老人クラブ活動 集落伝承行事	悪化させないための、リハビリや入浴、食事のサービスが利用できる通所系サービス 【通所介護・通所リハビリ】 自宅に於て食事などの生活支援や入浴介助などの身体介護も行うことができる 訪問系サービス(訪問介護・訪問看護・訪問リハビリ)
仕事・役割支援	シルバー人材センター・地域サロン支援 生活学習講座	元氣度アップ・ポイント活動 老人クラブ活動 集落伝承行事	元氣度アップ・ポイント活動 老人クラブ活動 集落伝承行事	元氣度アップ・ポイント活動 老人クラブ活動 集落伝承行事	元氣度アップ・ポイント活動 老人クラブ活動 集落伝承行事
安否確認・見守り	近隣 自治会 民生委員 地区社協 見守り協力員 認知症サポーター 民間事業者(郵便局・金融機関・新聞配達・ガス会社・電力会社) 警察 消防 緊急通報システム	近隣 自治会 民生委員 地区社協 見守り協力員 認知症サポーター 民間事業者(郵便局・金融機関・新聞配達・ガス会社・電力会社) 警察 消防 緊急通報システム	近隣 自治会 民生委員 地区社協 見守り協力員 認知症サポーター 民間事業者(郵便局・金融機関・新聞配達・ガス会社・電力会社) 警察 消防 緊急通報システム	近隣 自治会 民生委員 地区社協 見守り協力員 認知症サポーター 民間事業者(郵便局・金融機関・新聞配達・ガス会社・電力会社) 警察 消防 緊急通報システム	近隣 自治会 民生委員 地区社協 見守り協力員 認知症サポーター 民間事業者(郵便局・金融機関・新聞配達・ガス会社・電力会社) 警察 消防 緊急通報システム
生活支援	福祉サービスの利用手続等・金銭管理等の支援	福祉サービスの利用手続等・金銭管理等の支援	福祉サービスの利用手続等・金銭管理等の支援	福祉サービスの利用手続等・金銭管理等の支援	福祉サービスの利用手続等・金銭管理等の支援
医療	食事をつけてくれる(配達サービス・民間弁当屋) 移動販売車 移動販売車 商品配達サービス 掃除・調理・買い物など介護保険外の家事補助(なすけあい・シルバーサービス・民間)	「認知症かな」と思ったら、気軽に相談・受診をする(かかりつけ医、もの忘れ外来)	「認知症かな」と思ったら、気軽に相談・受診をする(かかりつけ医、もの忘れ外来)	「認知症かな」と思ったら、気軽に相談・受診をする(かかりつけ医、もの忘れ外来)	「認知症かな」と思ったら、気軽に相談・受診をする(かかりつけ医、もの忘れ外来)
介護	悪化させないためのリハビリや身体介護、生活支援を利用できる【訪問介護・通所リハビリ・通所介護・ショートステイ】	悪化させないためのリハビリや身体介護、生活支援を利用できる【訪問介護・通所リハビリ・通所介護・ショートステイ】	悪化させないためのリハビリや身体介護、生活支援を利用できる【訪問介護・通所リハビリ・通所介護・ショートステイ】	悪化させないためのリハビリや身体介護、生活支援を利用できる【訪問介護・通所リハビリ・通所介護・ショートステイ】	悪化させないためのリハビリや身体介護、生活支援を利用できる【訪問介護・通所リハビリ・通所介護・ショートステイ】
家族支援	地域包括支援センター 認知症についての勉強や、家族同士の情報交換、交流を促したいとき(認知症家族会、介護者のつどい)	地域包括支援センター 認知症サポーター 認知症についての勉強や、家族同士の情報交換、交流を促したいとき(認知症家族会、介護者のつどい)	地域包括支援センター 認知症サポーター 認知症についての勉強や、家族同士の情報交換、交流を促したいとき(認知症家族会、介護者のつどい)	地域包括支援センター 認知症サポーター 認知症についての勉強や、家族同士の情報交換、交流を促したいとき(認知症家族会、介護者のつどい)	地域包括支援センター 認知症サポーター 認知症についての勉強や、家族同士の情報交換、交流を促したいとき(認知症家族会、介護者のつどい)
緊急時支援	地域包括支援センター・介護支援専門員・精神科病院・警察・消防・消防団	地域包括支援センター・介護支援専門員・精神科病院・警察・消防・消防団	地域包括支援センター・介護支援専門員・精神科病院・警察・消防・消防団	地域包括支援センター・介護支援専門員・精神科病院・警察・消防・消防団	地域包括支援センター・介護支援専門員・精神科病院・警察・消防・消防団

## 認知症の人を支援する体制等

## 用語集

### 英文字

#### ICT

[information and communication technology]  
情報通信技術。IT とほぼ同義。日本では、情報処理や通信に関する技術を総合的に指す用語として IT が普及したが、国際的には ICT が広く使われる。

#### MC-Net (そおMC-Net)

曾於地域内の医療・介護の事業者が、株式会社日本エンブレース社が提供する MCS (メディカル・ケアステーション) を利用し、利用者に関する情報を共有し、医療と介護が切れ目なく提供される地域づくりを目指すもの。

### あ行

#### インフォーマル

近隣や地域社会、ボランティアなどが行う非公式的なもの。

### か行

#### 介護支援専門員(ケアマネジャー)

介護保険制度で、利用者の生活や介護に関する相談に応じるとともに、利用者がその心身の状況等に応じ適切なサービスを利用できるよう、市町村、サービスを提供する事業所、施設などとの連絡調整等を行う人のこと。「介護支援専門員」は、ケアマネジャーの仕事に必要な資格の名称でもある。

#### 介護報酬

介護サービス提供事業者や介護保険施設に支払われる報酬。医療保険における診療報酬に当たる。

#### 介護予防・日常生活支援総合事業

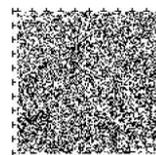
市町村が介護予防及び日常生活支援のための施策を総合的に行えるよう、平成 23 年 (2011 年) の介護保険制度の改正において創設された事業で、平成 26 年 (2014 年) の制度改正により新たに再編成され、現在は、「介護予防・生活支援サービス事業」「一般介護予防事業」からなっている。介護予防・生活支援サービス事業には、訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス (配食サービス等)、介護予防ケアマネジメントがあり、要介護 (要支援) 認定で「非該当」に相当する第 1 号被保険者 (高齢者) や要支援 1・2 と認定された被保険者を対象とする。

#### ケアプラン(介護サービス計画)

利用者個々のニーズに合わせた介護保険制度内外の適切な保健・医療・福祉サービスが提供されるように、ケアマネジャー (介護支援専門員) が、ケアマネジメントという手法を用い、利用者・家族と相談しながら作成するサービスの利用計画のこと。ケアプランは、①利用者のニーズの把握、②援助目標の明確化、③具体的なサービスの種類と役割分担の決定、といった段階を経て作成され、公的なサービスだけでなく、インフォーマルな社会資源をも活用して作成される。

#### ケアマネジメント

生活困難な状態になり援助を必要とする利用者が、迅速かつ効果的に、必要とされるすべての保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展



開の方法。①インテーク（導入）、②アセスメント（課題分析）の実施、③ケアプラン原案の作成、④サービス担当者会議の開催、④ケアプランの確定と実施（ケアプランに沿ったサービス提供）、⑤モニタリング（ケアプランの実施状況の把握）、⑥評価（ケアプランの見直し）、⑦終了、からなる。利用者と社会資源の結び付けや、関係機関・施設との連携において、この手法が取り入れられている。介護保険においては、「居宅介護支援」「介護予防支援」などで行われている。

#### ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

#### 権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な認知症高齢者や障がいのある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

#### 高額医療合算介護サービス費

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度。それぞれ年間の自己負担額を合算して、自己負担限度額を超えた分が払い戻される。

#### 高額介護サービス費

介護保険では、1か月に利用したサービスの、1割または2割の自己負担の合計額（同じ世帯に複数の利用者がある場合には、世帯合計額）が、負担上限額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給される（償還払い）。高額介護サービス費の支給を受けるには、介護保険担当窓口にて「高額介護サービス費支給申請書」の提出が必要。

## さ行

#### サロン

だれもが参加できる交流の場として、様々な世代の人たちが集まり、共同で企画を行い運営していく仲間づくり、居場所づくりをする場。

#### 社会福祉協議会

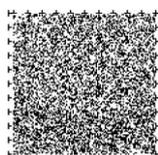
社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体で、一般的には、「社協」の略称で呼ばれることが多い。市町村を単位とする市町村社会福祉協議会、指定都市の区を単位とする地区社会福祉協議会、都道府県を単位とする都道府県社会福祉協議会がある。社会福祉を目的とする事業を営業者および社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされており、さまざまな福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。介護保険制度下のサービスを提供している社協もある。

#### 社会福祉士

社会福祉の専門職で、高齢者、身体障がい者、知的障がい者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、関係者との連絡調整、その他の援助を行う専門職。

#### シルバー人材センター

定年退職者などの高齢者に、「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な就業（その他の軽易な就業とは、特別な知識、技能を必要とする就業）」を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と活性化への貢献を目的とする組織である。



## 生活習慣病

がん、脳卒中、心臓病、高血圧症、糖尿病、脂質異常症、高尿酸血症など、食生活、運動、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が発症原因に関与していると考えられる疾患の総称。

## 生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす人材。

## 成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な人の自己決定の尊重と本人の保護の調和を図り、権利を守る制度。「法定後見制度」は、家庭裁判所で選任した成年後見人などがこれらの人の意思を尊重し、その人らしい生活のために、その人にかわって財産管理や、身上監護などを行う。その他、判断能力が不十分になった場合に備えて、財産管理や身上監護などを自分の信頼する人に希望どおりに行ってもらえるようあらかじめ契約しておくことができる「任意後見制度」がある。

# た 行

## 第1号被保険者

市内に住所を有する65歳以上の方をいう。第1号被保険者の保険料は、政令に定める基準に従って市町村が定めた保険料率によって算定する。ただし、第1号被保険者が介護保険施設に入所するために住所を変更した場合は、変更前の市町村の被保険者となる。（住所地特例）

## 団塊の世代

昭和22年から昭和24年までの3年間にわたる第一次ベビーブームに出生した人々をさす。

## 地域ケア会議

地域包括ケアシステムの実現に向け多職種協同で高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に図っていくための手法または協議体。

## 地域支援事業

介護保険制度において、被保険者が要介護状態や要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、市町村が行う事業。平成26年度の制度改正により、要支援者を対象とした予防給付の訪問介護及び通所介護が地域支援事業に移行され、これにより「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」から構成される。

## 地域包括ケアシステム

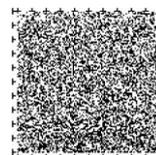
高齢者が可能な限り、住み慣れた地域において継続して生活ができるように、医療、介護、生活、予防、住まいの5つの領域を含めた様々な支援サービスが包括的に、切れ目なく提供される仕組みのこと。

## 地域資源

地域住民を支えるための関係機関や専門職、あるいは地域のボランティアなど人的・物的な様々な資源をさす。

## 地域包括支援センター

地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた施設。市町村および老人介護



支援センターの設置者、一部事務組合、医療法人、社会福祉法人などのうち包括的支援事業の委託を受けたものが設置することができる。主な業務は、①包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）、②介護予防支援、③要介護状態等になるおそれのある高齢者の把握などで、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が配置されている。

### 地域密着型サービス

要支援・要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、市町村をさらに細かく分けた日常生活圏域の単位で整備されるサービス。サービス基盤の整備状況に応じて市町村が事業所の指定及び指導・監督を行う。

### 調整交付金

国は、介護保険の財政の調整を行うため、第1号被保険者の年齢階級別の分布状況、第1号被保険者の所得の分布状況等を考慮して、政令で定めるところにより、市町村に対して調整交付金を交付する。

### 特定入所者介護サービス費

特定入所者介護サービス費とは、介護保険制度にて、所得が低い要介護者が施設サービスなどを利用した場合に係わる食費・居住費の負担を軽くするために支給される介護給付。

## な 行

### 内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)

内臓脂肪型肥満（内臓肥満・腹部肥満）に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上をあわせもった状態。

### 認知症

一度獲得された知能が、脳の器質的な障害により持続的に低下したり、失われたりすることをいう。介護保険法によれば、認知症は「脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態」と定義されている。

### 認知症カフェ

認知症の人やその家族、各専門職や地域住民が集う場として提供され、お互いに交流をしたり、情報交換をしたりすることを目的としている。

### 認知症ケアパス

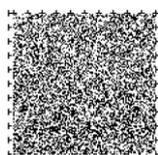
各地域において、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受けることができるのかを、認知症の人の状態の変化に応じて分かるよう標準的な流れを示したもの。

### 認知症サポーター

認知症の人と家族への応援者であり、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かい目で見守るなど、自分のできる範囲で活動するボランティアのこと。市町村等が開催する認知症の養成講座を受講すれば、誰でもなることができる。

### 認知症地域支援推進員

認知症の人への効果的な支援のために医療機関や介護サービス、地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う人材。



## は 行

### パブリックコメント

行政機関が政策や、制度を定める計画・条例等を決める際、その案や素案について、広く市民に公表し、寄せられた意見などを案に取り入れることができるかどうかを検討するとともに、寄せられた意見などに対する考え方や、その検討結果を公表する一連の手続のこと。パブコメともいう。

### 避難行動要支援者

高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児など災害時に配慮が必要な「要配慮者」のうち、特に避難時に支援が必要な人を避難行動要支援者という。かつては「災害時要援護者」とよばれた。

### 保険者

制度の運営主体のことをいい、介護保険制度では、市町村が保険者となる。

### ボランティア

社会を良くするために、無償性、善意性、自発性に基づいて技術援助、労力提供などを行う人をいう。

## ま 行

### 民生委員・児童委員

「民生委員法」に基づき各市町村に置かれる民間奉仕者で、都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。住民の生活状態を適切に把握すること、援助を必要とする者が、福祉サービスを適切に利用するための情報提供の援助を行うことなどを職務としており、「児童福祉法」による児童委員を兼務する。

## や 行

### 要介護(要介護状態)

身体または精神上の障害により入浴・排泄・食事など日常生活の基本的な動作について継続して介護を必要とし、要介護認定の要介護1から5のいずれかに該当する状態。

### 要支援(要支援状態)

要介護状態となるおそれがある状態。身支度・洗濯・買い物など身の回りのことができないなど日常生活に支障があり、要支援認定の要支援1または2に該当する状態。

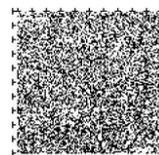
## ら 行

### 老人福祉法

老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、高齢者に対して、その心身の健康保持や生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とした法律。

### リハビリテーション

心身に障害のある者の全人間的復権を理念として、高齢者や障害者の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術をいう。



志布志市 高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画

---

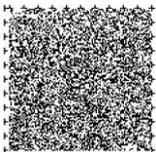
令和3年3月

鹿児島県 志布志市役所

〒899-7192 鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目1番1号

Tel:099-474-1111 Fax:099-474-2281

<https://www.city.shibushi.lg.jp/>





志あふれるまち

志布志市



鹿児島県

SHIBUSHI  
KAGOSHIMA, JAPAN